

令和4年第2回定例会

(6月9日招集)

山都町議会会議録

令和4年6月第2回山都町議会定例会会議録目次

○6月9日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 提案理由説明	3
日程第5 報告第1号 令和3年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	5
日程第6 報告第2号 令和3年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	5
日程第7 報告第3号 令和3年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	7
日程第8 報告第4号 令和3年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について	8
日程第9 報告第5号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	8
日程第10 報告第6号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	10
日程第11 報告第7号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	12
日程第12 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について	14
日程第13 議案第54号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第2期））	16
日程第14 議案第55号 工事請負契約の締結について（（仮称）山都町総合体育館建築工事）	19
散会	23

○6月14日（第2号）

出席議員	24
欠席議員	24
説明のため出席した者の職氏名	24
職務のため出席した事務局職員	25
開議	25
日程第1 一般質問	25
10番 吉川美加議員	25
3番 眞原 誠議員	39

2番 坂本幸誠議員	53
8番 藤川多美議員	63
散会	76

○6月15日（第3号）

出席議員	77
欠席議員	77
説明のため出席した者の職氏名	77
職務のため出席した事務局職員	77
開議	78
日程第1 一般質問	78
6番 矢仁田秀典議員	78
4番 西田由未子議員	87
散会	101

○6月16日（第4号）

出席議員	102
欠席議員	102
説明のため出席した者の職氏名	102
職務のため出席した事務局職員	103
開議	103
日程第1 議案第50号 山都町介護保険条例の一部改正について	103
日程第2 議案第51号 山都町税等の減免に関する条例の一部改正について	104
日程第3 議案第52号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	105
日程第4 議案第53号 令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	120
日程第5 議案第56号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	122
日程第6 議案第57号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	123
日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	124
日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	124
日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	124
日程第10 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	124
日程第11 委員会報告 陳情等付託報告について	127
日程第12 委員会の閉会中の継続審査申出について	129
日程第13 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	129
閉会	130

6 月 9 日（木曜日）

令和4年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年6月9日午前10時0分招集
2. 令和4年6月9日午前10時0分開会
3. 令和4年6月9日午前11時51分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 報告第1号 令和3年度山都町一般会計継続費繰越計算書について
 - 日程第6 報告第2号 令和3年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第7 報告第3号 令和3年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について
 - 日程第8 報告第4号 令和3年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第9 報告第5号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について
 - 日程第10 報告第6号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について
 - 日程第11 報告第7号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について
 - 日程第12 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について
 - 日程第13 議案第54号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第2期））
 - 日程第14 議案第55号 工事請負契約の締結について（（仮称）山都町総合体育館建築工事）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 梅 田 穰 副 町 長 能 登 哲 也

教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	坂 本 靖 也
清和支所長	木 野 千 春	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	荒 木 敏 久	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝	健 康 ほ け ん 課 長	木 實 春 美
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智	商 工 観 光 課 長	藤 原 章 吉
学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	飯 星 和 浩	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） ただいまから令和4年第2回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、坂本幸誠君、3番、眞原誠君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他はお手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（藤澤和生君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

令和4年第2回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

町内では5月から6月にかけて田植えが行われておりますが、冬場に積雪が少なく、春先からも、例年に比べて雨が少ない状況が続き、一部の地域において苗や水の管理に御苦労されているとお聞きしております。また、主力の夏秋野菜についても作業が本格化しており、農繁期を迎えております。本町の基幹産業でもあります農業経営が更なる高収益となることを期待しているところであります。

これから、いよいよ梅雨の季節を迎えます。恵みの雨となることを期待しますが、一方では災害が発生しやすい季節でもあります。町民の皆様には、日頃から気象情報に注意を払っていただき、自分の「命を守る」ことを第一に考えた行動を取っていただきますよう、お願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本町においても、本年に入ってから感染者の増加傾向が続きました。4月には1か月間で145人の感染者が確認されるなど、まだまだ収束には時間がかかりそうな状況であります。

そのような中、全国的に、感染防止対策を取りながら社会活動や経済活動を行う動きが広がっております。町といたしましても、感染状況に留意しながら各種施策に取り組んで参ります。

ワクチン接種につきましては、4回目のワクチンの接種を高齢者施設を皮切りに6月中旬から開始できるよう準備を進めております。町民の皆様には、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

令和5年度の九州中央自動車道の矢部インターチェンジまでの開通後の町づくりを見据えた事業を進めるため、4月に役場組織の機構改革を行い、新たな体制をスタートさせました。

町づくりの重要施策としている「有機の町づくり」や「持続可能な町づくり」などに対応するため、農林振興課に有機農業推進室、山の都創造課にSDGs推進室をそれぞれ新たに設置し、山都町の特長を活かしたまちづくりと多様化する町の施策への体制の充実を図っております。

「有機農業やSDGsへの取り組み」といたしましては、ホテル日航山都ファーム開設に関する協定をホテル日航熊本と結び、有機JAS認証を受けた農場において農業体験イベントを開催するなど、生産者と消費者をつなぐ取組を連携して進めてまいりたいと思います。

地域社会への貢献を経営理念に掲げられているユナイテッドトヨタ熊本株式会社と包括連携協定を結び、有機農産物の普及及びCO₂排出量の削減に向けた取組を実現するため、連携を図り、地域社会の持続的な発展を目指します。

NPO法人ORGANIC SMILEが「有機の学校」を開校され、新規就農や技術向上を目指す研修を始められました。これから多くの方々が研修を受けられることにより、有機農業に

取り組む人材育成につながり、有機農業日本一の町の一翼を担っていただけると期待をしております。

九州中央自動車道については、新たな工事区間としての清和インターチェンジまでの矢部清和道路の事業化が決定されました。一日も早い全線開通に向けて、引き続き、議会の皆様と共に活動を推し進めて参りたいと思います。

清和文楽につきましては、人気漫画「ワンピース」を題材とする新作の公演が、11月に県立劇場において上演されることが発表されました。世界的に人気のある作品を文楽で上演することにより、若い世代へも清和文楽を知っていただく絶好の機会であると期待をしております。

通潤橋については、6年ぶりに通潤橋の橋上公開を開始し、一般の方々の通行が可能となりました。有料ではありますが、これまで3,000人を超える多くの方々に通行していただきました。また、久しぶりに、新茶祭りやお田植祭りなども開催されるなど、にぎわいも戻りつつあります。今後、コロナが終息に向かい、国内外から多くの方々にお越しいただけることを期待しております。

旧蘇陽高校跡地において、町では2校目となる広域通信制高校やまと高校が開校されました。今後、多くの生徒の皆さんに山都町を訪れていただき、勉学に励まれることを期待しております。

最後になりましたが、これまで最重要課題として取り組んでおりました平成28年熊本地震・豪雨災害復旧工事も令和3年度まででほぼ完了いたしました。しかし、昨年度も400件を超える災害が新たに発生しており、復旧工事中のものと合わせまして、町内建設業者の皆様方の協力をいただきながら対応に努めてまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。今回の定例会に提出する議案は、報告8件、条例2件、補正予算2件、その他7件、合計19件です。

報告第1号から第4号は、地方自治法施行令第145条第1項に規定する令和3年度一般会計における継続費同施行令第146条第2項の規定による令和3年度一般会計及び特別会計における繰越明許費、並びに同施行令第150条第3項の規定などの規定による令和3年度一般会計における事故繰越し、それぞれにおける令和4年度への繰越計算書の報告です。

報告第5号から第8号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している法人について、その経営状況を報告するものです。

次に、議案第50号から第51号は、それぞれ必要な条例の一部改正を行うものです。

議案第52号から第53号は、令和4年度における一般会計及び事業会計の補正予算です。

議案第54号と第55号は、工事請負契約に関するものです。

議案第56号は、山都町が加入します熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更に関するものです。

諮問第1号から第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めるものです。

以上、提案理由について説明いたしました。詳細については、担当課長から説明させていただきますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 報告第1号 令和3年度山都町一般会計継続費繰越計算書について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、報告第1号「令和3年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、報告第1号、令和3年度山都町一般会計継続費繰越計算書について説明いたします。

次のページの計算書をお願いいたします。

なお、本計算書は円単位で表示をしております。

本件は、令和3年度第1号補正予算において、令和3年度から令和4年度事業として設定いたしました継続費2件と、第8号補正予算において、令和3年度から令和5年度までの事業として設定いたしました継続費1件について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、支出が終わらなかったものを実際に翌年度、つまり令和4年度に繰り越した金額について議会に報告を行うものです。

7款土木費2項大矢野原演習場周辺民生安定事業、町道水の田尾下鶴線改良工事に係るものとして、継続費総額1億565万円のうち、令和3年度予算額2,400万円から支出済額及び支出見込額を差し引いた残額の395万3,986円が、実際に令和4年度に繰り越した額となるものです。

次に、7款土木費4項下市PFI住宅整備事業工事に関するものとして、継続費総額2億9,300万1,000円のうち、令和3年度予算額1億829万3,000円から支出済額及び支出見込額21万6,672円を差し引いた残額の1億807万6,328円が、実際に令和4年度に繰り越した額となるものです。

次に、9款教育費5項総合体育館建設事業工事に関するものとして、継続費総額22億3,000万円のうち、令和3年度予算額3億5,000万円で、支出済額及び支出見込額がありませんでしたので、残額の3億5,000万円が、実際に令和4年度に繰り越した額となるものです。合計の欄は、この三つの事業の合計となるものです。

この継続費につきましては、設定期間中の年度で支出ができなかった場合には、翌年度に繰り越して使用できるものでございます。

令和4年6月9日提出、山都町長。

以上、報告をいたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第1号の報告が終わりました。

よって、報告第1号「令和3年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第6 報告第2号 令和3年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、報告第2号、令和3年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、報告第2号、令和3年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

令和3年度の第8号、第9号及び第10号補正予算において、設定、追加及び変更を行いました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に翌年度、つまり令和4年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

2款総務費につきましては、地籍調査事業、新型コロナウイルス感染症対策事業（学校教育課）、感染症対策用品等の購入、SDGs推進事業、先進地視察研修費用、新型コロナウイルス感染症対策臨時特別給付金給付事業、非課税世帯に対する給付金、社会保障・税番号制度システム改修整備事業、マイナンバーカードを用いたワンストップサービス提供のための住民基本台帳システム整備の5件4億6,388万3,000円。

5款農林水産業費につきましては、情報収集等業務効率化支援事業（農業委員会）、全国農業会議の共同購入の納入時期が4月以降になったためのもの、土地改良事業、町単独地元用水路補助金、林業土木管理事業、林道整備、治山事業、単県治山事業において、労働者が過去に不測の日数を要したためのものの4件、2,119万1,000円。

6款商工費につきましては、町有施設解体事業、旧浜町会館立体駐車場解体事業、道の駅整備事業、建築の適正工期を確保するためのもの、通潤橋前公園整備事業、設置企画見直しにより年度内納期が見込めなかったものの3件4億8,322万3,000円。

次のページをお願いいたします。

7款土木費につきましては、戸建て木造住宅耐震改修等事業、木材不足により納品が遅れたためのもの、道路維持事業、労働者確保及び施工内容協議に不測の日数を要したものの、町道維持管理基金事業、小規模舗装・補修で人手の不足によるもの、地方創生道整備推進交付金事業、長谷埋立線等全3路線、労働力確保や資材調達に日数を要したものの、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、久留見尾鍛冶床線測量設計業務において地質調査が必要になったもの、社会資本整備総合交付金事業、瀬戸福良線道路改良工事等全4路線、地権者との調整や労働者確保に日数を要したものの、道路メンテナンス事業、感染防止のため関係機関協議ができなかったためのもの、木造仮設住宅移築事業、入居者の移転に不測の日数を要したものの8件4億8,704万円。

9款教育費につきましては、旧下名連石小学校敷地災害復旧事業、入札不調・不落により、年度内完了が見込めなかったもの、清和中学校外壁落下防止事業、12月補正予算計上によりまして、適正工期確保のため、給食管理事業、入札不調により契約が遅れ、納期の遅れで年度内完了が見込めなかったもの、文化的景観保護推進事業、通潤橋周辺遊歩道整備工事において施工方法等変更により期間を要したものの、通潤橋保存活用事業、感染症対策のため打合せ等に時間を要したものの、中央グラウンド周辺整備事業、運動公園内芝生広場南側調整池工事の適正工期と受入土の調整に時間を要したものの6件3億1,399万2,000円。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費につきましては、農地・農業施設災害、林業施設災害、公共土木施設災害復旧事業に係る現年度分と過年度分5件12億4,370万8,000円。

以上、全31件、総額30億1,303万7,000円でございます。

令和4年6月9日、山都町長です。

以上、報告をいたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第2号の報告は終わりました。

よって、報告第2号「令和3年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第7 報告第3号 令和3年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、報告第3号「令和3年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、報告第3号、令和3年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

事故繰越しにつきましては、地方自治法第220条第3項に基づきまして、歳入予算経費の金額のうち、年度内に支出負担行為、原則として契約を結んでいる分でございます。避けがたい理由によりまして、令和3年度内に支出が終わらなかった分につきましては、翌年度、つまり令和4年度に繰り越した金額について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告を行うものです。

次のページをお願いいたします。

表の支出負担行為額から支出済額を差し引いた金額となり、翌年度繰越額でございます。

まず、5款農林水産業費につきましては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業被災農業者支援型で、農業用ハウスの再建及び修繕を行う事業でございます。

次に、6款商工費につきましては、道の駅整備事業（地方創生拠点整備交付金事業）で、敷地造成工事及び広場外構整備工事を行う事業でございます。

次に、7款土木費につきましては、道路メンテナンス事業で、町道白小野橋詰橋の橋詰橋架け替え工事を行う事業でございます。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費につきましては、農業施設災害、林業施設災害及び公共土木施設災害復旧事業、合わせて5事業でございます。

表の合計欄をお願いいたします。支出負担行為額合計額13億5,359万1,909円から支出済額6億2,915万3,709円を差し引いた7億2,443万8,200円を令和4年度に繰り越すものです。繰り越しに至った原因につきましては、表の左端の説明欄に記載しております。

令和4年6月9日提出、山都町長です。

以上、報告いたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第3号の報告が終わりました。

よって、報告第3号「令和3年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第8 報告第4号 令和3年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、報告第4号「令和3年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。それでは、報告第4号、令和3年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について説明します。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）における繰越明許費の金額のうち、実際に翌年度へ繰り越した金額について報告を行うものです。

2ページ目を御覧ください。1款総務費1項総務管理費、事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額272万6,000円、翌年度繰越額272万6,000円、左の財源内訳は、国支出金204万円、一般財源68万6,000円でございます。

本事業は、町道水の田尾下鶴線道路改良工事と並行して施工する水道管更新工事ではありますが、先行する道路工事につきまして、改良区間の橋梁下部工が、昨年11月の大雨で3か月遅延が生じ、本事業に関しても3か月遅延が生じたため繰り越すこととなったものであります。

計、金額272万6,000円、翌年度繰越額272万6,000円、左の財源内訳は、国支出金204万円、一般財源68万6,000円。

令和4年6月9日提出、山都町長。

以上、報告いたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第4号の報告が終わりました。

よって、報告第4号「令和3年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第9 報告第5号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、報告第5号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、報告第5号について説明いたします。

報告第5号、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し、報告する。

令和4年6月9日提出、山都町長。

有限会社「虹の通潤館」につきましては、平成8年4月に、農林産物、畜産物、加工品、観光物産等の販売を目的に設立された有限会社でございます。当時は物産館を運営しておりましたが、平成14年から宿泊施設の運営が新たに加わり、国民宿舎通潤山荘のリニューアル後の運営も併せて行っているところです。平成26年4月からは国民宿舎の運営のみを行っております。

資本金総額が500万円で、町が200万円、株式会社ジャパックスが150万円、JAかみましき、山都町商工会が75万円ずつ出資をしております。

現在の役員体制は、取締役4名、監査役1名の体制です。取締役会及び役員会の開催状況ですが、9回開催をされております。

事業内容については1ページから5ページに記載がありますが、まず1ページを御覧ください。

1ページは総括と部門別実績比較でございます。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きく、第4波から第6波まで150日以上のもん延防止措置が行われ、宿泊業や飲食業、旅行業、交通産業など、観光産業にとって深刻な状況が続いた1年でありました。

有限会社虹の通潤館でも、観光事業を支援するため10月から再開した県のくまもと再発見の旅や、地域共通クーポン、町の旅行助成事業である山の都に泊まろうキャンペーンと連動して、積極的に売り込みました。10月から12月までは回復傾向が続きましたが、年明けの1月から第6波によるもん延防止措置により、宿泊助成事業の一時停止などや移動制限により大きく売上げが落ち込んだところです。

まず1ページ、表1の部門別実績比較の表ですが、レストラン部門で前年を割り込んでおりますが、それ以外の部門では前年比2割から6割増加をしております。

合計の欄ですが、令和3年度の全体の利用者は6万6,066人です。前年比1万1,183人の増で、2割増となっております。しかし、記載はございませんが、コロナ前の平成30年と比較してみますと、3万9,000人ほど減少しております。6割強までしか回復をしております。

売上げも3,100万円の増収となり、前年比37%の増加ですけれども、これも平成30年と比較してみますと、9,100万円の減で、6割程度しか回復をしております。

運営上、大変厳しい状況が続いております。

2ページから5ページは、部門別分析を行っております。宿泊部門、宴会部門、レストラン部門、売店、温泉館部門となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

8ページの損益計算書を御覧ください。売上高ですけれども、1億1,420万2,061円が売上総額でございます。

次に、期首商品棚卸高と仕入れ高を足しまして、期末棚卸高を差し引いた売上原価が2,400万8,599円となり、売上総利益が9,019万3,462円となります。販売費及び一般管理費の内訳は、御覧のとおりです。合計が9ページになりますが、1億3,464万3,525円を差し引いた営業損失が4,445万63円となります。

次に、営業外収益の欄です。受取利息と雑収入でございますが、雑収入には、昨年、基本協定書に基づく、コロナの影響を受けて売上げが減少した分を町が指定管理料として支払った税込み金額で3,659万7,000円ですけれども、これと雇用調整助成金615万円、それと国の月次支援金80

万円、県観光連盟コロナ対策助成金81万円、コロナ対策特別資金利子補給金43万円などが計上されております。

次に、営業外費用である支払い利息等を差し引いた経常損失が169万8,598円となります。さらに、法人税、住民税及び事業税の7万1,000円を差し引いた当期純損失が176万9,598円となります。

次に、10ページの株式資本等変動計算書を御覧ください。

右から4列目の繰越利益剰余金の欄です。左側の当期首残高がマイナス7,428万8,158円となっています。当期の純損失の176万9,598円を加えまして、当期末残高がマイナス7,605万7,756円となります。

7ページに戻りまして、今申し上げました数字が、貸借対照表の右下の純資産の部の繰越利益剰余金の欄の金額となります。

表の左側、資産の部ですが、流動資産、固定資産の合計が、一番下、資産の部の合計になりますが、1,053万701円となります。この資産合計から右側の負債の部合計7,771万3,457円を差し引きますと、純資産の部の一番上の株式資本の欄ですが、マイナス6,718万2,756円となります。これが有限会社虹通潤館の総資産となります。純資産がマイナスですので、経営状況は厳しい状況でございます。

資産の部の売掛金は、くまもと再発見の旅などの宿泊助成事業補助金や旅行会社の売掛金です。それと、負債の部の買掛金、未払金については、支払い期限の規定にない仕入れ、社会保険料、電気料、燃料費、賃金等です。長期借入金については、金融機関と出資会社からの借入金の借入残高となっております。

以上、有限会社虹の通潤館の経営状況報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 報告第5号の報告が終わりました。

よって、報告第5号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第10 報告第6号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、報告第6号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、報告第6号について御説明いたします。

報告第6号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し、報告する。

令和4年6月9日提出、山都町長。

まちづくりやべにつきましては、平成13年8月に設立され、中心市街地の活性化事業のほか、人材派遣事業、地籍調査事業、光通信事業及び携帯電話の営業、販売、アフターサービスなどの通信事業、やまと文化の森の管理運営、山の都地域しごと支援事業、学習塾事業にも取り組んで

おります。

資本金は2,000万円で、総株主は87人です。内訳は、町が200株1,000万円、個人出資分は161株805万円、自社株39株195万円で構成されております。

1 ページに、役員構成が記載されております。役員は取締役5名と監査役2名となっております。

2 ページに、事業部ごとの社員数が記載されております。全社員数38名となっております。

3 ページに移ります。各事業部門ごとの事業内容、受注額、原価等を記載してあります。まず、人材派遣事業部は、町立保育園5園へ派遣社員10名、ケアマネジャー3名、そよう病院8名と派遣契約し、その労務管理を行っております。

受注額の6,973万円から受注原価6,415万円を差し引いた粗利が558万円です。

地籍調査事業部は、矢部地区麻山・上川井野・川野の一筆地現地調査を実施しております。受注額6,431万円から受注原価2,890万円を差し引いた粗利が3,541万円となっております。

企画事業部では、中心市街地の活性化事業を主に担当し、食事処「よこまち」の運営委託事業、そよう病院の清掃事業、山の都地域ごと支援事業、学習塾、文化の森の管理運営等、幅広く取り組んでおります。受注額2,184万5,000円から受注原価3,250万円を差し引いた粗利が、マイナスの1,065万5,000円です。

通信事業部では、町内外の光通信及び携帯電話の営業、販売、アフターサービスを実施しております。受注額5,585万2,000円から受注原価5,439万円を差し引いた粗利が146万2,000円です。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。売上高ですけれども、補助金収入、派遣事業収入、企画事業収入、地籍事業収入、通信事業収入、家賃収入を合わせまして、2億1,183万7,411円が売上総額でございます。

次に、売上原価です。期首貯蔵品棚卸高、材料費、業務委託費、事務委託費、商品仕入高、派遣給料手当、派遣法定福利費、期末貯蔵品棚卸高の売上原価の合計が1億1,563万7,437円となり、9,619万9,974円が売上総利益でございます。

次に、販売一般管理費の合計が8,675万6,741円ございまして、これらの一般管理費を差し引いた営業利益が944万3,233円となります。営業外収益7万5,939円と特別利益13万9,086円を加えた税引前当期純利益が965万8,258円となり、法人税、県民税、事業税、法人町民税等を合わせた法人税等充当額を差し引いた当期純利益が740万7,204円となります。

次に、6ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。利益剰余金の欄の繰越利益剰余金を御覧いただくと、前期末残高の4,478万8,186円に当期利益の740万7,204円を加えて、株主配当、利益準備金を差し引きまして、当期末残高が5,119万2,890円となります。この数字が、4ページに戻りますが、4ページの貸借対照表右下の純資産の部の繰越利益剰余金の欄の金額となります。貸借対照表の左側、資産の部の流動資産と固定資産の合計が、一番下の資産合計8,132万5,812円となります。この資産合計から右側の負債の部、負債合計1,108万2,922円を差し引きますと、純資産の部、一番上の株式、株主資本7,024万2,890円となります。これが株式会社まちづくりやべの総資産となります。

以上で、株式会社まちづくりやべの経営状況報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 報告第6号の報告が終わりました。

よって、報告第6号「株式会社まちづくやべ」の経営状況については、報告済みとします。

日程第11 報告第7号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、報告第7号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 報告第7号について御説明いたします。

報告第7号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し、報告する。

令和4年6月9日提出、山都町長。

清和文楽の里協会につきましては、平成9年4月に財団法人として設立され、山都町清和地域に存在する貴重な伝統芸能清和文楽と食文化を伝承、啓発し、また、自然景観を活用することで地域の発展に貢献し、豊かで快適な生活がある農村文化邑を創造するという設立目的を達成するために、積極的な取組を行っていただいております。

まず2ページを御覧ください。⑤の役員等に関する事項ですが、理事4名、評議員7名、監事2名となっております。

次に、⑥職員に関する事項です。職員は8名、このほかパート11名と、清和文楽人形芝居保存会が8名です。

次に、4ページに（4）管理施設の概要と、2、法人会議の経過として、理事会、評議員会、監査等の開催状況でございます。

5ページに移りまして、3の利用者数の状況ですが、コロナ禍の状況で、前年度を上回る集客ができましたけれども、文楽館、天文台、物産館合わせまして、令和3年度は9万2,933人の利用がっております。前年比1万3,116人増加しております。令和元年度が10万人を超えておりますので、コロナ前と比較すると、93%程度まで回復をしております。

各施設の事業報告については、6ページから16ページにかけて記載がありますけれども、概要を申し上げます。

まず、清和文楽館です。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、劇場音楽堂における新型コロナウイルス感染予防ガイドラインを遵守し、公演が実施されております。昨年より延期してございました九州人形芝居フェスティバルは、感染拡大を防止するために、10月、11月の清和文楽定期公演に合わせて、毎回1団体の出演として、全6日間で425名に鑑賞をいただいております。

県内の小学4年生の社会科見学では、83校5,557名に利用されております。また、熊日主催のくまTOMO特別授業では「むじな」を公演し、親子15組がオンライン形式で参加、肥後銀行の

肥後の里山ギャラリーワークショップでは、「日高川入相花王」ミニ公演と人形解説が行われております。

後継者育成として、教育委員会と連携し、文楽講座を毎週水曜日に開催されております。小学生13名、中学生2名、一般の部に8名の参加があり、太夫、三味線、人形遣いに分かれ、文楽館職員や保存会員が指導に当たっております。

11ページに移ります。清和物産館は、令和3年度中にまん延防止等重点措置の期間が150日にも及び、行動制限が続く中の営業で、大変厳しい状況でした。経常収益は前年比で1.5%減、コロナ前の平成30年度比で20%減となりました。食堂では、熊本県の飲食店感染対策の認証を受け、安全対策を施し、「肥後アマビエ戀歌異聞」のオリジナルグッズの販売、新商品「ジビエ猪肉まん」の販売など営業努力も行いましたが、売上げを伸ばすことはできませんでした。

14ページに移りまして、天文台につきましても、コロナ禍の中ではありましたが、経常収益は前年比14%増、コロナ前の平成30年度と比べても12%増となりました。県や町の宿泊応援事業を活用し、全体売上げの下支えになったところです。

17ページから決算報告書になっておりますけれども、19ページの正味財産増減計算書内訳表を御覧ください。文字が小さくて申し訳ございませんが、御覧のとおり、清和文楽館、天文台、物産館、法人会計、合計と分かれておりますので、一番右端の合計の欄で御説明いたします。

一番左側の科目の欄の3段目、(1)経常収益の欄からですが、基本財産運用益として15万5,196円、天文台販売収入44万4,008円、物産館販売収入6,384万3,959円、利用料金収入、2施設合わせまして1,523万7,665円。受託事業収入3,811万1,614円、うち受託料収入の2,495万8,182円は、文楽館、天文台の指定管理料となります。

町費補助金等収入と国費補助金等収入は、内訳については、22ページの5番に補助金等の内訳に記載されておりますが、町補助金等収入が79万9,960円。これについては、高速充電器補助金、浄化槽維持管理支援補助金、山都町事業継続支援給付金です。

それと国費、補助金等の収入については1,235万3,472円ですけれども、雇用調整助成金、それと宿泊事業者による感染防止対策補助金、それと認証店衛生管理設備補助金、それと九州人形フェスティバルの補助金、それと木製堀普及促進モデル事業補助金、木を活かした景観づくり補助金、文化施設の感染拡大防止補助金です。

また、戻りまして、加工事業収入は500万6,430円です。それと郷土料理事業収入は、天文台と物産館の合計で2,140万4,786円。雑収益169万4,615円は、自販機手数料、宿泊のキャンセル料などが入っております。経常収益計が1億4,589万8,273円となります。

次に、経常費用でございます。事業費である販売等の仕入れ、給料等の人件費、消耗品、光熱水費、管理費を含めまして、20ページになりますが、経常費用計が1億4,765万1,380円です。3段下の欄になりますが、当期経常増減額、経常収益から経常費用を差し引いた額になりますが、マイナス175万3,107円となります。

施設ごとに見ますと、文楽館がマイナス371万7,436円、天文台が262万609円、物産館が453万3,389円。法人会計欄ですが、施設全体に係る分としてマイナス518万9,669円となりまして、先

ほど申し上げました当期経常増減額がマイナス173万3,107円となります。

2番の経常外増減の部で経常外費用として、固定資産圧縮損として237万970円の計上がありました。これは国庫補助金を活用して固定資産を取得した場合に、固定資産圧縮損という勘定で損失を計上して、補助金に税金がかからないようにするものです。

さらに、法人税、住民税及び事業税の7万1,000円を差し引き、当期一般正味財産増減額がマイナス419万5,077円となります。

昨年度末の一般正味財産期首残高が9,146万7,661円ありましたので、一般正味財産増減額を加えますと、一般正味財産期末残高が8,727万2,584円となります。これに指定正味財産期末残高の3,000万円を加えますと、一番下段の正味財産期末残高の1億1,727万2,584円となります。

次に、18ページに戻っていただきまして、貸借対照表内訳表を御覧ください。上段の1、資産の部、1、流動資産と2、固定資産の合計が、資産の部の一番下にありますが、真ん中ほどより下くらいになると思いますが、資産の部の合計1億2,871万9,907円となります。この資産合計から負債の部合計の1,144万7,323円を差し引きますと、大きな3番の正味財産の部の下から2段目になりますが、正味財産の部合計1億1,727万2,584円となります。これが一般財団法人清和文楽の里協会の総資産となります。

22ページをお開きください。固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高です。当期末残高で、388万9,374円となっております。

23ページをお開きください。1、基本財産及び特定資産の明細です。一番右の欄の期末帳簿価格で申し上げますと、基本財産3,000万円、特定資産計6,958万8,843円となっております。

以上で、一般財団法人清和文楽の里協会の経営状況報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 報告第7号の報告が終わりました。

よって、報告第7号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第12 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について

○議長（藤澤和生君） 日程第12、報告第8号「有限会社「清和資源」の経営状況について」報告を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 報告第8号について報告させていただきます。

報告第8号、有限会社「清和資源」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「清和資源」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し、報告をいたします。

令和4年6月9日提出、山都町長です。

清和資源につきましては、平成13年6月に測量業務、地籍調査業務の一筆調査等を請け負う会社として、町の出資金300万円をもって設立されている有限会社でございます。

役員は、取締役4名、監査役2名となっております。

平成29年7月からは、山都町鳥獣処理加工施設の管理運営業務を受託しております。

それでは、令和3年度の経営状況について御説明いたします。資料の下のほうに記載してありますページ数にて説明させていただきます。

1枚めくっていただき、1ページでございます。1ページ目は、一筆地調査、測量業務等の受託状況でございます。町からの受託業務としまして、地籍調査に伴います一筆地調査、閲覧業務及び日本型直接支払いに伴います多目的機能支払事業管理状況調査としまして、合計で9,375万1,151円の収入となっております。測量業務・その他業務としまして、423万1,480円の収入となっております。

2ページ目は、鳥獣処理加工施設の処理実績でございます。

平成30年度から令和元年度にかけての持込み頭数は増加の傾向にありましたが、令和2年度は、持込み件数が前年度比28%の減となり、御覧いただいております令和3年度に関しましても、ほぼ横ばいとなっております。

販売量につきましても、前年度と比較すると、約5%の減となっております。

それでは、3ページからの第21期の決算報告書で御説明いたします。

5ページの損益計算書を御覧ください。売上げです。測量設計受託収入9,375万1,151円、測量助手人夫賃収入としまして423万1,480円となっております。また、鳥獣処理加工施設における精肉加工品販売収入1,590万7,773円、有害獣施設受託収入544万5,000円、運賃収入98万5,369円で、純売上は1億2,032万773円となっております。

当期製品製造原価1,346万2,996円を差し引きまして、売上総利益は1億685万7,777円でございます。

当期製品製造原価につきましては、鳥獣処理加工施設に関するもので、内訳は7ページに記載してありますので、後で御覧ください。

5ページ、損益計算書左側の中ほど、販売費及び一般管理費としまして5,778万182円でございます。この販売費及び一般管理費につきましては、次の6ページに内訳を記載してありますので、後で御覧いただきたいと思っております。

損益計算書、これらの一般管理費を売上純利益から差し引き、営業利益が4,907万7,595円となっております。

その他、営業外収益を足して、経常利益が5,009万2,053円となります。

特別利益としまして、貸倒引当金戻入17万5,000円。

特別損失としまして貸倒引当金繰入3万8,000円で、税引き前の当期純利益が5,022万9,051円となります。

法人税、県民税、事業税、町民法人税と合わせました法人税等充当額1,778万8,200円を差し引いた当期純利益は3,244万851円となります。

続いて4ページをお願いします。貸借対照表の一部について説明させていただきます。

右側下段の純資産の部を御覧ください。

下から2番目、現在の純資産は1億7,485万8,624円となっております。内訳としましては、5

ページの損益計算書による当期の純利益が3,244万851円でしたが、前年度までの繰越利益剰余金の1億3,941万7,773円と合わせまして、当期の純利益剰余金は1億7,185万8,624円となります。これに資本金300万円と合わせまして、現在の純資産は1億7,485万8,624円となっております。

以上、有限会社清和資源の経営状況報告でございます。

○議長（藤澤和生君） 報告第8号の報告が終わりました。

よって、報告第8号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は報告済みとします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第54号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第2期））

○議長（藤澤和生君） 日程第13、議案第54号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第2期））」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第54号について説明させていただきます。

議案第54号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和4年6月9日提出、山都町長。

工事番号、山教生工第1号。

工事名、山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第2期）。

工事場所、山都町長原地内。

契約金額、8,107万円、税込みです。

契約の相手方、上益城郡山都町上寺1666番地1、株式会社協信総業、代表取締役、高畑博史。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。仮契約書の写しです。

工期以下を説明します。令和4年6月17日から令和4年11月30日まで、請負代金額8,107万円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、株式会社協信総業は、おののおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な

請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和4年6月7日、発注者、山都町長、受注者、株式会社協信総業、代表取締役、高畑博史。資料2を御覧ください。入札結果になります。

6月1日の開札で、予定価格、税抜7,476万5,000円、最低制限価格、税抜6,623万8,442円、11社指名の1社が棄権し、7社が辞退、3社の応札の中で、株式会社協信総業が7,370万円で落札しております。

資料3を御覧ください。工事請負契約概要です。

財源内訳から説明します。全体請負額が8,107万円、交付金3,900万円、社会資本整備総合交付金を行っております。起債3,900万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を充てております。一般財源307万円。

工事内容につきまして説明します。令和3年度繰越工事において、現在、1期目の芝生広場全体の造成工事を行っておりますが、引き続き第2期の工事としましては、残る駐車場整備及び防災施設整備を行います。各種園路広場整備工、防災施設工、便所施設工があり、記載の内容となっております。

指名業者は、以下の11社となっております。

資料4は、位置図です。

資料5は、上空ドローンでの撮影写真となっております。赤線枠が今回の対象エリアとなっております。

資料6は、上段写真が、県道側から長原集落のほうからですけど、下段写真は、下手の中央グラウンド側から見た写真でございます。

資料7は、計画平面図です。左側が県道南田内大臣線で、進入路は道路事業で行っております。今回新たに赤線で表示しております駐車場と東屋が大小合わせて3基と、パークトイレ1基、かまどベンチ6基、収納ベンチ4基を計画しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 資料3のところでも工事内容の内訳は書いてありますが、その明細の金額を教えてください。

それと、パークトイレについては、この図を見ると、二つなんですか。パークトイレについてもう少し詳しい御説明をお願いします。

以上2点お願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 設計書の内訳、内容については、後で示させていただきますけど、よろしかったでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 内訳については、後ではちょっと困るかなと思いますので、休憩お願いして、準備をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時30分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 大変失礼しました。お答えします。

まず、パークトイレへの設置工事の事業費ですけど、直工ベースで申し上げますと、約1,900万円です。これに諸経費等が加わりますので、1.7倍ぐらいかかります。

それと、パークトイレの概要ですけど、出してもらっていいですか。出ておりますかね。出ておりますでしょうか。概要としては、左の上の四角で囲んであるとおりでございます。右のほうは平面図でございます。男子用と多目的用で計画しております。男子用が便器二つと大便器が一つ、多目的の女子用と兼務して、大便器1となっております。

それと、かまどベンチの件でしょうか。ベンチ工ではトータルで400万円ほどかかっております。これに諸経費が1.7倍ぐらいかかる予定でございます。

東屋ですけど、シェルター構造で1,500万ほどかかっております。諸経費が1.7倍と掛けていただくといいかと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第2期））」は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第55号 工事請負契約の締結について（（仮称）山都町総合体育館建築工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第14、議案第55号「工事請負契約の締結について（（仮称）山都町総合体育館建築工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第55号について説明させていただきます。

議案第55号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和4年6月9日提出、山都町長。

工事番号、山教生工第22号。

工事名、（仮称）山都町総合体育館建築工事。

工事場所、山都町千滝地内。

契約金額、20億5,557万円、税込みです。

契約の相手方、西松・三栄特定建設工事共同企業体、代表者、西松建設株式会社九州支社、常務執行役員、支社長、吉田卓生。

入札の方法、条件付一般競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。仮契約書の写しです。

工期以下を説明します。令和4年6月17日から令和5年11月30日まで。

請負代金額、20億5,557万円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、西松・三栄特定建設工事共同企業体は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得られたとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和4年5月30日、発注者、山都町長、受注者、西松・三栄特定建設工事共同企業体、西松建設株式会社九州支社、常務執行役員支社長、吉田卓生。

資料2を御覧ください。入札結果になります。

5月18日の開札で、予定価格、税抜17億5,612万円。最低制限価格、税抜18億6,873万2,000円。条件付一般競争入札で、1社のみ応札がありまして、西松・三栄特定建設工事共同企業体が18億6,870万円で落札しております。

資料3を御覧ください。工事請負契約概要です。

入札年月日から、令和4年5月18日。

財源内訳、全体、約20億5,557万円。交付金10億2,778万5,000円、社会資本整備総合交付金を充てることにしております。起債10億2,778万5,000円。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び過疎対策事業債を充てていきます。

今回の契約に伴う予算につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間の継続費を設定しております。財源の内訳につきましては、現在の見込みでありまして、変更となる可能性があります。

工事概要について、主な工種は、建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事に分かります。

建築本体工事については、建築基礎地盤の改良を含んでおります。構造は鉄筋コンクリート造2階建て、一部鉄筋造・木造です。延床面積4,491.94平米、建築外構工事につきましては、後で示します資料7の平面図、赤枠ラインまで今回の建築工事で行います。これ以外は、来年度、別途、土木工事で外構工事を行っていく予定でございます。電気設備工事と機械設備工事の設備内容は記載のとおりでございます。

続きまして、施設の概要です。アリーナ面積1,516.71平米、現在の中央体育館アリーナの約1.5倍ほどとなっております。固定客席196席、移動観覧席322席、武道場兼多目的室540.65平米、その他、記載のとおりです。

資料4は、位置図でございます。

資料5は、上段が体育館の鳥瞰図となっております、下段が体育館内部でエントランスホールから見た内部のイメージでございます。

資料6は、上段が体育館アリーナ、下段が武道館兼多目的室のイメージ図でございます。

資料7は、1階平面図でございます。アリーナでは、バスケットボールとバレーボールでは2面、バドミントンでは8面取れるようになっております。武道場兼多目的室は、柔道、剣道、どちらでも対応可能となっております。このほか、トレーニング室と会議室などを設けております。

資料8は、2階平面図です。エレベーターを設けております。車椅子の方でも、2階から観覧できるようにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 資料3の建築本体工事のときに、基礎部改良を含むと御説明ありましたが、地盤のほうの改良工事が進んでいると思うんですけども、それが安定して、本当にあの上に建てても大丈夫な地盤に今なっているのか、それに加えてまた基礎部の改良ということをする必要が出てきたのかということについて御説明をお願いします。

それと、管理運営についてはどのようになっていくのか、もし分かっている部分があれば、お願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 御質問の、基礎構造についてのお尋ねだと思います。お答えします。

今回の設計に当たりましては、事前にボーリング調査を行っております。この得られた地盤データを基に、地盤の専門の技術者と建物の構造設計者において、建物規模や階数、施工計画や工期、予算などを勘案して構造検討を行い、今回の地盤改良を行っております。今回は既成のコンクリート杭を使わずに、深層地盤改良という工法で行っております。

それと、管理につきましては、現在のところはまだ決定しておりませんが、指定管理の方向で考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 名称が仮になつとるんですけど、これは一般公募か何かするんですか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。ネーミングにつきましては、議決をいただいた後に、ネーミングの募集を一般公募で募集する予定でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 先ほどの御説明では、地盤改良は今、ボーリング調査の後にされていて、もう完了したということで承っているのでしょうか。

それと、あのとき心配をしましたよね。ここは、災害時の避難所にもなる体育館なので、例えば、南海トラフ等の大きな地震が来たときに、避難所が壊れてしまつては何にもならないので、しっかりとした設計、施工をお願いしたいというのも申し上げました。そのときには、杭を打つというふうに説明されたとは記憶しているんですけども、今の説明だと、地中に杭は打たないということで、変わったということで理解しているのでしょうか。

2点お願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず、地盤改良については、これから建築と併せて地盤改良した後、建築物を建てるようにしております。

それと、杭は当初打つというふうに説明してはいかがでしょうか。ボーリング調査を行った結果、地盤の安定性を考慮しまして、先ほど申しました専門の技術者と建設の構造設計を協議しまして、今の工法の地盤改良という工法がコストも安くて、それで建物も安定化を図られるということで、そちらに変更しております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 柔道と剣道の共用なんですけど、この資料6のイメージ図を見ますと、

町内の方たちが少人数での練習の借用願のときはこの施設でいいと思いますけれども、大きな大会、剣道ならば、このアリーナで大丈夫ですが、山下さんの生誕地でもあるということから、柔道の競技が今後多くなりはないかと思えます。そのときに、柔道の大会が果たしてここでできるのかなという心配もありますが、アリーナを使う場合は、やっぱり整備をしなくちゃいけないと思いますけれども、どのように考えておられますか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。基本的に、左のほうに、写真6の資料6の下のほうは、柔道、武道場になります。ここは、手前に柔道をされている写真があるかと思えますけど、ここが2面、手前のほうで120畳ぐらいあります。奥のほうでも120畳ぐらい使えます。これを使って、また、アリーナも同時に使うことも可能かと思えます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 駐車場の台数は大体何台ぐらい予定されていますか。

それともう一つ、これはちょっと要望があったんですけども、この総合運動公園の外周を歩くスペースとかあるのか聞いてとってくれと言われたんですが。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。駐車場につきましては、今回、工事に入っておりませんが、後の外構工事に入ってきます。そこで、130台を計画しておるところでございます。

それとランニングコースということでございますけど、資料の8番を見ていただくと、ランニングロードということで、2階部分が約170メートルほどのランニングコースを造っておりますので、よろしかったでしょうか。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 先ほど、障害者の車椅子の方も便利に観覧できるように、エレベーターもあるということで、大変いいことだと思います。そして、障害者の方は見に来られるだけでなく、バスケットとか、いろんなスポーツもされるわけですね。なので、車椅子バスケットとかの大会の誘致をするのに当たってはどのようにお考えなのか。

それと、避難所としての機能ということを考えてときに、ペット連れの避難が問題になっているというふうに聞いておりますが、どこかペットと一緒に避難ができるようなスペースとか、そういうのを考えていらっしゃるのか。

2点お尋ねをします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず1点目の車椅子の方も、大会あたり、参加することがというところで、使用に耐えられるかというところでございますけど、全体ユニバーサルデザインで、障害者のある方も車椅子で出入りができるように、そういう設計になってお

ります。

また、ペットの避難でございますけど、ここではペットの避難は考えておりません。どうしてもペットの避難をしたいという方は、この軒先辺りにペットを置いていただいて、そういう対応になるかなというふうに、今のところ考えているところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） さっき言ったランニングコースは、この運動公園の外周を歩くことができるかどうかということですよ。体育館の中じゃなくて。わざわざ4人ぐらいで、運動公園まで歩きに行きよる人がおるとですたい。地元にもそぎゃんして運動公園ができるなら、その外周を安心して歩けるような施設があるかを聞いてとってくれということです。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 今ちょっと資料を送らせていただきましたが、ここで、町営グラウンド周辺に周回コースのコースはあります。これで代用していただきたいというふうに思っております。ランニングコースを造るということです。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「工事請負契約の締結について（（仮称）山都町総合体育館建築工事）」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午前11時51分

6 月 14 日（火曜日）

令和4年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年6月9日午前10時0分招集
2. 令和4年6月14日午前10時0分開議
3. 令和4年6月14日午後3時02分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 10番 吉川美加議員
- 3番 眞原 誠議員
- 2番 坂本幸誠議員
- 8番 藤川多美議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 東 浩 昭 | 2番 坂 本 幸 誠 | 3番 眞 原 誠 |
| 4番 西 田 由未子 | 5番 中 村 五 彦 | 6番 矢仁田 秀 典 |
| 7番 興 梶 誠 | 8番 藤 川 多 美 | 9番 飯 開 政 俊 |
| 10番 吉 川 美 加 | 11番 後 藤 壽 廣 | 12番 工 藤 文 範 |
| 13番 藤 原 秀 幸 | 14番 藤 澤 和 生 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 町 長 | 梅 田 穰 | 副 町 長 | 能 登 哲 也 |
| 教 育 長 | 井 手 文 雄 | 総 務 課 長 | 坂 本 靖 也 |
| 清 和 支 所 長 | 木 野 千 春 | 蘇 陽 支 所 長 | 村 上 敬 治 |
| 会 計 管 理 者 | 荒 木 敏 久 | 企 画 政 策 課 長 | 北 貴 友 |
| 税 務 住 民 課 長 | 高 橋 尚 孝 | 健 康 ほ け ん 課 長 | 木 實 春 美 |
| 福 祉 課 長 | 高 野 隆 也 | 環 境 水 道 課 長 | 有 働 頼 貴 |
| 農 林 振 興 課 長 | 松 本 文 孝 | 建 設 課 長 | 西 賢 |
| 山 の 都 創 造 課 長 | 長 崎 早 智 | 商 工 観 光 課 長 | 藤 原 章 吉 |
| 学 校 教 育 課 長 | 工 藤 博 人 | 生 涯 学 習 課 長 | 上 田 浩 |
| そ う 病 院 事 務 長 | 飯 星 和 浩 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

6人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、明日2人としたいと思います。順番に発言を許します。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 皆さん、おはようございます。10番、吉川です。令和4年第2回定例会の一般質問の先頭を務めさせていただきます。今日も足元の悪い中、シニアクラブの皆さんをはじめ、大勢の皆さんに傍聴にお越しいただき本当にありがとうございます。本定例会でも6名の議員が質問いたします。それぞれの視点でまちづくりへの提案をまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、梅雨に入りました。田植の済んだところ、まだ水が足りないところもあるようですが、田植が済んだ田んぼや果樹野菜の定植の済んだ畑やハウスを見るとき、幸せを感じます。山都町は、SDGs未来都市として取組を有機農業を核として進めているところではありますが、有機農業でも従来の農業でも、先人たちが大切に育て、作り続けてくださったことが今回の選定につながったものだと思っています。いつ何時ブラックアウトするか、いつ何時スーパーの棚から食料がなくなるか分からない都会の暮らしにはない安心感です。この地に住まわせていただいていることに改めて感謝申し上げたい気分です。

コロナの状況も随分変化をしてきたようです。天気にも恵まれた週末に孫を連れてそよ風パークに遊びにまいりました。そのとき遊んでいらした複数の御家族がマスクなしで思い切り走り、ボールを蹴ったりされていました。国も、熱中症の危険性から屋外でのマスク着用を緩めるメッセージを流しておりますが、浸透してきたのかなと感じる風景でした。

また、この夏は町の祭りも再開の兆しがあり、わくわくしています。感染のリスクはゼロではないけれども、外で人と会うこと、楽しむこと、大切だと思っています。通潤橋の上を渡る有料観覧車も3,000人を超えたと町長の開会初日の挨拶の中にありました。そして、清和文楽では、超大作の告知がありました。世界的に有名な漫画「ONE PIECE」とのコラボレーションです。私も教育委員会主催の文楽講座の一員として関わられることを楽しみにしていますが、11月の県立劇場での発表に向けて、舞台をつくり上げる応援団を募集中です。客席から見るのと実際に人形に触れることでは全く違う感動がありますので、興味を持たれる方はぜひ文楽館にお問

い合わせください。

さて、今日は、安心安全なまちづくりに直結する防災のこと、学校や公共施設のトイレのこと、そして、学校教育の方針についてお伺いしていきます。この時期は大雨の心配があります。毎年、全国各地で大きな災害を呼び起こしています。大きな災害になり、町の防災機能が試されることにならないように願いながら、質問を始めます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 6月6日に町の防災会議がございました。私を含む8名の防災士も初めて参加をさせていただきました。町長をはじめ、町の執行役はもちろん、熊本地方気象台、国交省、九電やNTT、消防団、建設業、商工業、交通業、農林業、金融機関、医師会、社協、警察、消防、自衛隊などなど、それはそれはそうそうたるメンバーでの会議でした。様々な報告がなされ、大変勉強になったのですが、果たして町の防災組織はどうなっているのか、その実態と乖離がないのか気になったところでもあります。

ちょうどこの6月6日はこの通告を出す日でしたので、その後、この会議に参加をし、おおよそ私の質問事項は片づくのかなというふうに思っておりましたが、やはり気になる点が何点かございますので、改めてお伺いをさせていただきたいと思えます。

まず、5月に防災訓練の呼びかけがございました。自主防災組織等、各地域での防災の取組を促しています。自主防災組織の組織率は年々高まっています。防災係の働きのおかげではないかと思っています。次なる目標は、各防災組織がどう実働していくのかということでしょう。広報やまとの今月号には、上司尾地区の防災訓練の様子が掲載されておりました。すばらしいなと思いました。

そこで、今回の防災訓練に参加された防災組織がどれくらいあったかを把握されているでしょうか。また、その取組の内容や課題、反省点などお知らせいただければ、これから取り組んでいくという組織への応援になると思えますので、お知らせください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。それでは、吉川議員の御質問にお答えいたします。自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神の下、地域住民が自主的に防災活動を行う組織のことでございます。28ある自治振興区の全てにおいて自主防災組織が組織されており、現在36組織設立されております。

自主防災組織の活動実態といたしましては、先ほど議員のほうからもありましたように、広報やまとも掲載いたしました内容ですが、熱心に活動されている自主防災組織の訓練の様子を特集で掲載しております。定期的に活動をされているところも多数あるようでございます。具体的には、住民による備蓄品の整理、保管場所の確認、火災時の水利の点検、町の危機防災課による防災講和、防災説明会の実施、自主的な防災訓練。避難訓練の実施率といたしましては、全体の80%開催されたということでございます。そのような活動が行われている状況でございます。

一方で、課題といたしましては、活動について訓練やその考え方などに対して地域差があり、活動がほとんどされていない組織も見受けられます。主な理由といたしまして、各自が日頃の仕

事、行事に追われ、訓練等の計画まで余裕がない。また、区長等の交代時に引継ぎがうまくいっていない、高齢化により地域のリーダーが不足しているなどが考えられます。

町では、防災係に危機管理監を配置し、各組織からの要請により、防災講和や防災説明会など啓発活動を行っており、組織の充実化に取り組んでおります。このことで年々活動される組織が増加傾向にあります。これまでの実績といたしましては、令和2年度に14回開催されております。令和3年度、昨年度は30回開催されておまして、本年度もこれまで6回、今後8回が予定されている状況でございます。

また、年に2回、自主防災組織の防災訓練の強化月間を設定して訓練を呼びかけており、令和3年度は14組織において年に2回実施され、28組織においては年1回実施されました。このような啓発の効果もあって、活動が盛んな組織も多く、活動が活発になっている組織も増えている状況にあります。今後、活動をほとんどされていない組織に対しましてもなお一層の啓発活動を進め、災害発生時の対応に備えていきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 分かりました。80%実施をされたということは非常に意外な数字で、喜ばしいことだというふうに思いましたが、今、課長がおっしゃったように、あと20%というふうに浸透させていくかというふうなことだったと思います。

今回の広報やまの特集記事は、大変効果的なものではないかというふうに思っています。こういうふうに年に何回、何回という回数を重ねられる折々に、どういう訓練が行われたか、どういう活動を防災係が啓発しているかということも、そういった広報等にも載せていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、ちょっと2と3を一緒にして質問していきたいと思いますが、雨の時期を前にして、いつ、どこに避難するかなどを計画することをタイムラインをつくるというふうに言います。このタイムライン、もう少し進んだところで、最近ではマイタイムラインという言葉がよく使われているようになります。防災放送で、よく大雨が降ると高齢者等避難準備とか、最近はいろいろレベルの変化等々も気象庁の発表とか文言に変化が表れたりなんかして非常に戸惑うこともあるんですが、とにかく避難をしるかというふうに言われますと、うちの母なんか「どこに行かなんとね。公民館に行かなんとね」というふうなことを言いますが、同じ地域でも危険度が違います。町全体の避難計画があり、町民には等しく情報が提供されますが、住んでいる場所によっては避難どころか家にいるほうが安全だということも大いにあります。

そこで、マイタイムラインの作成などを住民にどう促していくことができるか、方針をお持ちでしたらお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。ただいま吉川議員のほうからありましたタイムライン等につきましては、雨の時期を前にしたハザードマップの活用方法やマイタイムラインの作成方法など、住民の皆様への周知につきましては、これまでも防災講和や広報などを通じて行っておりましたが、今後引き続き自治振興区や自主防災組織などの住民の皆様がお集まりにな

られる機会を利用いたしまして、より一層、啓発活動を行っていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） まさに今、周知のチャンスとしては住民の集会等々とおっしゃいましたが、残念ながら御存じのようにコロナでなかなか人が集まることができないという実態もあります。こういうことを通しながら、実際の訓練こそが大切な減災の方法にほかならないということを防災係の担当者と話したことがあります。平時の訓練、誰がいつ、誰と避難所に行くか、あるいは行かないか、自分の住んでいる地域は雨量がどのぐらいになったら用心しなくてはならないかなどを想定し、実際に動くことが広がるようにと期待をしております。

また、今、課長のお話の中でハザードマップの言葉が出てまいりました。タイムラインをつくる際に大変参考になる資料です。これは全戸に配布してございます。たまには御覧いただけますでしょうか。御覧いただきたいものです。

しかし、そのハザードマップの最新情報への更新が遅れているとの話を先日の防災会議で伺いました。情報を更新して各家庭に配布するのは令和5年との報告でしたが、いつ何時襲ってくるか知れない災害に対し、対応が遅すぎないかと心配しています。紙に印刷し、製本して配布するまでに考えられる周知方法について、どのようにお考えか伺います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。ハザードマップにつきましては、最新化が遅れているというわけではなく、更新はおおむね5年ごとにこれまで行っております。これよりも短いスパンでの更新は現時点では難しいことから、大きく修正があった場合には、該当地域に修正箇所を抜粋して配付等を現在でも行っているところでございます。

しかしながら、作成から5年ほど経過して、新たに危険区域や浸水想定区域に指定された区域があり、掲載されていないことから、来年度中に新しいハザードマップを作成する予定でございます。住民の皆様には、日頃から身の回りの危険な場所や緊急時の避難ルートの確認などお願いをしたいというふうに思っております。

また、次に作成いたしますハザードマップには、危険区域の掲載のみならず、避難所や日頃の防災に対する心構えなど、掲載内容を充実させたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） そうですね、最新情報、また、本当に該当地域には素早いお知らせをお願いしたいというふうに思います。また、タイムラインをつくる、先ほど防災係や危機管理監のほうが地域を回って防災講和をされたり、そういった相談にも乗ってらっしゃると思うんですが、なかなかこの地域の防災計画というものがはかばかしく進んでいないというふうな報告もありました。

そんなことを一つ一つといいますか、先ほどの上司尾地区のように、やっぱり率先してやられ

ているところにやっぱり強く働きかけというか、協力をお願いしながら地域の防災計画というのはこんなものですよというふうなことをお示しいただけるモデル地区のようなものを選定しながら、協力しながら、ほかの地域がそれに倣っていくようなことも必要ではないかというふうに思いますので、このタイムラインのことについては、今後もよろしく周知、啓発をお願いしたいというふうに思います。

さて、次に、災害時の防災備蓄品について伺います。熊本地震から6年が経過しました。我が家もあの地震以来、避難が必要になった場合の保存食や飲料水を備蓄するようにと買い込んではおりましたが、あつという間に消費期限が来てしまって大慌てをしているというところです。町の備蓄品等は防災訓練などに提供をし、更新を図っているというふうなお話もこの間の広報では読んだところですけども、防災訓練に提供するぐらいでは更新がままならないのではないかなというふうにも思っているんですが、また、この災害時の備蓄品は、旧御岳小学校、千寿苑、清和蘇陽の各支所のほか、孤立が心配される緑川流域の7か所に簡易備蓄倉庫が配置されていると思います。この簡易備蓄倉庫というふうなものは、もちろん地元で管理をお願いしてあるのでしょうか、まずそこのところからお伺いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。今、吉川議員のほうからございましたとおり、緑川流域など孤立するおそれのある地域7か所——木原谷、東緑川、西緑川、菅、津留、目丸、下矢部西部にシルバーストッカーコンテナというものを設置いたしまして、非常食100食、飲料水100本、段ボールベッド五つ、毛布20枚、簡易トイレ二つ、これは凝固剤が100回分ついております。間仕切りテントが五つ、それから土のうを400というものを設置いたしておまして、管理につきましてはそれぞれの地域でお願いをしているものでございます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） そのほかの旧御岳小学校、千寿苑、清和、蘇陽。千寿苑、清和、蘇陽については日頃から常駐をしてらっしゃるのでというふうには思いますが、この旧御岳小学校ですね、この管理状況が非常に心配だなというふうに思っています。人の配置がない旧御岳小学校の点検はどうなっておりますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。旧御岳小学校の管理につきましては、総務課の防災係のほうで定期的に監視、管理をしているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 定期的というものがどのぐらいのタイミングなのかよく分かりませんが、それも含めて、また、この時期やはり、皆さん学校校舎は御存じと思いますが、やはり湿気が来るとか、どのぐらいの頻度で防災係がそこに点検というか、例えば空気の換気であるとか、カビ、そういったよく老朽化してきますと雨漏り等の心配もあります。そういったところの点検、それからいわゆる防犯の問題、そこら辺はどういうふうに対応されているのかお伺いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、旧御岳小学校におきましては鉄筋コンクリート造ということで、閉め切った場合、非常に換気ができないような状況でもございます。定期的にと言いましたが、状況を見て換気を行ったり、中の保管してある備蓄品の点検をしたり行いながら、備蓄品の劣化が防げるように対応しているところでございます。

また、防犯関係につきましても御指摘いただきましたけれども、これにつきましては今後状況次第ではまた検討する余地はあるかなということで、現時点としては施錠をしっかりと防犯に努めているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） すいません、本当に今の小学校の件はちょっと緩いかなというふうに思いました。防災係が折々には言いますが、やはりこういう気候のときとか、要所要所で見たいと思いますし、また、施錠をしっかりとしているというふうなことでございましたが、例えばそういった万が一のことが起きたときに鍵を開けに行くのは役場ですか、それとも地元の方にも預けてあるということでしょうか、お伺いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。備蓄品の管理につきましては防災係のほうで行っております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） いざというときに間に合わないとも限らないので、いろんな方策を、やっぱり備蓄倉庫から何も出らんということになると非常に困りますし、この間、防災会議の中でも、運送会社と協定を結ばれているとか、いざというときはそういう人たちが動きながら各地域にそういった品物を届けていくというシステムだそうなんです、本当にこの間のような熊本地震のような際には、どこが崖崩れをして、どこが地割れをするか分からないというふうな危険性もありますので、そこら辺をリスクマネジメントというか、しっかりと総務課のほうでは管理をお願いしたいというふうに思います。

また、今もありましたが、防災係、これ今4名体制だというふうに思っています。いつもあそこに4名座ってらっしゃいます。防災の充実については少し人が少なすぎるのではないかなというふうに思って、今の点検もしかりですね。また、以前からお願いしているところなんです、女性職員の配置も重要課題ではないかというふうに思っています。なかなか実現をいたしません。

実際、災害等が発生したときに体力が不十分だというふうな配慮をされたり、あるいは女性は家庭の要で、役場での仕事に奔走させることを不安というか、心配をする、そういった配慮の気持ちもあつてのことかというふうに好意的に思っているんですけども、日頃の啓発活動、備蓄品や避難所運営へのアイデア、多様性のある女性の視点でのアイデアなどを入れていくことは大変重要なことではないかというふうに思っています。総務課長、今後の人員配置について、どういうふうにお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。地域住民の高齢化、若手を中心とした地域の組織離れが進む中、防災力向上のためには、女性の果たせる役割として、女性ならではの視点、育児、衛生、介護などの活動は特に重要視されていると思います。また、役場の女性職員には採用後10年は消防団女性隊に入隊し、火災予防啓発などをはじめ、様々な活動を行っているところでございます。

質問いただきました女性職員の防災係への配置につきましては、業務の内容などを精査し、ほかの部署の配属も考慮いたしまして、適切な配置に向けて対応をしていきたいというふうに考えています。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 前向きな回答ありがとうございます。今、10年間消防団に入るというふうな、女性消防団、2年、3年ですか、出初式もあってませんけれども、あのときにみんな制服を着て頑張ってる姿は見ます。ただ、やっぱりそういう経験をして、啓発活動等されているならばなおさらのこと、そういった人たちの知恵やアイデアをそのまま継続的に防災係のほうにつながれたらいかかなというふうに思っています。よろしく願い申し上げます。

私が防災士の資格を取って3年が過ぎました。熊本地震の後、自分で知識を持つことが大切だと取り組みました。県の火の国ぼうさい塾に参加して資格を取得する例が多いのですが、県主催で開催地が遠いとき、3日間通うことが困難であきらめることもあるようです。資格取得を積極的に進められるように、町単独での資格取得の研修も前向きに検討に入られると先日の防災会議で聞きました。どうか、皆さんも自分を守るために、家族を守るために、防災士の勉強をされることをお勧めいたします。被災しても、命があれば3日の辛抱で公助が届きます。それまでにできることを皆さんと一緒に学んでまいりましょう。

そして、この防災会議の後に、先ほど申し上げましたように今町が把握してらっしゃる8名の防災士にお声がかかりまして、その本会議の後に設立に向けての打合せ会議というものを開いていただきました。これも随分前からお願いしていたので大変喜ばしい動きだというふうに思っています。ありがとうございます。この防災士会、防災士会と言うと何か日本防災士会に触るようなのですが、仮称ということで。その会の組織及び防災士の必要性和期待することについて、どうお考えでしょうか、伺います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。防災士とは、自助・共助・協働を原則として社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認定した人のことであると思います。

町内の各地域に防災士の資格を有する人が活動されることで、地域の実情に即した防災に対する対応策など、自主的に活動が促され、住民の皆様の防災意識を高めることと災害発生時に地域での防災活動支援に期待できるのではないかとこのように思っております。

先ほどありましたように、山都町における防災士会の発足につきましては以前から要望がありましたが、今月6日の日に県の火の国ぼうさい塾を受講いただいた有資格者の8名がお集まりい

ただき、今後の活動の在り方や役割について意見交換が行われました。初めて行った会議でしたが、活発な意見もたくさん出ていたということで、非常に有意義な機会になったというふうに考えております。今後も会合を重ねながら、今年度末までに防災士の会の発足に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 本当にたくさんの意見が出て、本当に遅くまで会議をしたわけなんですけれども、その際にこれを設立していくという準備期間に入りましたので、防災系のほうからビブスをいただきました。やはり形はともあれといいながらも、やはり形があるということは非常に大事だなと。今まで私たち防災士の資格を持ちながら、名前札なしではなかなか勝手に行ってお手伝いするのが気後れするというふうな部分もございましたが、こういう知識を持った防災士というものが、そういうビブスを着て、オレンジ色のビブスに背中に山都町防災士と書いてあります。今後そういった出動がないようなことを祈るばかりですけれども、そういったふうなビブスを見られたときには、ああ、防災士さんが来たなというふうに思っていたきたいというふうに思います。

防災については以上です。ありがとうございました。

次の質問です。これは、先日の県議会でも2人の議員がそれぞれの立場で訴えてらっしゃいましたので、また県執行部も前向きな検討を答弁されていたようなので、大変今日勇気をいただいています。

昨年7月に、生理の貧困に対策を取っている自治体の実態調査を内閣府が行っています。熊本県は15%の達成率、最も高いのは広島県の79%でした。学校の女子トイレに生理用品の常備と公共施設の男性トイレにサニタリーボックス、汚物入れというふうに言っていましたが、最近ではサニタリーボックスというふうに呼んでおります、ということに対し、本町の方針を伺ってまいります。

生理の貧困といわれて久しいのですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響で職を失う女性や仕送りがなくなったり、バイトができなくなったりした学生が生理用品を買えなくなったことからクローズアップされたものです。そこで、生理用品を買えない母子家庭や女子学生のために食料品などとともに配給品に入ったりするようになりましたが、家で買えなくても学校のトイレにあれば助かるよねといった発想が見えてまいりました。

私は、生理の貧困という言葉と経済的に貧しいということがごちゃ混ぜになっていて、自分の中でなかなか整理ができなかったのです。例えば、父親がシングルで育てている家庭、祖父母に育ててもらっている家庭、年頃になっても「買って」と言えない子どももいるのではないかとこのように思っています。このところ、貧困とは関係なく、学校のトイレに生理用品を設置することはトイレトーパーを使うのと同じくらい普通にあっていいのだという論調が広がっていて、私も同感しています。女性の体の自然な構造であって、貧困や特別な病気ではございません。あまりにも生理の貧困を理由に学校や公共団体が生理用品を提供すると、本当に貧困で苦しんでいる方々はかえってもらいにくくなるのではないかとこのように思っています。

各自治体で主に女性議員が中心となって議論を展開していますが、それぞれの執行部側には、保健室にあるから大丈夫だという反応が多いように聞いています。当事者であった私たち女性にとっては、初潮を迎える頃になれば母親からいつもランドセルに入れておきなさいねと準備をもらったものです。しかし、思いがけず始まったときの不安な気持ちは忘れられません。あるいは、準備したものが足りなくなったとき、保健室に行くのは恥ずかしい気持ちだったりして、我慢して帰ったこともあります。

熊本市のように予算化をしていただくことも大切ですが、先ほどの防災備蓄品と関連しますれば、防災備蓄品の中にある生理用品をローリングストック品にして折々に学校に提供することも一案だと思います。ちなみに、ローリングストックというのは、備蓄品を使いながら更新していく、例えば、ペットボトルに水を入れておればその水を常に使う、そしてまたそれに継ぎ足していくというふうなことを言います。

また、先ほどの内閣府の調査の中で、設置に踏み切った自治体の取組は防災備蓄品を利用しているというものが多くあったというふうに報告しています。このような取組に対する本町の学校のトイレの考え方、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。生理の貧困の社会問題についてですけれども、経済的な理由で生理用品が十分に入手できない、生理の貧困がコロナ禍で顕在しています。公共施設や学校での無償提供などの取組が少しずつ全国でも広がっている状況です。単に経済的な貧しさや格差の問題だけでなく、必要な情報を得る機会がない、羞恥心から話ができないといった知識の貧困、虐待やネグレクトにより保護者から生理用品を買ってもらえない、保護者に相談できないといった家族関係の貧困など、その背景は様々です。

そこには多くの取り組むべき問題が内包されており、この問題の一つの切り口として、悩みを抱える女性とつながり、相談支援に結びつけることも大切だと考えております。人権問題や男女共同参画、ジェンダー平等を実現していくためにも、非常に大切で重要な課題だと認識しております。女性だけの問題でなく、社会全体の問題として実情を把握しながら、様々な場面で問題提起をし、関係機関と協力しながら対応していきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 議員のほうからお尋ねの学校でのローリングストック品についてお答えいたします。町の防災備蓄品にある生理用品などは、平成28年熊本地震のときに提供されたものを備蓄いたしております。備蓄品は提供を受けてから6年以上が経過いたしておりますので、使用期限なども確認しながら、備蓄品の更新について計画的に行っていきたいというふうに考えております。

今後、防災備蓄品として備蓄し、学校でのローリングストック品として計画的に活用することができるのかについては、教育委員会と学校と協議を行いながら対処していきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ぜひお願いしますね。本当に平成28年に備えた、先ほど申し上げましたけれども6年がたちました。ああいうのは別に食品でないので腐る心配はないのですが、やはり劣化をしてまいります。地方自治体によっては、非常に高級な劣化のしにくい10年保存みたいな生理用品を買われたところもあるように聞いていますが、そういうふうな高級なものでも、ふだん私たちが薬局で買うようなものを小まめに取り替えていくということが大切ではないかと。そういったローリングストックのような考え方をすると、先ほどの備蓄品の点検等も期間を長く置かずに、それをポイントにしてできることがあるのではないかとというふうに思っています。

また、学校からはまだ回答をいただいてませんが、この質問をすると大体教育委員会の方がお答えになるんですね。学校はもちろん保健室に置いてございました、昔からですね。しかし、やはり取りに行きにくい、それから、トイレと保健室の間が離れている、あるいは男子生徒に見られたくないとか、いろんな羞恥心とかがあります。しかしながら、保健室の先生方に伺いましたところ、やはりそういった子どもにこそ、先ほど高野課長からありましたように、内在しているいろんな問題があるということがかいま見えると。そんなときにやはり相談のチャンスというか、その子どもの状況を知り得るチャンスだというふうにも捉えているので、保健室に取りに来てほしいというのも一理あると思うんですね。

ただ、もう取組を始めている県内の中学校の例なんですけど、トイレの、本当に簡単ですよ、予算といってもかごを買うぐらいですね。かごにそういった用品を入れておいて、そこにメッセージカードが入っていると。そして、また必要は人は保健室にこのカードを持ってきてね、しゃべらなくてもいいよ、このカードを持ってきたらまた持っていったいいからねと、黙っていても渡せますというふうなメッセージカードを入れているというふうなことは非常にすばらしい配慮だというふう感じたところです。

また、このトイレの問題では、トランスジェンダーの子どもたちにとって大変居心地の悪い場所でもあるというふうに思います。トランスジェンダーという言葉が最近お聞きになってるかと思いますが、一頃前までは性同一性障害と言っていました。心と体の性が一致しない人たちのことです。小学校高学年の頃にこれを自認する子どもが結構いらっしゃいます。いじめの対象となった例も多くあります。そのような子どもたちにも寄り添える学校という場所であってほしいと思います。今の学校の立場としてはどのようなお考えをお持ちか、教育委員会にお伺いします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えいたします。教育委員会といたしましても、今後継続して学校現場、そして養護教諭の方たちと相談しながらその辺りは取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今、本当に世の中の風潮と申しますか、そういった動きが国のほうからも、あるいは先ほど言いました県議会の場でも話題になってきたということで大きな流れがあると思いますので、委員会のほうでもそういったところをしっかりと捉えながら、前向きに検討

をお願いしたいというふうに思っています。

また一方で、男性の当事者の気持ちを代弁していたのが先日の熊日の記事です。「男性用トイレにサンタリーボックスを」という見出しにはっといたしました。男性でも前立腺がんや膀胱がんなどを経験された後、社会復帰される方々がパッドを使用されています。しかし、男性トイレにサンタリーボックスがなければ、使用済みのパッドをバッグやポケットに入れて持ち帰るといふふうにあります。

先日、やまと文化の森に行った際、スタッフの一人が新聞記事を見て、即行、男性トイレにサンタリーボックスを置かれたという現場を見せていただきました。本町の設置の状況はいかがになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。前立腺がんの治療をされた方や、男性、女性にかかわらず、高齢になると排せつの悩みを抱える方が増加していきます。しかし、多くの方が仕方のないことと思われている方が多いというふうに伺っております。

今までは、女性トイレには当たり前にあるサンタリーボックスも、男性トイレにはなくて当たり前のもので無意識に思われている傾向にあると思います。しかしながら、高齢化が進み、排せつに関する用品の生産量も年々増加していることや、トランスジェンダーの方が男性トイレを利用することなどを考えると、男性トイレにもサンタリーボックスが当たり前のように置かれることが、そういう時代になってきているというふうに認識しております。

町内の公共施設、なかなか配置のほうが進んでない状況ですけれども、まず最初の取組として、役場庁舎をはじめとした公共施設から設置できるよう、関係部署と協議を進めて対応していきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ぜひよろしく申し上げます。

またちょっと御紹介しますが、県のホームページにおでかけ安心トイレというのが掲載されているのです。平成24年から登録が始まり、要件を満たすトイレ、要件といいますのは、車椅子対応のトイレ、オストメイトが設置されたトイレ、おむつ交換台がついたトイレのいずれかの設備が登録できるというふうな要件になっております。

見ましたところ、県内各地に指定されたものというか、登録されたものがあるんですが、商業施設だったり、今のような役場、公共施設だったりします。本町を見ましたところ、役場、警察署、中央グラウンド、中央体育館、御岳グラウンド、馬見原公民館、集落センターなどなど、複数登録がされておりました。しかし、私がこれまで使った感じからすると、それが本当におでかけ安心トイレかなという印象です。しかも、体育館とか馬見原公民館はいつも常駐がいらっしゃらないので、鍵が開いてなければ使えないわけなんです。

また、このおでかけ安心トイレに登録をしている町内の施設も、ほとんどが障害者用トイレ、あるいはおむつ交換台がついているというものでございます。本当に安心して使えるトイレを目指していただき、病気を抱えた方や高齢者、子育て世代が安心して外出できる環境整備をお願い

したいと思います。

これまで4番議員が度々トイレの重要性について提案されているので、新しい施設を造る際には考慮されていると思いますが、既存の施設においても可能な限りの設備の充実をお願いいたします。今後の方針について、いま一度、担当課の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。高齢者だけでなく、病気を抱えた方やオストメイトなどの内部障害を抱えている方が安心して外出できるよう、バリアフリーの対策は今後進めていく必要があると認識しております。高齢者、障害者、病気を抱えた方、トランスジェンダーなど、多様な人の多様な生き方を支援するためにも、サンタリーボックスの設置や車椅子対応、オストメイト対応のトイレの整備は外出を促すツールになると考えております。関係機関、役場内の関係部署と協議しながら、情報提供を含め、取組を進めていきたいと思っております。

病気を抱えておられる方や障害のある方の行動や社会参加を妨げる一因として、周囲の人の偏見といった心理面のバリアがあるというふうに言われております。一人一人が病気や障害についての正しい理解を求めることが、共に暮らせる安心安全なまちづくりに反映されると考えておりますので、啓発活動も一緒に同時に進めていきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今、本当に徐々に広がってきた、そういう動きだと思いますが、本当に安心して、先ほども言いましたが、コロナでこの2年間なかなか外出もままなりませんでしたが、やはり外に出て人に会う、外に出て買物を楽しむ、そういった人生の楽しみをこの2年間奪われていた私たちですけれども、そういった人たちでも安心して外出ができるトイレの整備、ぜひお願いしたいと思います。

また、このことについて、先ほど文化の森の例を御紹介しましたけれども、そういった施設をいま一度点検をされて、設置が可能な場所には、本当にこれは予算化というほどのお金はかからないですね、サンタリーボックスというのは特別なものではございませんので、それを設置する。そして、それを設置した場所をやっぱりホームページ、あるいは県のいつ登録されたか分からないような情報は誰も見に行きません。なので、やっぱり町の広報でしっかりとこれをお伝えしていただきたい。そのことを申し上げて質問は次に移ります。

最後の質問となりました。山都町学校規模適正化への基本方針が広報やまとに掲載されました。町民が広く知るところとなり、私にもいろいろな問合せがあっています。これまでの学校規模適正化検討委員会における議論は知らない方でも、義務教育学校が三つできるということは驚きをもって御覧になっているのではないかと思います。

御存じのように、小中一貫校とは違い、同じ校舎で小学校から中学校までの9年間を一緒に過ごし、従来の6年制、3年制の枠も取り払われたりします。一般的には1年生から4年生、5年生から中学1年生、そして中学2年生、中学3年生というふうな分け方をすることが多いです。

手始めに、清和地区で義務教育学校を令和9年度目標に開校するというふうなことの御報告もありました。清和地区は本当に小中が1校でございますので、連携も日頃から深いところであり

ますので、目標に向けてスムーズに動いていくのではないかなというふうに地域的には思っておりますが、そこで目指すものというのは、主体的、対話的で深い学びという国からの指導要領というものがございます。それができる子どもたちの育成でしょう。

これからの教育を考えると、教科で高得点を取ることも、人生をどう生き抜いていくかというのが重要な点だと考えています。もちろん高得点を取ることに喜びを感じる子どもさんもいらっしゃるでしょうし、それぞれの学びを追求していらっしゃる方がいいことかというふうには思いますが、今、全国で不登校の児童生徒が23万人を超えたというデータを見ました。昨年度のこれはデータです。もう子どもを学校に合わせる教育ではなく、学校が子どもたちに合わせていく時代が来ているのではないかなというふうに思っています。きれいな建物を造ったり、システムを変えただけでは意味がないでしょう。これから生徒も楽しく、先生も楽しく学校に行けるような教育って何でしょうか、教育長に伺います。

○議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 義務教育学校の御紹介をいただきましてありがとうございます。各学校におきましては、現在も子どもたちの生きる力の育成を目指して、各学校におきまして学校教育目標を掲げて、家庭や地域と共に学校教育活動に校長の指揮の下、組織を整えて当たっていただいております。また、町内には、老朽化した校舎設備、施設や設備、また、複式学級の指導など、学校それぞれに学校運営上の課題を抱えており、十分とは言えない教育環境の中、小数の職員で、また、複雑で高度化する教育活動に精いっぱい取り組んでいただいていると認識しております。

山都町教育委員会では、子どもたちのこういった生きる力の育成に向けた教育環境の整備を長期的な視野に立って計画的に進めていく必要があると考えております。また、望ましい学習集団規模の確保、維持管理に分散する教育経費をいずれかの時点で集約化させ、魅力向上に向けた集中投資に切り替えていく必要があるとの認識を持っているところです。

そこで、学校規模適正化検討委員会報告を踏まえ、教育委員会での協議の中で、山都町の現状と将来への展望を熟慮して義務教育学校設置の方針を決定し、義務教育学校の開設に向けた具体的な準備を始めたところであります。

御紹介しますと、義務教育学校では、指導に当たる職員集団規模の増大によるきめ細かな指導が期待されます。また、9年間を見通した複数の指導体制の確保が可能になります。近年、さらに期待が高まります英語科など、専門性を生かした指導の充実も期待しております。教職員がそれぞれで担当します学校の事務分掌というのがございますが、これを分散することにより、児童と向き合う時間の確保にも改善が図られるものと思います。

また、地域の特色を生かした一貫性のあるふるさと学習の計画、実施なども可能になると。そういった点から、生きる力を育む学校教育活動がこの新しい義務教育学校でもさらに充実して展開できるものと期待しております。

学びの整備はもちろんでございますが、先進校等の事例を参考にしながら、小中学校の連係を積極的に図り、併せて指導計画の準備や教育内容の魅力化に向けた準備も併せて進めてまいりま

す。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） このことについては広報で知ったのですが、6月の22日から順次地域での説明会が始まるというふうなこともお知らせいただいております。また、集団規模というふうにおっしゃいましたけれども、なかなか将来的な観測を言えば厳しいところがあるでしょう。しかしながら、やはり学校というのが地域の核であるということには私は間違いないことだというふうに思っていて、今、盛んに教育委員会もコミュニティ・スクールの創設というものをおっしゃっていて、そういった地域力を今度説明会を皮切りに、清和地区ではもう早々にそういった委員会が立ち上がるということも書いてございましたが、やはり十分に地元の人たちが、それが単独の学校ではなく、やはり社会教育的な部分も混ぜ込みながら、あるいは役場も混ぜ込みながら、子どもが少なければ本当に宅老所的な動きもしながら、いろんなものが混ざり合っただけで地域に残り続けていく建物を建てていただきたい、中身を建てていただきたいというふうに思っています。

地域としては、本当に学校教育には惜しみない御協力を申し上げたいというふうに、みんなこれは思っています。教育は子育て世代にとっても最重要課題です。今のようなことを積み上げながら、地域の要望もしっかりと受け止めていただき、学校づくりに向かっていただきたいというふうに思います。

これから、ちょっと情報としましては、山都町よい映画を観る会の御協力をいただきながら、7月には「みんなの学校」という、これは大阪の公立小学校の話です。それから、9月頃には「夢みる小学校」という、これは私立の学校の話なんですけど、そこにはいろんな事例が混ぜ込まれながら、本当に夢をみる小学校が上映の予定です。みんなを受け入れてくれる、みんなが楽しく過ごせる学校を目指して、みんなで意見を出し合える会議を重ねていただくことを期待しております。よろしくお願い申し上げます。

それから、少しバックしますけどよろしいですか、議長。時間ございますので、防災会議についてもう一点お聞きしたいところがございます。

防災会議、年に2回の予定ということで、11月に大規模な防災の訓練が行われる予定と聞きました。概要をお知らせいただければというふうに思いますが、お願いしてよろしいですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほど議員のほうからもありましたように、本町では年2回防災訓練を行っております。5月の22日に第1回目の防災訓練を行いまして、その際は風水害についての訓練を行っております。

内容といたしましては、基本訓練といたしまして状況付与に基づく対応訓練であったりとか、庁舎多目的ホールにおいて災害対策本部を設置する訓練、それから、避難所運営において感染症対応を想定した会場の設置訓練、避難所においての災害時公衆電話設置の導通検証というようなものでございまして、この訓練には全職員、それから関係機関といたしまして自衛隊、警察、それから県の土木、消防団、それから防災士の方にも参加いただいていたところでございます。

また、今、御質問いただきました2回目につきましては、本年の11月上旬に開催を予定しております。この2回目につきましては直下型地震を想定した訓練ということで、安否確認訓練であったりとか、情報伝達、出勤訓練、それから情報付与に基づく対応訓練など、様々な訓練と、あと、指定した地域からの住民避難、輸送訓練、消防、自衛隊、病院の連携によります訓練等々を想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 御報告ありがとうございました。ぜひ、先ほど自主防災組織への訓練を促すという形なんですけど、やはり先ほど申し上げましたように、訓練に勝る減災・防災はないというふうに思っていますので、できましたら一斉に皆さんが取り組めるような方向で11月は強化していただければなというふうなことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） おはようございます。3番議員の眞原誠です。今日はたくさんの傍聴の方、お見えいただきましてありがとうございます。頑張って質問してまいります。

先日、広報やまと6月号が配布されました。表紙はブッポウソウという非常に美しい鳥が羽を広げた写真で、その前の5月号と同じく、これまでとはちょっと違うテイストの写真だなと思ひまして、興味を引いていたところです。ところが、私、実はこのブッポウソウという鳥が山都町にいるということをこの表紙写真と、それからその次のページの解説で初めて知りまして、とても貴重な知識を身につけることができたなとありがたく感じたところです。

ところで、この広報誌の2ページ目、表紙写真の解説の下に人の動きというところで人口動態データが掲載されています。その掲載のされ方も4月号までとはちょっと違った表記のされ方がされていました。中身を見てみますと、町の総人口が6月号では30人減っているデータが載っていました。亡くなられた方が32人、出生者が4人でしたので、28人の自然減ということになるかと思ひます。30人の総人口の減少なので、残りの2人というのは、これは転出と転入の差、いわゆる社会減ということになるのかなと思ひたところです。それとまた、世帯数の減少も12と書いてありまして、ちょっと多いなと思ひて驚いたところでした。

1年前なんですけれども、金融系のリサーチコンサルティング会社が都市部の人口動態を分析

していました。コロナ禍の影響で、東京都の特別区、23区の転出が増えて、転入が激減しているという、そういう分析でした。コロナ禍以前からかもしれないですけども、確かにここ山都町でも、移住してこられる方が多くなっていると感じています。

ただ、総務省の分析では、相変わらず東京圏への人口集中というのは続いているようです。人口の極度な集中は、災害リスクですとか感染リスクが増加しますし、交通渋滞などを引き起こします。一方で、地方における人口の流出は経済が縮小して産業の担い手が不足する、コミュニティーの維持も困難になると、そういった要因になります。これを解決するために、岸田内閣ではデジタル田園都市国家構想というものを掲げて、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会というものを目指して、デジタル技術を積極的に活用するため様々な政策を打ち出しています。

この構想自体にはいろんな御意見がありそうだなと思いますが、ただ、私たち山都町にとっては、この動きは追い風だなというふうに感じています。高速道路の中心市街地までの延伸が間もなくですが、デジタル技術の活用を併せていくことで、山都町での生活をさらに快適にすることができる、産業をさらに発展させることができる、そう信じています。

今回はこうした国の動きを見据えながら、山都町におけるDX、デジタル技術活用による変革、ここについて現状とそれから各種の施策、今後の計画などについて質問をしてみたいです。議会放送をお聞きになる方や今回傍聴にいらっしゃっている皆様、そして、動画配信を御視聴なさる皆様ともこのデジタル技術の件についてはぜひ共有させていただきながら、今後意見交換を行いつつ、推進に向けて話し合いが進めばいいなと思っております。

それでは、質問台に移動します。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） それでは、まず初めにICTの導入に関してですが、デジタル化といえますか、ICTの導入に関して、庁舎内の状況を教えていただきたいと思っております。

新聞等の媒体ではあまり目にすることはありませんけれども、数年前から政府はこのデジタル分野に相当力を入れていきます。先ほど申し上げましたデジタル田園都市国家構想では、デジタルの力を活用した地方の課題解決として、例えば地方に仕事をつくるですとか、人の流れをつくる、結婚、出産、子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくるといったテーマを明確に掲げながら、それらに対して政策を実行すると、今年6月の計画が内閣府から発表されていたと思っております。SDGs未来都市、山都町が認定されましたこのSDGs未来都市も、この構想実現のために提示された地域ビジョンの一つというふうになっていました。

2019年には、皆さんも御存じかと思いますが、デジタル庁という新しい庁ができております。このデジタル庁というのも、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化ということを銘打って、これの実現を目指しているそうです。

政府は、行政サービスにデジタル技術を導入して、国民側の利便性の向上を図るだけではなく、庁省間のやり取りも、縦割りだった庁省のやり取りも、横串を通すという言い方で、デジタル化しながら連携を強化すると。事業推進の効率化を図っていくということをこのデジタル庁で

はやっているそうです。

ちょっとこの前、私もそこを紹介する動画を拝見したんですけれども、700人ほどの職員の中に250人ぐらい民間公募で採った職員がいるそうです。民間とそれから霞が関の役人の皆さんと一緒に進めているということで、そういうところも画期的な庁だなどと思って拝見していたところでした。

そうしたことの延長で、地方に対しましては自治体DXへの取組ということが求められていると思います。今まさに政府の推進計画に基づいて進めていらっしゃると思うんですが、その取組状況をまずはお伺いしたいと思っているんですけれども、その前に、自治体DXという計画的な大きな取組の話をお伺いする前に、庁舎の職場として自発的にICTを導入しているケースがあったりしないかなと思います。

例えば、ここ議会においては皆さんお持ちのタブレットが導入されて、これはペーパーレス化だけではなくて、議案や資料といった情報の共有、そのスピードが脅威的に上がっていると思うんですよね。そういう効果のある自発的な取組というもので何かあれば、まずはその御紹介をいただければと思います。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） おはようございます。お答えします。役場庁舎内における現状としまして、デジタル技術での業務の高効率化による住民サービスの向上、人件費の削減、人為的ミスの軽減は、今後非常に重要な課題となってくるものと思います。

住民サービスの向上としましては、国が進めておりますマイナンバーカードを利用したオンライン手続の準備を現在行っております。また、全国的な話になりますが、令和5年から税関係の納付書にQRコードを記載して、それを読みこむことにより、スマートフォン等での納付の操作が可能となる予定です。なお、広報誌へのQRコード掲載も積極的に行っております。

また、役場庁舎内の事務事業のデジタル化につきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、タブレット端末による議会運営、これは各種会議にも利用しております、各種印刷物の削減にもつながっております。

また、自治体専用電子申請サービス、これはLOGOフォームというものなんですけど、そのLOGOフォームを用いましたペーパーレス化やアンケートの集約等、自宅での仕事を可能とするリモート端末の導入、本庁、支所間及び外部組織とのリモート会議の導入、職員の出勤や退勤、休暇申請等の人事管理システムの導入等を行っております。

直接的に人件費の抑制に関して検証はしておりませんが、各システムの導入前は紙に書いて提出する必要があったものが自席のパソコンで完了することは時間と労力の短縮となり、ペーパーレスや業務の効率化につながっているものと考えます。今後は電子決済等を視野に入れながら、さらなるペーパーレス化、電子マネーによるキャッシュレス化、人的作業の削減等を図っていく必要があると思います。

デジタル技術活用による人為的ミスの軽減に関しましては、具体的な例はございませんが、総合行政システムにおけますチェック機能等の利用により、人間の作業による単純ミスを軽減する

よう努めております。

なお、デジタル技術の活用については、事務処理の手段であり、利用する役場職員のデジタルに対する意識が大きく関係することから、職員に対する研修等を行いながら意識改革、技術の習得を行うことが非常に重要であると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 思った以上にいろいろとデジタル化を進めていらっしゃると思って伺いしておりました。今、課長からの御答弁にもありましたように、人為的ミスでデジタル技術を活用することで減らせるというのは、非常に大きなことかなとも思うんですよね。それから、業務効率が上がることによって職員の皆さんの時間が有効に使えるということも大事なことで、こうしたことはこれからもどんどん進めていってほしいなと思います。

では、自治体DXについてですけれども、先ほど御答弁いただいた中にも、この自治体DXということで進めてくださいと政府のほうから言われている内容も入っていたかなと思うんです。総務省のほうでは、調べましたら、地域のデジタル化の推進ということを掲げて、自治体DX推進計画というものをたしか令和2年度に策定したと思います。

その中をちょっと拝見しますと、自治体DX推進の中では、自治体の情報システムの標準化・共通化、これは各自自治体間を横断してといいますか、システムを標準化して共通化してデータ共有できるようにすると、そういう話だと思います。

あと、マイナンバーカードの普及促進、それから行政手続のオンライン化、AI・RPAロボティック・プロセス・オートメーションの利用促進とか、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底という6項目が挙げられていたんです。こういうことを中心としながら自治体DXを進めていってほしいというお話なんだろうと思うのですが、この自治体DXが我が町で今現状どのように取り組まれているのか、それから、今後の取組内容も教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。国は、令和2年12月にデジタル・ガバメント実行計画を閣議決定しまして、先ほど議員がおっしゃいました誰一人残さない、人に優しいデジタル化をビジョンとして示しております。住民に身近な自治体、市町村が足並みをそろえてデジタル化に取り組むことが求められております。

そのため、山都町でも令和4年4月に自治体DX、デジタルトランスフォーメーションを推進していくため、令和7年度までの4年間の計画として山都町DX推進計画を作成しております。国の方針を踏まえまして、山都町がDXで取り組む範囲や取り組むべき事項、取り組むべき時期を具体化しております。デジタル技術は日々進んでおり、山都町にとって必要な技術を見極めながら常に見直し、改善、改修を行いながら進めていきます。

具体的な取組といたしましては、先ほど議員の発言にありまして、一つ、情報システムの標準化・共通化、二つ、マイナンバーカードの普及促進、三つ、行政手続のオンライン化、四つ、人間が行う作業を機械で自動化するRPA、申請書等の手書きやプリントされた文字を機械

で読み込ませるA I－O C R等の利用促進、五つ、各種システムの導入による業務の効率化、さらにテレワークの推進などを行うこととしております。

もちろん、各種システムにおけるオンライン化については、セキュリティー対策も同時進行で進めてまいります。具体的な例として最初に申し上げました情報システムの標準化・共通化については、全国の自治体で取り組むこととなっておりますので、今年度中に方向性とスケジュールを確定することとしております。

あわせて、マイナンバーカードの普及や住民の方の口座情報登録による現金取扱いの削減にも努めてまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 令和7年度までに進めるべきということで、計画が策定されるという御説明でしたので、私も後で詳しく勉強させていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ってまいります。

次は、地域社会のデジタル化について少しお話を伺っていきたいんですけども、先ほど申し上げました総務省が掲げています自治体D X推進計画におきましては、自治体D Xの推進と併せて、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進することとなっています。ちょっと分かりにくいんですけど、これは要するに自治体の内部だけではなくて、地域社会そのものもデジタル化を推進して、そのメリットを生かしなさいという、そういう話だろうと捉えています。計画の中身を見ても分野が社会の全ての分野に及んでまして、一つ一つだとちょっと時間が足りなくなりますので、今回は産業分野で少しお尋ねをしていきたいと思っています。

産業分野におけるデジタル化の推進ということで、まずは農林振興課のほうにお伺いしたいんですけども、農業のI C T活用ということで、スマート農業という言葉が今よく出てきていますけれども、ロボット技術ですとか、あとは情報通信技術、I C T、これを活用して農業の省力化や緻密化あるいは高品質生産、これを実現することを目指しているものだと思います。

先日、山都町におけるアイガモロボットの検証実験が新聞にも載ってまして、私も興味深く拝見していました。それが置いてある田んぼが私の家の近くでもありますので、通るたびに状況を見たりしてるんですけども、そういったものもスマート農業の一環だと思います。産学官連携でこのスマート農業かなり力が入っていると思っています。

また、ドローン、これを使って薬剤散布するということで、山都町でもドローンによる薬剤散布を事業請負するサービスというのが事業化されていると思います。農林水産省のほうでは、今年の3月に、農業をサポートするサービス事業者の皆様へということで、農業支援サービス関連施策パンフレットというのが出ていました。要するに、農業をサポートする事業を行う、その事業者をサポートする内容だったんですね。スマート農業の浸透をそういうことでも図っているんだなというふうに見て取れました。

また、有害鳥獣対策ですね。これは以前、別の議員からも質問で取り上げられていましたが、

鳥獣被害対策にもICT導入というのが様々に今模索されていると思います。

とにかく、スマート農業というのは、いま日本が抱えている様々な課題を解決する手段の一つとして非常に期待が寄せられてるわけですが、町としてこのスマート農業をどのように捉えていращやるのか、行政としての役割をどのように考えて今後の取組を行なおうとなさっているのか、その辺りちょっとお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。本町におきましては、スマート農業の取組につきましては、水田防除の省力化・効率化のため、令和3年度より農業用ドローン導入事業を実施しておるところです。令和3年度は3団体の助成を行ったところでございます。

また、県立大学を中心とする山都町中山間地域スマート農業コンソーシアムにおきまして、リモコン草刈り機やドローンの利用、水センサーによる水田の水管理など実証実験が実施され、その有効性については実証をされておるところです。また、本年度は、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、水田での除草につきまして、アイガモの代わりに除草を行うアイガモロボットの実証実験が山都町でも実施されておるところです。この実証結果にも大きく期待をしているところでございます。

有害鳥獣対策につきましては、箱わなやくくりわなにセンサーを取り付け、捕獲時にスマートフォンや携帯電話等に通知するものがありますけれども、さきに述べましたコンソーシアムにおいても、このセンサーやカメラとの連動により捕獲業務軽減について実証実験が行われたところですので。アプリの使用料や通信費等の課題等がありますけれども、有効な手段ではないかと考えております。

今後も様々な技術が開発されていくと思いますけれども、活用できるものがあれば町としても関係機関と連携しながら、実証実験等を実施しながら導入についての後押しができればと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 特にこの中山間地域におきましては、例えば棚田ののり面の草刈りですとか、それから特に薬剤の散布をドローンを使って行うなどというのはかなり有効だと思いますし、実際、農業に従事なさる方々の労力を違うところに割くこともできますので、早くこういったことがもう少しローコストで投資できるような、そういうことになるといいなと思っております。

続きまして、ちょっと観光のことでお伺いたします。

先日の新聞記事にゴールデンウィーク中の鍋ヶ滝の記事がありまして、渋滞緩和のために予約制にしたら渋滞がほとんどなくなったという、そういう内容の記事だったかと思えます。そこではネット予約を主軸に仕組みがつけられていたというふうに思いますが、この観光DXですね、観光におけるデジタルトランスフォーメーションですが、観光庁に観光DX推進プロジェクトと

いうのがありました。観光サービスの変革、観光需要の創出、こうしたことを目指して産学官一体となって進めているプロジェクトだそうです。NoteですとかTwitterにアカウントを持って積極的に発信されていました。

我が町もこの観光DXというものをにらみつつ今後の取組を進めていく必要があるのかなと、この観光庁の発信を見ながら思ったところです。観光産業にデジタル技術をどう活用するのか、言葉で言いますと何となくイメージが湧くような感じもするんですが、実際実行に移すとなると、具体的に落とし込むとなるとなかなか難しいなと思っています。

Noteに記事が書かれていたんですけども、その中でも、観光のデジタル活用というとコロナ禍であったのが、ツアーに行けないのでオンラインでツアーに、あたかもそこに行ったかのようなオンラインツアー、こういったものがよく実施されていました。たしか観光協会も何かやってたと思うんですけども、ただ、そのNoteに書かれていたのは、ただオンラインツアーのようなものも、実際にやっぱり来てもらわないと地域の経済振興には直結しないというのが見えたみたいですね。

それとか、しかしながら、それは来ていただくための動機づけとして活用すればいいと。あと、データによる分析というのがたくさんできるようになりましたという話でした。デジタルを使うとお客様のデータというのはどうしても残っていきますので、たくさん。そういったものをマーケティングで多様化するニーズに対応するために分析していくと。

あと、観光そのものをエリア、地域で考えていくユーザーもいれば、お客様もいれば、目的に特化して、地域を気にせずに目的のところいきなり来るというユーザーさんもいるらしいんです。例えば、そこで例に挙げたのは、ゴルフをする方なんかはゴルフ場に直結で行ってしまいますので、そのゴルフ場がある周辺の観光なんかあんまり考えないと。でも、そういったユーザーもやはり来訪者であるので、観光客としてどうやって取り扱っていくのかというのはデータを活用していくといいんじゃないかと。

あともう一つ面白かったのは、人流の可視化というのがありまして、人の流れがリアルタイムでデータアプリで見れるようにするという、そういう取組を進めている民間もあるようなんですよ。お店の開いてる時間をホームページに記載して、それを見るというのじゃなくて、本当に空いたら本当に空きましたというリアルタイムの情報が出てくるらしいです。これをどう活用するのかと思って読んでたら、例えば飲み会のお店分布なんかのところで、一次会をやるお店にお客さんがこの時間帯からぱっぱぱと入りましたってなると、それを二次会用のお店の人たちが活用するらしいですよ。一次会のお店にこれだけ人が来ているから、しかもこの時間から始めているから、いつもの時間よりも早めに開ける準備しておいたほうがいいんじゃないかと、そういう活用ができるそうです。タクシー業界なんかもこういうのを活用しようという動きがあるらしいですよ。そういうのは山都町の例えば飲食店のあるところなんか置き換えながら読んで面白いなと思ってたところです。

すいません、ちょっと前置きが長くなったんですけども、こういう観光DXに対して様々な事業者が今進めようというところ動いているんですけども、ここ山都町で観光事業に対

して、観光産業に対してそういったデジタル技術をどういうふうに取り込んでいこうと考えてらっしゃるのか、行政として民間産業に対してどういうポジションで関わっていこうとしているのか、その辺りの計画、現状などを教えていただけたらと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。世の中は、デジタル技術の進展でその活用が一気に広がり始めております。観光DXの分野で申し上げますと、デジタル技術の活用によって地域の持つ観光資源を磨き上げ、より多彩で充実した観光コンテンツや快適な観光体験を創出、提供することで、地域ならではの体験価値の向上や観光消費額の増大を実現させる取り組みであると言えます。デジタル技術の活用が一気に広がり始めている中で、利便性を実感できなかつたり、提供サービスの品質を平準化できないまま営業を続けることは町内の観光施設にとっても致命的で、リピーターの獲得や価値の向上につながらないと認識をしております。

現在の山都町の観光施設の状況を見ても、早急に取り組むべき課題であるというふうに思っております。特にキャンプ場の予約ですとか、代金の支払いについては、一部を除きデジタル化されておられませんし、予約できなかった顧客の取りこぼし対策なども課題として残るところです。持続可能な山都町の実現のためにも、ICTを前提とした観光資源の価値向上や利便性の向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、行政のポジショニングという部分でございますけれども、町が管理する指定管理施設については、基本的には管理者の自助努力で進めるべきというふうに考えておりますが、観光施設に限らず、商工事業者や飲食店の連携も必要不可欠であるというふうに思います。町全体が一体となってDX化に取り組む必要がありますし、行政のポジショニングとしては、DX化を図ることで観光消費額や施設の利用を増加させて、地域経済の活性化を促進するお手伝いをするというふうに考えております。

それと、今年度町が取り組んでいる事業について少し御紹介をさせていただきますと、デジタルマップを活用した観光施設誘客事業に取り組んでおります。旅の途中でグーグルマップによる観光施設の情報発信の充実を図るために、各個店のグーグルビジネスプロフィール登録支援や観光データの取得事業として、スマートフォンアプリの位置情報サービスを利用して山都町を訪れる観光客の実態、どこから来られたのかとか、年代とか、次どこに行かれたのか、そういったものを把握することによって、いろんな情報の発信ですとか広告の掲載、そういったパンフレットの設置場所、そういったものの利用のデータの取得に取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） DXはちょっと幅が広くて、なかなか、例えば事業者さん個人個人、個店個店では単独で進捗させていくというのはなかなか難しいのかなと思いますので、ぜひ牽引役として行政のほうでも取り組んでいただけたらなというふうに思います。

続いて、建設産業におけるICT導入ということでお伺いいたします。

建設産業というと、私の中ではDXというデジタル技術による大規模な変革というのはちょっと

と考えるにくいイメージがあったんですけども、調べますと国交省のほうでも i - C o n s t r u c t i o n という横文字の構想を掲げた、深刻化する建設業の人手不足に対して生産性の向上を狙うものとして構想が掲げられております。

そんな中で出てきた言葉で、ICT土工とか、あとICT施工という言葉がありました。こういったデジタル技術の建設現場といいますか、建設業界における取り込み方の現状と、それと今後の展開などをどういうふうに捉えてらっしゃるのか、建設課のほうから御説明いただけたらと思います。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えいたします。建設土木業におけるICT導入状況ですが、国の仕様を確認しますと、土工、舗装工等、様々な工種において導入が進んでおります。

ICT土工についての説明ですが、土木用語では情報化施工——情報を用いて工事をやるということになります。まず、ドローン等を用いて着工前の3次元測量、そのデータに基づき無人化機械による掘削、盛土の施工、その施工後のデータスキャナー等を用いた出来形管理等の施工管理、そして、3次元データの納品になります。

国、県のICT施工の導入基準工事としましては、発注者指定型は対象土量1万立米以上、受注者希望型は対象土量が1,000から1万立米となっております。その実績による歩掛、諸経費、工事成績評定に反映されます。町内の建設業協会に確認しましたところ、Aクラスの業者において国、県の工事を受注されている業者については一部の工事では導入を始めているということでした。山都町発注の工事についてですが、施工延長、土量等、施工規模が小さく、無人化機械導入コストに伴う分の工事受注、現場的条件の不利、このことにより導入が進んでいない状況と思われれます。

しかし、労働者の減少、高齢化を踏まえた中で、生産性を向上させるためにはドローン、レーザースキャナー等を導入し、3次元測量、3次元出来形管理等の施工管理を行うことで、労働時間の短縮、高所作業場での安全確保に寄与できるものと思われれます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原誠君） 丁寧な御説明ありがとうございます。建設業界、現場産業におけるICT導入というのは、今お伺いするとこれからの話なのかなと思いますし、発注者側が1万立米以上とか、非常に大きな工事では導入がされてますけれども、まだそうでない工事に関してはそこまで導入が進んでいないというようなお話でしたけれども、これからどんどんもう少し手軽な技術になっていけば、そういったものが取り込みやすくなっていくのかなとも思いますし、そのときに向けて官民挙げてにらんでいって準備を進めていただけたらなと思います。

続きまして、教育分野についてお伺いしたいと思います。

以前も私、質問したんですけども、GIGAスクール構想というのが政府が打ち出しまして、2年前ですか、もう急いで1人1台タブレットを導入に向けて動いていただいたと思います。導入からやがて2年になろうかなと思うんですけども、いろいろな自治体の取組状況を見てみま

すと、必ずしもどこも同じではないというふうに捉えています。

タブレットを含むICT環境の活用状況といいますのが自治体によって違いがあるんですけども、まず第1点目にお伺いしたいのですが、山都町ではGIGAスクール構想に基づいて1人1台タブレット導入しましたけれども、教育現場における活用というものをどのように想定していらっしゃるのか教えてください。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。まずはタブレットの特性を生かした学習活動の質の充実及び定着を目指して、併せて家庭学習にまで拡大させ、それを通常とすることが目標となるかなと思っております。

ICT機器の活用には、特に情報があふれた現代にありまして、単に情報を検索するだけでなく、情報リテラシーと表現される情報を適切に理解、解釈、分析して改めて記述したり表現すると、そういう能力を育むことが重要です。ICT機器が身の回りにあるのが当たり前になりつつある現在、その後の児童生徒の学習能力、ひいては社会生活にも大きな影響を与えるものです。ICT機器を児童生徒の学びのニーズに対する効果的な一つのアイテム、また、教職員の指導に有効な教育機器として捉えまして、積極的な活用を推進する必要があるものと思っております。

具体的な活用浸透を想像しますと、学習者である児童生徒側から見ますと、検索による調べ学習や探究活動、情報を収集、取捨選択、それを活用する能力、考えの表現や整理、思考力の向上、また、複数人での学び合いのためのプレゼンテーションの資料提示、それとお互いの評価、そのほか映像や音声、文字資料の活用、学習活動のまとめと評価など、様々な場面での活用が想定できまして、ICT機器を活用しての総合的な学習力の向上を図りたいと考えます。

指導者である教職員側から見ますと、これまでの指導方法に加え、新たなスキルを持って挑む必要が生じますので、慣れられるまでは研修を含め負担を強いることにならうかと思っておりますけれども、学校での学習活動において指導者にとって分かりやすい授業展開に生かしていただいて、家庭での学習にもタブレットを有効に活用していただくことで、結果として教職員の働き方改革にもつながるのではないかと考えるところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） そうなんですよ。今、課長からの御答弁にもありましたとおり、活用することは生徒たちに対するいい影響ばかりではなくて、実際に教職員の皆さんも非常に時間が有効に使えるようになったというか、そういう事例もあるようです。

聞いた話によりますと、試験の採点工程が、クラスの試験を採点するのに今まで5時間かかっていたのが1時間で終わるようになったとか、あとは生徒に対する情報が全部機械のほうでデータのほうで管理できるので到達しやすくなったと。その生徒の情報をさっと検索してすぐ到達できる。紙ベースでやっているときよりも明らかに早いという、そういう声もあります。

ただ、課長がおっしゃるように、新しい技術になりますので、使うのにやっぱり慣れが必要で

すよね。スキルも必要なので、そういったところの支援というのは、これから大事になってくるんだらうなとは思いますが。

そういうところを今おっしゃったような活用を想定なさってるということでしたけれども、今の山都町の各校の現状というのはどんな状況なのか、もし御把握なさっていただければ教えてください。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。各学校での参観やICT支援員がおりまして、その方々の業務報告書等から、それぞれの学校、各職員の活用されている様子はいかがかと伺うところです。児童生徒は小学校3年生までは慣れるまで相応の時間を要するものと思いますけれども、小学校4年生以上になりますと各場面や指導者の指示に応じて手際よく操作されたりなど、操作の順応性は非常に高く、機器の操作に関しては問題がないようであります。

教職員は、現状、取扱い技術に大きな差があると思っておりますが、学習活動に使用する利便性を認識されて、各学校の推進リーダーの下で相互に研修に取り組みられるなどして活用力向上に努めておられるところです。

また、ICT教育環境をサポートする、先ほど申しましたがICT支援員を置いております。昨年度から増員を図り、2人体制としておりますので、児童生徒及び教職員のサポートを行ってまいりながら、併せて運用状況の把握に努めていただいております。今後も各校の使用状況を注意深く確認してまいるところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 我々大人の3年間と、それと子どもたちの3年間というのは全く意味合いが違うというふうに思うんですね。中学校は3年間で入学した後は卒業してしまいますので、せっかく導入しておりますし、進んでいる地域はもう既に毎日持って帰ってくるそうなんですよね、タブレットのほうを。何かしらの形で課題が与えられていると。特に小学校低学年に関しては、学習に向かう意欲が、家庭学習における学習に向かう意欲というのが、タブレットの中にあるツールで出されている課題などは積極的に取り組む子が多いそうです。実際に私の友達の息子さんなんかもそうだというふうに伺ってますので、実際にそうなんだらうなと思って聞いています。

なので、何が申し上げたいかと言いますと、できるだけ早く各学校が先生たちに慣れていただいて、少しでも家に多く持ち帰って、基本的には毎日持ち帰っていただくほうがいいと思うんですけどね、そういう状況をつくり出していただきたいなと思っています。

またさらには、PTAにもここをぜひ乗り出していただきたいと思いますと思っております。そもそもPTAというのは、父母と先生の会と昔訳されてたみたいですが、児童生徒の健全な成長を図ることを目的として、親と教師とが協力して学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るために会員相互の学習とその必要な活動を行うというのがそもそものPTAの設置の目的だったり性格だったりするらしいんですね。

まさに今GIGAスクール構想で学びの現状が大きく変わっていったるので、やはりPTAにもその辺の役割をしっかりと担っていただきたいなと思っているところであります。町P連という組織もありますので、そういったところの講演会にICT教育の第一人者の方を招聘して講演していただくとか、そういったこともありなんじゃないかなと思ったところです。

いずれにしても、教育委員会のほうでこのICTに関してはしっかりリードしていただいて、活用をさらに充実化、進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

じゃあ、次の質問に移ってまいります。

最後に、今までずっとICTの話をしてきたんですけども、なかなかこういうデジタル技術に関しまして取りつきにくいと思われている方々もいらっしゃるんじゃないかなと思います。世の中では、今、デジタルデバイドという言葉がありまして、情報格差というふうに言われてますけれども、情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない方の間に起きる経済格差だと言われています。解消に向けて適切に対処しないと、新たな社会問題、経済問題にも発展しかねないということで、注目をされている問題です。

実はこの町、山都町でもそうしたところにしっかりと目線を置いていらっしゃるというのが分かるんですが、例えば光情報通信基盤、これの整備がデジタルデバイド解消という大きな目的に置いてなされたと思っています。平成30年3月付の山都町地域情報化計画というのを拝見しましたが、ここではICTの利活用を促進するというので、しっかりとうたわれています。

そこで、この光情報通信基盤の整備事業、完了してから現在に至るまでで、光回線の普及率というのがどんなものなのか教えていただきたいと思います。世帯や事業所への光回線の引込みの普及率ですね、今現在どんな感じでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。令和4年5月末の電話回線に対する光回線利用率は、世帯、事業所合わせまして42.3%となっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 数字を聞いて、ちょっとどう反応していいかちょっと分からない数字だなと思いました。多いのか少ないのか、率直に、あら、少ないかなというのが僕の感想ですね。せっかく町内全域に引けるような体制を組んだということなので。ただ、光回線は世帯に引き込むという話になりますと当然費用もかかりますし、各世帯世帯の御判断があつてしかりだと思うので、ここに関して光回線入れてるからいいとかそういう話じゃないとは思んですけども、ただ、今ずっとここまでの間お話いろいろ伺ってきた中で、やっぱり今後こうしたデジタル技術をベースにした住民サービスというのはもう避けることができないといえますか、世の中がそういう方向に進んでいますので、いかにして各世帯に無理なくというか、負担なく光回線というものが入り込んでいけるのか、そういったことを町としては考えていく必要があるんだろうなと思うんですね。

ちょっと聞いた話によりますと、光回線の引込み契約を希望している世帯があつても、場合に

よって事業者の方が応じてくれないと、そういう事例もあるというふうに私耳にしたんですよね。もちろん民設民営で山都町やっていますので、民間事業者さんの御判断で応じることが難しいという判断なのかもしれないと思ったんですが、ただ一方で、住民の方が光回線を引き込みたいと思っても実現できないというのは、やはり町としても看過できないんじゃないかなと思っております。ここもデジタルデバインドになってくるんだろうなと思うんですよね、引き込みたいけど引き込めないということはですね。

そうした地域的なデジタルデバインドと、それから世帯間でもデジタル技術に対して非常に親和性の高い世代だったりとか、あるいは、いやいや、別にインターネットとかデジタル関係とかにアクセスしなくてもふだんの生活やっつけていけるからというような世代の方と、今後いろんな住民サービスを受けるところにおいて格差が出てきそうな気がします。こうしたデジタルデバインドの状況、これを町のほうはどのように今認識なさっているのか、そこを教えてください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。先ほど議員がおっしゃいました光回線の引込みについて、事業者が応じないという件につきまして把握はしておりませんが、業者に確認しましたところ、光回線引込みに関して、新しく電柱等が必要になる場合には費用が発生することがあるそうです。現状では、それに係る費用は加入者負担となっております。

町の現状としましては、光情報通信回線の整備ができていない自治体が平成26年に45団体中、本町も含め3団体となっております。周辺自治体と比較しましても、本町において、いわゆるデジタルデバインドの格差がありました。光回線については、全町域での整備をできましたが、Free Wi-Fiについても20か所の公共施設について利用可能となっており、通信手段についての整備は整っていると思っております。

また、デジタルデバインドと呼ばれる格差について集団間で考えますと、特に高齢者につきましてもほとんどの方がスマートフォンを持たれて、デジタル技術を使いこなしておられるかどうかという、一部の詳しい方を除き、そうではないと認識しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 光回線を引き込む際に、場合によっては新しく電柱を建てなければいけないと、それが加入者の方の御負担になるというお話ですけれども、確かにそういうケース出てくるのかもしれないですけれども、しかし、そういう原因、状況によって光回線の恩恵を受けられない世帯があるというのは、やはり責任を持って解消に向けていく努力を、これは行政しかできないと思うので、ぜひその辺の実態をしっかり御認識いただいた上で、何かしら解消できるような方策を考えていただきたいなと思います。

それと、Free Wi-Fiの話が先ほどありましたけれども、ただ、このFree Wi-Fi、私の使用実感としましては、いわゆる携帯電話の電波によるモバイル通信回線のほうが早かったりするんですよね。4G回線のほうで今までつながってたのに、Free Wi-Fiのエリアに入ってFree Wi-Fiが接続された途端に固まって動かなくなるということが

よくありまして、この辺りも、せっかく整備いただいているので、きちっと使えるものになって
るのかどうかというのは日々御検証いただけたらありがたいなと思います。

最後に御答弁なされた集団間の格差ということで、御高齢の方々が例えばスマートフォンの機
能を十分に活用できてないというお話もありましたけれども、これも総務省だったと思うんです
けれども、利用者向けのデジタル活用支援推進事業というのがあったと思うんです。これはとあ
る大きな業者さんが全国版は取ってるみたいですけども、地域連携型の公募というものもこの
前の4月くらいまでにあったようでして、要は趣旨としては、そういうデジタル技術をうまく活
用できてない方々をしっかりと支援すると。

そのデジタルデバイドを解消しないと、国が進めようとしているデジタル技術による国民に
対するサービスの平準化というのが測れないという思いからそういう制度を設けているような
んですけども、私もちょっと詳しく調べ切れてはいないんですが、そこに関して何か町のほうで
その事業に関して情報があったり、あるいはそういうことを活用しようという方針があれば教え
ていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、ハー
ド的な部分やW i - F i 環境の利活用につきましては、各事業者等へ聞き取りを行い、仕組みを
理解してどのような対策ができるのか、各補助金等の有無についても検討していきたいと思いま
す。

町全体のデジタルデバイドの解消に向け、議員からもありましたが、デジタル田園都市国家構
想等を注視しながら、広い視野を持って、国や県、もちろん各専門業者からの情報収集に努めて
いきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ぜひよろしくお願ひします。デジタルやDXとかICTとかいうと、
何だか難しいというイメージがありますし、実際にとっつきにくい面もあるかなと思うんですけ
れども、ただ、これらの技術を活用することで、うちの町が抱える様々な地域的な課題ですとか、
そういったものが解消される、そういう施策も見えてきてますので、これはぜひ山都町の社会全
域にそうしたものが難しくなく、優しい形で入り込んでいくような、そういうところを行政側で
も検討しながらこれを進めていっていただきたいと思います。

最後に一つ、今までずっとデジタルのことでお話を聞かせていただいたんですけども、総括
して、このデジタル部分に関して町長のほうでいかにお考えか、何か総括的にコメントいただ
けたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） デジタル化につきましては、今、国を挙げて、また、我々行政を挙げ
て取り組んでおるところでございます。これについては、今、眞原議員からありましたように、
全ての町民の方、国民の方々が使いやすい、使える環境整備を今後していかななくてははいけ
ないと

いう思いであります。

しかしながら、なかなか新聞報道、テレビ報道等によりましても、なかなか政府の思うように、また、我々行政が思うようにデジタル化の浸透が進んでいないなという思いでありますし、今後につきましては、できる限り全ての方々が、機械に疎い人も高齢者も、いろんな方々使いやすい環境整備に努めてまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ありがとうございます。ここもぜひ官民一体となって、使いやすいデジタル情報技術の環境を整えていきたいと思います。

私の本日の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時10分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） こんにちは。2回目の一般質問をしたいと思います。

私の7年忌を迎える父が、農閑期は地元の企業で働いて、私たち兄弟3人を育ててくれました。おかげで今、町会議員をさせていただいておりますけれども、本当地元の企業にはお世話になっているなど常々思っております。

つきまして、この前の道の駅の入札のとき、この議会で諮られました。2名の議員が反対をしました。しかし、ここにおる議員さんたちは、入札前だったらどうですか。全員、地元の企業に取らせないかんと思っているんじゃないかと私は思っております。そのことを踏まえまして、今日は一般質問します。よろしく願いしときます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 一般質問に移らせていただきます。

まず、今度の道の駅の3億4,650万円。実質的に、最終的に町が負担する額というのは幾らになるか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。道の駅整備事業関連施設整備工事については、5月の臨時会にて3億4,650万円の工事請負契約を可決いただきました。財源内訳を申し上げます。地方創生拠点整備交付金1億3,275万7,000円。起債が、市町村振興資金ですが、1億円です。それと一般財源1億1,374万3,000円となっております。町の負担分は、交付金を除いた2億1,374万3,000円となっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） それはこの前報告があったんですけども、起債の中に戻さなくていいお金というのがあると思うんですけども、そこをお聞きしたい。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 起債のほうの市町村振興資金は、利子は無利子で、交付税に算定される金額はありません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 全額借金ということですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 市町村振興資金の1億円は、起債、借金ということになります。毎年返済をしていくということになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 分かりました。一応町の事業としては、道の駅の箱物とこの体育館、この二つは大きい町の事業だと思うんですよ。それを地元優先にしなかった、要望書も出ているんですよ。その要望書の中に、入札条件である総合評価点について、町内の業者と町外の業者を何らかの格差をつけてほしいという要望書が上がって、それでもなおかつ地元を優先にしなかったメリットは一体何ですかね。町長、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは……。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 議長、私は町長にお願いしたんですけども。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、私のほうから経緯につきまして御説明をさせていただきます。

今回発注しました道の駅整備工事は、予定価格が3億8,500万円と、近年発注した建設工事としては金額が大きいものでありました。通常、建設工事を町内業者へ発注する場合は、山都町工事入札参加資格格付要綱並びに山都町工事請負業者選定要領に基づき、格付に応じて建設業者を選定いたします。建築一般工事の規模額が1億3,200万円以上の工事は、A1の等級を有する建設業者を選定することとなっていますが、本町ではA1を有する建設業者はいないことから、町内業者へ優先して工事を発注することができませんでした。

これらを考慮し、技術力、安定した経営力、配置技術者の施工経験を有し県内に営業所を有する業者を代表構成員とし、町内業者の参入機会の創出並びに業者の育成、さらには町内経済への波及効果を見据え、町内の建築一式工事業者を構成員とした共同企業体を入札参加条件として一

般競争入札を行いましたが、不調に終わりました。

再度の共同企業体での入札を実施したとしても、共同企業体を結成するための日程の確保を踏まえた入札のスケジュール調整は難しく、また、共同企業体での入札が不調となった事態を踏まえ、前回入札の資格要件及び施工実績を緩和して、改めて一般競争入札を行った結果、9社に応札いただき、落札者を決定し契約を締結する運びとなりました。

今回の道の駅工事におきましては、町内業者での受注はできませんでしたが、地方自治法において、地方自治体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されており、町が発注する建設工事等につきましては、町外業者であっても技術力及び安定した経営力と配置技術者の施工経験がある業者が請け負うことで、品質が確保されるとともに最少の経費で施工できることがメリットであると考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 分かりました。これは益城の一般競争入札の要綱にあるんですけれども、例えば、P点が1,050点以上、括弧して、町内においては900点以上というふうで、特例というか地域優先な入札方法にしてあるんですよ。そういうことはお考えにならなかったんですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。通常、建設工事を町内業者へ発注する場合には、山都町工事入札参加資格格付要綱並びに山都町工事請負業者選定要領に基づきまして、工事の種類ごとの規模額、等級に応じて、町内業者へ優先的に発注をさせているところでございます。町におきましては、そういった規定に基づきまして、現在のところ入札業務のほうを行っているということでございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 入札制度を執行部のほうで決めておられるんですけれども、指名審査委員会の中で決められると思うんですけれども、その責任者というのはどちらになりますか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。山都町建設業者等指名審査会というものを設置しておりまして、規定に基づきまして指名等を行っております。

規定といたしましては、町が発注する建設工事、調査、測量、設計等の指名業者の選定に適正に行うために審査会を設置いたしまして、設計金額が3,000万円を超える建設工事、それから、設計金額が1,000万円を超える調査、測量または設計等につきまして、指名をすることとしております。

この会長といたしまして、副町長をもって充てるということで規定しております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 何でも責任者というのはおられると思うんです。その中で審査委員会議の中で、決定権を持っているのは山都町ではどなたになりますか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○**総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、山都町建設業者等指名審査会におきましては、会長を副町長といたしまして、委員といたしまして私、総務課長、建設課長、農林振興課長、商工観光課長、環境水道課長、清和支所長及び蘇陽支所長で構成しております。その中で指名の内容については審査を行い、決定しているということでございます。

○**議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

○**2番（坂本幸誠君）** 会長の副町長にお聞きしたいと思いますが、道の駅の1回目の入札のときに……。

○**議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君、答弁者に指名がありませんので、副町長の名前はいかがなもんかと思えます。

○**2番（坂本幸誠君）** 分かりました。

1回目、JVで入札されたんですけども、2回目の入札の公告のときにはJVなくしてありますよね。その経緯をお聞かせください。

○**議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

○**総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、まず最初に技術力、安定した経営力、それから配置技術者の施工経験を有した県内に営業所を有する業者を代表構成員として、町内の業者の方を構成員として当初は共同企業体を組みましたが、不調に終わったということで、再度、JV、共同企業体での入札を実施したとしても、共同企業体を結成するための日程の確保を踏まえた入札のスケジュール調整が難しく、また、共同企業体での入札が不調になった事態を踏まえまして、前回入札の資格要件及び施工実績を緩和いたしまして、改めて一般競争入札を行ったというものでございます。

○**議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

○**2番（坂本幸誠君）** だから、JVをなくした理由ですよ。何でなくしたんですか。

○**議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

○**総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。共同企業体での入札をしたといたしましても、共同企業体を結成するために日程の確保を踏まえた入札のスケジュールの調整が非常に難しく、入札が遅れることによって工事のほうが遅れるということを判断いたしまして、一般競争入札に変更したということでございます。

○**議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

○**2番（坂本幸誠君）** 分かりました。26年前に今利用しています千寿苑というのが、当時3億4,900万円、大きな事業を山都町3社で造ってあります。今回の道の駅の建物自体は非常に小さいです、千寿苑と比べると。山都町の3社で造るというような考えはなかったんでしょうか。

○**議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

○**総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。千寿苑の建築につきましては、議員が申されましたように、平成8年、矢部町当時に建築された施設で、当時、矢部町の入札規定に基づき入札されたものであり、入札の経緯などにつきまして確認することができないために、そのことに

ついてお答えすることはできませんけれども、今回の道の駅整備工事は、山都町道の駅建設工事に係る特定建設工事共同企業体運用基準を定めまして、この運用基準に基づき、格付に応じて建設業者を選定しており、町内業者の参入機会の創出並びに業者の育成等を図ることを目的といたしまして、道の駅整備工事と同程度の施工実績を有する業者を代表構成員として、町内業者を構成員とした共同企業体による一般競争入札を山都町の規定に基づきまして行ったものでございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 問題はこれからですよ。もう道の駅は入札が決まって、担当の業者も決まっておると。これから先、山都町として、地元の企業を育てていくというようなことで、総合評価一般競争入札、この中に地域点というのが、ちょっと調べましたら、地域の精通度、地域の貢献度、これで点数が加算されるんですよ。で、地元優先な入札方法になる。この方法を取り入れていくという考えはありますか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 議員御質問の点は、総合評価方式による入札ということではないかというふうに思っております。本町におきましては、価格と価格以外の要素、例えば技術力であったり品質等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による入札を試行的に行っております。

これは、工事の安定的な品質確保と受注者としての適格性を有しない建設業者の参入防止を図ることはもとより、価格のほかに価格以外の要素を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れた案を提示したものを落札者とするものでございます。

どのような評価項目を設定するか、さらには、落札者を決定しようとする際に、外部の学識経験者から意見を聴取する必要があるなど、通常の入札と比べると落札者決定までの時間を要することから、本町におきましては実施件数は数件となっております。加えまして、平成28年熊本地震以降、度重なる災害発生により災害復旧工事の完成を最優先といたしているところから、近年は実施に至っていないのが現状でございます。

このような状況が改善され、入札業務の手間も改善された際には、取組を今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ぜひよろしく申し上げます。

やはり一般的、私が道行く人に聞いて、道の駅は地元の企業を同札で入札したばって取れなかったもんなど、最終的にはくじになったと。そらおかしかねというような話を皆さんされるんですよ。これはちょっと町長にお聞きしたんですけれども、町長が、建設協同組合との懇親会の場で挨拶のときに、災害があったと。そのときには地元の業者さんがおられるから、安心して暮らせておりますとおっしゃいました。例えば自衛隊が来ても、自衛隊が来る前に地元の業者が道を造らんと、自衛隊は入って仕事ができんわけです。

やっぱり地元の業者はもう本当に、あって助かっておりますというような話だったんですけれども、いかんせん今度の道の駅に関しては地元優先になぜできなかったらと、もうこれが不思議でなりません。税金も納めとらんよその業者に何で仕事をやらないかとだろうかと。これはやっぱり山都町として、優先的に地元の業者にやると。これが同札じゃなかったら仕方がないと思うんですよ。同札であって地元をやれなかったというのが非常に残念ですけれども、御答弁よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 地元業者の方々、優先ということは別にしながら、先般、今、坂本議員からありましたように、地元業者が健全な経営をしていただき、いつも常時いかなる災害のときも率先して仕事をしていただくような状態に持って行っていただきたいなと、そういう思いでいつも業界の方々にもお願いしておりますし、平成28年の豪雨災害の後も、本当に町内業者のみならず、郡内、県内、また県外からも多くの方々の応援をいただきながら、やっと5月末には終わったんじゃないかなという思いでおりますが、これも地元業者がしっかりしていただいたおかげという思いであります。

先ほどの道の駅の同点だったという、くじ引だというようなことにつきましては、私から答えることは控えますが、これは我々が決めた部分でありまして、地元である、どこの誰を私なり、また、会長なりがする問題ではないと決まったように、そういった部分でありますので、こればかりは、地元と同点だったから、どうして地元をやらなかったかということについては、もう私から答弁をするような問題じゃないという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） そうですね。ありがとうございます。やっぱ入札が終わってからは仕方がない。だからその前に、国交省も熊本県も入札制度では、地元育成優遇を実施しているんですよ。それが何で山都町はできんかというふうな思いでおりますけれども、そこをお答えください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほども申し上げましたが、通常、建設工事を町内業者へ発注する場合には、山都町工事入札参加資格格付要綱並びに山都町工事請負業者選定要領に基づき、工事の種類ごとの規模額、等級に応じて町内業者へ優先発注させていただいているので、山都町が地元業者を優先していないということは考えておりません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 考えておりませんというよりも、優先するのが私は当たり前だと思います。せっかく国からの交付金が来ます。それをよそに流してはもったいない、何にもならない。よそに職ばつくる必要はないとですよ。地元の中でお金を回す。

例えば地元の業者が取ったとします。地元の業者も税金を納めている。法人税が5,600万円。町民税が4億1,000万円。従業員の方ももちろん町民税を納めているんですよ。それで私たち議員はお金もらっていますし、職員の皆さんも給料もらっていると思う。そういうことを踏まえ

ると、地元の業者を町が優先するというのは当たり前だろうと私は考えます。これは町の方針としてですね。それはやらないかんとします。

そして、例えば、地元の業者がここはいかんぞって言ったら、言えばいいって。もうちょっとしてくれて。やっぱ地元の業者を育てて、A1という会社は熊本県で60社しかないんですよ。ちょっとでも不備があれば落とされます。A2にランク下げされるんですよ。だからA1になるために努力せないかん。それには実績が必要なんですよね。地元で実績をつくってやって、A1に昇格できるように、やはり地元の業者を育てていくというような考えを持っていただきたいと思っております。

大体、地元の業者、今度の道の駅に関しては今さら言っても仕方がないんですけども、これから先やらないかんとするのは、談合ではないんですよ。談合ではなくて、例えば役場の担当者や地元の業者と、議員に建設委員会とかありますので、その人たちが集まって、例えばですよ、道の駅をつくりますと。プロジェクトチームをつかって、こういうことでやっていきたいと思います。何もかも委託でしょう。設計会社に委託じゃなくて、地元で話し合う場を設けてほしいなど。それがSDGsもにつながると思うんですよ。そのところはいかがお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。これまでも、町の建設業協会のほうからは、いろんな場面で町のほうに要望、要請に来ていただいております。その際は、町のほうといたしましても、しっかり御意見を聞きながら対応してきたつもりでございます。今後につきましても、そこにつきましても、町内の協会のほうと色々な意見交換はしっかりしながら、工事におきまして、指名におきましては、適切に町のほうで判断をしながら施工していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） やっぱもうちょっとガラス張り、ガラス張りっちゅうとも変ばってんが、せつかく税金を納めている企業がおる。住民もその中で生活して、私たちも住民の代表としてこの場に立っている。そういう人たちが集まって、知恵を出し合っていい町をつくっていきたいというふうに考えておりますので、これからもぜひよろしくお願ひします。

それでは、次に移りたいと思います。

SDGsについて。SDGsも、担当者も県庁のほうからおいでになって、委託先もう決まったと思うんですけども、その委託先の選考理由と予算の使い方、それについてお答えください。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。今年度のSDGs推進事業につきましては、昨年度の自治体SDGsモデル事業で取り組んだ事業内容をさらに発展させ、引き続きモデル事業の構築に向けて取り組むこととしております。そのため、業務を委託する事業者につきましては、昨年度の実績等を踏まえ、事業の継続性及び専門性を考慮して選定することとしております。

また、予算の使い道ということですが、今年度取り組みますSDGs推進事業費につきまして

は、地方創生推進交付金を活用することとしております。総事業費は予算ベースで2,486万7,000円となっております。補助率は2分の1となっております。

予算の内訳としましては、委託料、基本目標の策定や推進の支援に関する業務、また、令和3年度からの継続事業等の委託料で約2,100万円ほど。また、啓発に係ります出前講座や各種検討会等の講師等の報償費としまして77万円。同じく出前講座や各種検討会等の旅費としまして63万7,000円。学校給食の有機米の購入など、需用費として238万2,000円を予定しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 大体7割ぐらいが委託料になりますかね。やはり役場の職員として、ただ委託するだけが仕事じゃないと。役場の職員さんで勉強していただいて、委託するより自分たちでやるということを考えてやっていただいて、地元にも、よそにお金をやるんじゃないかと、これも一緒なんですよ。2,300万円予算が来たとき。それを町外に出すんじゃないかと、町の中で回しましょう。そういう考えでおっていただきたいと思います。

昨年からはSDGsやっていますけれども、その予算も委託があったと思うんですけども、費用対効果についてお答えください。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） 昨年度の委託業務の実績ということでよろしいでしょうか。お答えいたします。昨年度の自治体SDGs推進事業における委託業務の実績についてお答えいたします。

まず、昨年度は、SDGs未来都市の選定を受けまして、全体マネジメントや普及啓発に必要な経費として約1,389万円、また、継続的な事業の達成に向けた取組に関する費用としまして約390万円の支出をしております。

この全体マネジメントや普及啓発に関する委託業務につきましては、まず推進体制を整える業務委託、また、生ごみを活性化するための堆肥生成モデル事業、その他PR動画の作成やパネルの作成、ホームページの改修などを行っております。これらは今後の啓発活動等でも十分活用できる資料として、町の備品としても活用できるものとなっております。

また、事業の達成に向けた委託としましては、新規就農者希望者向けのツアーモデル事業、食育モデル事業、食のブランド化メニュー開発事業を行っております。これらもそれぞれ仕様に沿った事業を実施していただいております。実績報告の中で、それぞれの事業においてアンケート調査や結果の分析等を踏まえ、今年度はそれらの三つの事業を継続して業務委託を行っているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 費用対効果を聞いたんですけども、PR動画については、皆さん見ていると思うんですけども、伴都美子さんが出て、山都町の魅力をずっと発信しています。それは見えています。

生ごみについての300万円というのがちょっと意味が分からないんですけども、それでどうなるんですか。費用対効果って言ったんですけども。お答えください。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。生ごみを活用しました堆肥生成モデルにつきましては、昨年度、町内の中学校、また一般家庭や福祉事業所などに御協力をいただきまして、段ボールコンポストによる堆肥化の実証実験を行ったものです。この事業におきまして生成された堆肥の成分分析等も行われております。実際、農業等に活用されるだけの成分値には達してはいないものの、一般家庭で利用される分には十分な有機質の堆肥として活用できるというふうな結果をいただいております。今年度も、この事業につきましては引き続き検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今年度の予算は、生ごみに関する予算は。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） 現在、今年度の生ごみ堆肥化につきましては、資料を精査している段階でございますので、正確な数字は差し控えさせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 分かりました。県庁からの新しい何か知恵を入れて、山都町を外から目線で見てもらって、どういうふうなSDGsを広めていくかということで、これは有機農業を核としたとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。分かりました。すみません。次に移りたいと思います。

次に、有機農業について。担当課長も変わりましたので、新しく有機農業推進室というのができました。スタッフもかなりメンバーいますけれども、有機農業を広めるためにどんな話合いがされているかお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えをしたいと思います。有機農業を進めるためにどんな計画があるかというお尋ねかと思っておりますけれども、昨年、2021年に国が策定しましたみどりの食料システム戦略におきまして、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を2050年までに25%に拡大するということが目標とされました。本町でも山都町有機農業推進計画を策定しまして、有機農業のさらなる振興を図っていくこととしております。

計画の中におきまして、数値目標を設定しております。有機JAS認証面積を今現在90.2ヘクタールありますものを2027年度までに234.5ヘクタールに拡大すること。有機農業に取り組んでいる形態数を194形態から209形態に増やすこととしておるところです。

この目標を達成するために施策として八つの取組を掲げております。1、新規就農者後継者の育成及びサポート、2、有機JAS認証の支援、3、有機米生産へのサポート体制の整備、4、有機農業の拠点づくり、5、販路拡大へ向けた取組、6学校給食の有機農産物利用拡大、7、町

内での有機農産物の販売利用拡大の取組、8、有機農業のまち山都町のPR活動、以上八つの取組に基づきまして、有機農業のさらなる振興を図り、策定した推進計画の目標実現に向けて生産者をはじめ、関係者の皆様と御協力をいただきながら、取組を進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今、拠点づくりとおっしゃったんですけれども、この前の一般質問で町営の堆肥場についてお聞きしたんですよ。何でかという、有機農業者だけではその面積は広がらないんですね。慣行農業の人が有機農業に入ってもらわんと。新規就農者でよそから入ってこられた面積だけでも足らん。

今、最終処分場の問題が、地下水汚染が非常に問題視されていますけれども、例えば田んぼに除草剤をまいたらそのまま浸透していくんですよ。そのためにも有機農業を広めないかんですよ。そのために堆肥場をつくって、堆肥を観光農家の人にもどんどん使ってもらって、いい堆肥を使って。先ほど話があつたんですけれども、もう肥料がどんどん上がってくる、どがんすればよかったですか、農家は赤字ばいと。じゃなくて、いい堆肥をつくって、肥料をできるだけ減らしてつくるような農業の生産方式に変えて行ったらいいんじゃないかと思う。堆肥場については、どうお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えをしたいと思います。先般3月にもお話があったかと思いますが、堆肥については多くの方々がいろんな形で使用されておると思っています。それぞれ自分に合った堆肥とか、そういうのを必要とされていることもありますので、今後の堆肥舎の建設については、有機農業協議会とか生産者の方々の御意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） いろんな堆肥があるというけど基本的には一緒なんですよ。もともと土をつくるための堆肥なんですよ。生きた土ちゅうのは微生物がいかに多くいるかなんですよ。それぞれやっぱ野菜に合うとか何に合うとか言うんですけれども、基本的には私は一つだろうと思いますので、それを踏まえた上で検討していただきたいと思っております。

続きまして、今年度の有機農業拡大面積についてお聞きしたいと思いますけれども、去年から増えていますか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 先ほども申したとおり、令和3年現在90.2ヘクタールという数字が出ておりますけれども、それから以降の数字はまだ出ておりませんので、分かりましたらまたお教えする機会もあるかと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 協議会のほうで、ちょっと上のほうの目標数値をつくったんですね。これは難しいなと言いつつも目標は目標でつくりましたので、それを目標達成するためにはどうしたらいいかということを進捗室の中で話して、やっていただければと願っております。よろしくお願ひしときます。

それと担当の人には言ったんですけれども、よその、臼杵の堆肥場、あればぜひ見学していかないかと思うとですよ。臼杵の市の役場の中にも有機農業推進室というのがあります。そこを見学していただいて、意見交換してもらえたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、拠点づくりの中で、この前も言ったんですけれども、農業試験場跡地、あれの利用方法は、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。本年3月に策定しました有機農業推進計画の中におきましても、有機農業の拠点づくりということでサポートセンターの設置についても、明記をしているところです。サポートする内容とか体制も含めまして、有機農業協議会や関係機関と先ほども申し上げましたけれども、しっかりと検討してまいりたいと思っております。その中におきましても、場所や施設においても検討してまいりますが、農業試験場跡地についての有効活用も含めて議論してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） まだ時間ありますけれども、私の質問は終わりたいと思います。今日は傍聴に来ていただきました建設業界の人たちには、もう本当力不足で申し訳ありませんけれども、町の考えとして、地元に来た交付金は地元で使いましょう。よそに流す必要ない。私はそう思っております。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、2番、坂本幸誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時07分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） こんにちは。8番、藤川多美でございます。傍聴者の皆様におかれましては、足元の悪い中、そしてまた、遠いところからお越しをいただきまして誠にありがとうございます。

ございます。

さて、国の新型コロナウイルス対策の持続化給付金詐欺事件が毎日のように報道されていますが、警察庁の集計によりますと、これまでに逮捕、書類送検された容疑者の7割が20歳代以下の若者で、SNSで簡単に金がもらえるなどと誘われたケースが多かったそうです。

持続化給付金は、コロナ禍で収入が減った個人事業主などに上限100万円から200万円が支給された給付金で、全国で約5.5兆円が支給をされました。迅速な支援をするために、添付書類を減らすなど手続を簡素化したことが、不正受給が多発した原因のようでございます。先月5月末時点で警察が摘発した詐欺事件は3,315件、摘発された容疑者3,770人、立件額は約32億円。SNSで申請を代行する、また、会社員でも受給できるなどの書き込みを見た若者が募集に応じ、個人事業主になりすます手口を指南役から教わり不正受給を行い、金の一部が報酬として指南役に流れるケースが多かったようです。中でも、国税局の職員や税理士が関わっていることには驚きを隠せません。

経済産業省は、少しでも早く返還してもらおうよう、不正受給者の名前や住所地などをホームページで公表をしております。不正受給した人には、受給金額に加え20%の加算金と年率3%の延滞金の納付が求められます。ホームページ上では「現在不正受給の調査を行っております。不正は絶対に許しません。給付要件を満たさないものにもかかわらず誤って申請を行い、受給してしまった場合などについては、自主的な返還を受け付けています」と呼びかけられています。

6月9日時点、不正受給総額12億5,757万3,000円。1,247人のうち1,006人が総額10億1,158万円に加え20%の加算金、そして年率3%の延滞金の全額を国庫に納付済みです。ホームページを見てみますと、熊本県の方でも5名の方がまだ返還されていなく名簿に登載されていました。返還すると、住所と氏名は削除されます。

家族で給付金詐欺に関わっていた主犯格がインドネシアで不法滞在の疑いで逮捕されましたが、10億円という不正受給の桁の多さにびっくりでございますが、今後の捜査の行方を見守りたいと思いますけれども、楽に書類を出すだけで100万円もらえるという話はありませんし、うまい話には裏があるということを再認識してほしいと思います。今は社会では多くの詐欺事件が発生しております。特にネットでも、知らない間に詐欺にあっていたなんていうこともあります。改めて、町でも広報誌等を通じて注意喚起をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） それでは、通告に従いまして、質問を始めてまいります。

まず最初に、健康保険証とマイナンバーカードを一体化させたマイナ保険証についてお尋ねをいたします。まず、山都町のマイナンバーカードの取得率といいますか、普及率をお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。令和4年6月1日現在の山都町におけるマイナンバーカードの取得率は37%で、交付枚数は5,313枚です。なお、熊本県全体の取得率は43.9%であり、山都町の取得率の順位は県内45市町村中26番目です。また、全国の取得率は

44.7%となっています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ありがとうございます。熊本県の平均よりも、我が町のほうが少し低いということですね。

それでは、2番目の質問なんですけど、マイナンバーカードを国は2022年度中、いわゆる今年度中なんですけど、全ての国民への普及を目指し、2024年度、再来年には運転免許証と一体化する方針を出しております。2022年度末というのはもう来年の3月末日のことでございますが、山都町で果たして全町民への普及が果たせるのか、今お聞きをいたしましたところ、6月1日現在で37%ということでございます。これが80%と申しますとあと20%ぐらい追いつけるかなと思いましたが、あと半年ぐらいしかありませんが、果たしてこの全町民への普及が果たせるのか、町としての取組をお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。マイナンバーカードの取得については、社会全体のデジタルトランスフォーメーション——DXで求められるオンライン申請などに係る利用者側からの入り口に必ず必要なものとなります。これまでも、税務住民課戸籍住民係では、夜間や休日に申請手続を行っております。現在、企画政策課では、ほとんどの住民の方が取得することを目指しながら、まずは県平均を上回ることを本年度の努力目標として、準備を進めてまいります。

具体的には、10代から40代の交付率が低いことから、この前の6月の消防団分団長会議を通じまして、全消防団員へオンライン申請を促す啓発チラシの配布を行い、また7月下旬からは、自治振興区単位で50会場ほどの出張申請会を開催する予定としております。6月30日から国が行います最大で2万円のポイントがもらえるマイナポイント第2弾のキャンペーンが始まりますので、そちらも併せて周知していきたいと思っております。

今後も税務住民課と協力しながら、あらゆる機会においてマイナンバーカードの普及活動に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 以前から、行く行くはカードが保険証としても利用できるようになりますと町でも説明があっていましたが、カードをつくると保険者が、山都町でいいですよ、国保でいうと山都町なんでございますが、が情報を提供して自動的に保険証としてできると思っておりましたが、保険証として利用するには個人個人でまた手続が必要なわけですが、しかもネットで保険証登録のサイトから申請しなければなりません。とても高齢者など手続は難しいと思います。

ただ、医療機関がオンライン資格確認が導入されていれば、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できるそうです。そこで、そよう病院では既に、マイナ保険証を読み

取る機械でしたか、マイナンバーカードを読み取る機械が導入されているようでございますが、利用度についてお伺いをいたします。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、飯星和浩君。

○そよう病院事務長（飯星和浩君） お答えいたします。マイナ保険証につきましては、そよう病院では令和4年3月にシステムを導入し、5月10日から運用開始しております。約この1か月の町民の方の利用としては4名、利用度としては0.3%になっています。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 私もそよう病院に通院しておりますので、窓口でありましたので、もう昨年、これが啓発されてから、導入が促されてからすぐ導入されたかと思いましたが、今お聞きをしましたら今年の3月ということで、まだ導入したばかりということでございますが、利用者は4名ということで、いかにこの保険証としての、これを申請をしておられないかということと、一つはやっぱりマイナンバーカードが普及されていないというのが、この少ない利用率の表れだと思います。

マイナ保険証で受診できる病院を増やすために、今年の4月から診療報酬が改定され、加算をされました。加算された診療報酬の一部は患者が負担する仕組みです。初診で21円、再診で12円増え、従来の保険証でも、マイナンバーカードを利用しなくても初診で9円負担をしなければなりません。

5月28日付の熊日新聞では、先ほど企画政策課長が申しましたように、デジタル庁と総務省と厚生労働省の三つの機関連名でのマイナンバーカードでマイナポイントという広告が、しかも1面全面使ってありました。全国誌何枚あるか分かりませんが、相当な広告料です。きょう本日お持ちしましたが、こういう感じで宣伝をしてありました。

最大2万円のポイントがもらえますということで、チャージやお買物で利用金額の25%、最大5,000円分がもらえますと。それから、この後の6月30日からは、健康保険証としての利用申込みと公金受取口座登録でそれぞれ7,500円分がもらえますという広告です。いつの間にか、国が巨額な税金を使って営業をされております。政府が大規模なポイント還元策を実施してまでマイナ保険証の普及を進めるのには矛盾がございます。

また、先ほども企画政策課長がおっしゃいましたが、マイナンバーカードを夜間や休日、また各種行事等、町民が多く集まる集会等での申請手続が積極的に行われておりますが、結果的には、さきに申しましたように、病院受診での窓口負担が増え、住民にとっては不利益な結果となっております。

このことは住民は恐らく御存じではないと思いますが、ただつくりましょう、つくりましょうと言った後には、そういったお金が取られるというシステムでございます。そこで、このことを町はどのように認識されてされているのかをお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） お答えいたします。議員おっしゃいますとおり、国はマイ

ナンバーカードの保険証利用を令和3年10月から開始し、令和5年3月末までにおおむね全ての医療機関及び薬局でのカードリーダーシステムの導入を目指しております。しかしながら、令和4年5月の時点で運用を開始している医療機関及び薬局は、全国で2割弱にとどまっております。現在町内で利用できる医療機関及び薬局は、医療機関で4医療機関、薬局が3機関で計7機関となっております。

この制度のメリットとしましては、マイナンバーカードに内蔵されたICチップを使い、保険証として利用できる、いわゆる先ほどからおっしゃっておりますマイナ保険証という形で使うことによりまして、オンラインによる資格確認ができ、これが患者様の過去の薬の情報ですとか特定健診の情報を取得しまして、よりよい医療を提供することができるということになっております。

そのほかに、高額療養費の手続の簡素化やマイナポータルと言いまして、政府が運営しておりますオンラインサービスを利用して、御自身のお薬の情報ですとか特定健診の情報を閲覧することも可能とされております。

厚生労働省による令和4年度の診療報酬改定によりまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、オンライン資格の確認を通じて患者様の情報を活用しました医療機関においては加算できることとされましたので、先ほどおっしゃいましたように初診時で医療が3割の方で例えますと、初診時21円、再診時には12円、また薬局でも9円の負担が増しております。

マイナ保険証を利用拡大するように進めておりますけれども、一定の影響を及ぼすのではないかというので懸念の声も上がっておりまして、この件に関しましては、今現在、正式な通知等は届いておりませんが、厚生労働省でも見直しの動きがあるようですので、今後の動きを注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 住民が望んでいないカードをポイントあげますよとって多額な税金を投入してあめを配り、後になって病院での受診で患者負担を多く取るといった、いわゆるあめとむち方策です。患者負担が増えることに批判が相次いだため、先ほど健康ほけん課長も申されましたが、政府は診療報酬の加算を今後見直す方針でございますが、このことについてはそれぞれ全国の首長さんの皆さんで加算することに阻止をしていただきたいものです。そこで、町長、何かこのコメントがいただけるのであればお願いします。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 午前中もデジタル化の話がありました。マイナンバーカードにつきましても、3年ぐらいになってないかなと思っておりますが、今ありますように、ポイントをやる、現金をやると、先ほどからありましたように、あめむち、あめばかりやって、最後には今言われますように診療報酬に加算をされると。本当にちぐはぐな政策が続けられたのも事実であります。このようなことについて、我々町村会、またいろんな場面を通じて、このような制度の改悪でございますので、改正をまた運動していきたいという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ただいま町長のほうから、町村会等を通じて加算がないように運動を展開していきたいというお言葉をいただきましたので、少しでも患者負担がないように、少しでもというか全額負担がないようにというふうに運動していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問に入ります。

東竹原地区に計画されている管理型最終処分場と中間処理場についてお尋ねをいたします。昨年9月29日に開催されました上益城5町ごみ処理施設の整備について、5町の自治体直営から民間企業主体へと計画変更になった議員向けの説明会のとき県の担当者に質問をいたしましたが、東竹原に最終処分場ができる話があるが、県も把握しておられるかと尋ねましたら、返答に困られましたけれども、話があっているやに聞いておりますと苦しい答弁をされました。

また、3月の定例会に出されました請願書の審議についても、まだ説明会もないのに、時期尚早といった意見が出されましたが、時期尚早どころか遅きに失したと思います。なぜかと言いますと、建設に向けて既にほとんどの用地買収が済んでいたからです。まだどがんなるか分からんのだと言われますけれども、用地買収したということは、建設に向けて既に動き出しているということでございます。

買収予定地の関係者、いわゆる地権者向けの説明は終わり、水面下では着々と進んでいたわけです。一般向けには説明は開かれてなかったかもしれませんが、東竹原地域においては、該当地が以前から不法投棄が相次ぎ迷惑を受けておられることから、喫緊の課題であったため請願を出されたわけですので意を酌んで欲しかったところでございます。

今度、建設計画をされている一部は、今回進出予定の会社が昭和62年に山林約2,000平米を買収して産業廃棄物処理場を造られましたけれども、当時、廃車を裁断した鉄くずやプラスチック類、木くずなどが捨てられました。廃油混じりの汚水の谷底への流出がひどくなったということで、住民から投棄中止の請願書が出され、当時、蘇陽町は処分基準違反の疑いがある古タイヤが多数捨ててあることや油剤、油類ですが、それと鉄を含む汚水が出て、環境の破壊のおそれがあるとして投棄中止の勧告書も出されましたが、投棄が続けられた経緯があり、当時から地域住民の環境破壊への不安は募る一方でございます。

竹原地区は、分水嶺でもございます。降った雨は、地表水は五ヶ瀬川に通じ、延岡を抜け太平洋に注がれていますが、地下水は地表水と同じく五ヶ瀬川に通じる水と南郷谷白川を通じ、立野で黒川と合流し、熊本市を抜け有明海へと注がれております。下流域では、漁業を生業とされる方、観光を売りにされている方等々が相当いらっしゃいます。また、高千穂へと鉄道を結ぶために高森から掘られたトンネルは大量の出水に見舞われ、度重なる出水事故のため中断され遺構となりましたが、そのため、高森町の貴重な水源地となっております。トンネルの長さは2,055メートル、一般公開されるのは550メートルですが、毎分32トンの湧水量があるそうです。

これだけでも分かりますが、この東竹原地区は豊富な地下水を持つ九州のへその水がめでもあります。また、建設予定地の近郊には東竹原地域住民の水源地があり、森林経営計画区域内で、

かつてオウム真理教騒動の際、教団の買収を避けるために町に買上げてもらい町有地として守ってきた水源地でもあります。こうしてこれまで地域で守ってきた自然と生活水が脅かされるのではと心配の声が大きいところでございます。

会社は、遮水シートを張るとか浸出水処理施設を設けるとか説明をされましたが、熊本地震のようにこれまで経験したことのない不測の災害に果たして耐え得るか。地震であれば地下が揺らぐわけですから、施設ごと崩れ落ちることも考えられるわけです。5月29日の会社説明会でも質問が出ましたが、会社の回答は得られませんでした。ほかにも幾つか質問されましたが、全問回答までいきませんで、宿題が出ました。また、これが建設された暁には、高森峠の太陽光と一緒に問題解決に至らず、最後には地元が泣き寝入りすることになるのが必至と心配されておられました。

蘇陽地区は阿蘇郡であったことから、合併してからもいろんな部分で阿蘇とつながっております。阿蘇地域振興デザインセンターの事業もそうですが、阿蘇地域の自然環境を守りつつ、観光開発と地域づくりを行うことを主体として、熊本県と阿蘇郡12か町村で設立をされ、阿蘇グランドデザイン計画の推進が図られていて、今も山都町からも1名の職員が派遣されております。また、阿蘇ジオパークもそうですが、山都町では、蘇陽峡ジオサイトと幣立宮ジオサイトがあります。ジオサイトとは、ジオパーク内の見どころで、自然遺産として価値が認められるものです。

そこで、副町長におかれましては、常にSNSにて阿蘇での会議等の情報を提供されておりますが、特にこうした阿蘇の自然環境を生かしながら観光や地域づくりをする事業に携わっておられますので、いかに自然が大切か、先祖代々命の水を育んだ自然を後世に残していかなければならないのは私たちの責務でもあります。このようなことから、副町長におかれましては、今回の東竹原地区での最終処分場の建設について、率直な思いをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 副町長、能登哲也君。

○副町長（能登哲也君） それでは、お答えいたします。今、御紹介いただきましたとおり、阿蘇で2年間勤務いたしまして、その前も、白水におりましたときも、蘇陽には何回もお邪魔しております。その後も、ジオパークの会議あるいはデザインセンターの会議にもお邪魔しまして、その折、やはり蘇陽の国道を通りまして高森経由で会議に出させていただいておりますが、そのたびに蘇陽の雄大な五岳を望み、あるいは祖母を望む雄大な景色を感心しながら運転しているところです。

お尋ねがございました蘇陽峡、そして東竹原地区についても、何度も行ったというところまではいきませんが、何回もお邪魔させていただいております。本当に雄大な景色で、東洋のグランドキャニオンですか、そういったキャッチフレーズそのものの自然だなというふうに思っております。時々孫も連れていたりもします。

その中で今回の廃棄物処理の施設です。議会での対応について今現在、委員会のほうで審議されておりますので、私のほうから述べることは差し控えていただきたいと思います。現在、住民の皆さん方がその貴重な自然の中で、いろんな自然への思いとか、あるいはふるさとへの思い、生活への影響ということを心配される思いというものは十分理解させていただいている

つもりでございます。

ただ一方で、廃棄物の処理につきましては、どこかが担わなくてはならないところです。そのために様々な法律的手続きとかそういったものがなされて、環境アセスメントですとか、許可申請ですとか、そういった手続きがなされてくるというふうにも思っております。現在その入り口の段階だなというふうにも思っておりますので、今後様々な手続きの中で、地域住民の皆様方の御意見を様々にお伝えいただいて、今後の対応に生かしていただければと思います。

ちなみに、法的には町が対応できるのは、それぞれの段階で意見を言うということになりますので、そこら辺は御承知おきいただきたいというふうにも思っております。議会での審議を待ちながら、また様々な対応を取らせていただきたいということになろうかというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 御意見ありがとうございました。5月29日開催の会社説明会では、蘇陽支所のホールがほぼ満席の状態でありましたが、いかに関心があるかを見てとれました。今年度から、環境影響評価手続と測量設計が始まる計画ですが、住民の不安が払拭されないまま計画が進んでいくことに心配がございます。

これは東竹原の問題だけでなく、下流域の住民にとっても死活問題だと思います。住民の安全安心を守るのが町行政の役割と思いますが、町長はどのようなお考えかをお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 計画をされている業者の方が、1月の中旬に説明会を開きたいというようなことで来られました。ぜひ住民の方々に早く説明してほしいと言っておりましたが、コロナ禍の影響もあるというようなことで、先ほどありましたように5月の下旬になったというようなことで、会議の様子は担当課長のほうから報告を受けたところでございます。

これにつきましては、今、副町長からもありましたが、行政としてなかなか造ってくださいますと言える施設もありませんし、また、我々町民として、また住民としてなくてはならない施設の一つだという思いでおります。

そのためには、先ほどありますように、白川水系、五ヶ瀬川水系、下流域の皆さん、そして、もとより、まずは地元の多くの皆さんの合意形成がなくてはできないものという思いでおりますので、今後につきましては、県ともまた業者の方とのいろんな情報交換等もしながら、また地元の皆さんの御意見等も聞きながら、今後、長い期間、環境アセス等々は非常に時間がかかるというようなことのようなことであるというようなことでございますので、そういうのも含めながら情報のお互いみんなで共有をしながら取り組んでまいりたいというような思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ただいま御船町のほうでは、3月の議会でもそうですが、今6月の定例議会でも、上益城5町で進めておりましたごみ処理施設の問題が民間になったというのは住民への説明が遅かったということで、ただいまにぎわっております。その中でも、上益城5町で造

る予定だったその処理施設でできたものを東竹原に今度できるところに持っていくのではないかと、そういったことを藤木町長に質問があっておりました。

このことは、山都町だけでなく他町村でもしっかり注目を浴びておりますので、山都町としましても、町長も先ほど申されましたように、今後のいろんな注視をしながらと、注目していくという、そういう感じでおっしゃいましたが、ぜひとも住民の意を酌んで町としての意見もしっかりと持っていただきたいと思います。

それでは、3番目の森林環境譲与税の活用についてお伺いをいたします。まず、山都町の具体的な活用計画についてお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。森林環境譲与税とは、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。これによりまして、森林環境譲与税として山都町においても令和元年より配分を受けておるところです。

議員お尋ねの利用計画につきましては、令和2年度より森林整備を推進するための事前準備としまして、森林所有者への意向調査及び現地調査を実施している状況です。本年度より、森林境界明確化事業と森林整備事業を実施することとしております。森林境界明確化事業につきましては、森林所有者の高齢化や山離れが進みまして、相続しても所有山林を把握できていない方が増加しております。意向調査やその後の荒廃森林の整備につながるものと思っております。

森林整備事業につきましては、意向調査に基づき、所有森林の経営管理を委託管理希望の森林に対しまして、モデル的に9ヘクタール程度整備、切捨て間伐をする予定としております。これについてはモデル的ですので、今後町が管理していくかどうか、どの程度の森林に対して手を入れていくかということを検証してまいりたいと思っております。

また、そのほかにも、森林情報管理システムの維持管理に関する費用や林業基盤整備費用として、林内作業道の整備事業に活用をしているところとあります。さらに、現在整備中の総合体育館の建設に関わる木材調達にも活用をしております。

今後も意向調査や境界明確化事業を実施しながら、森林整備の事業の充実を図っていきたくと考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 今、課長の言葉の中に境界の確認のところが出てきましたが、森林整備の準備作業の中で境界確認がありますけれども、山都町では既に蘇陽地区においては地籍調査が終了しております。この地籍調査の活用についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えしたいと思います。今年度の新規事業としまして、森林境界明確化事業を実施いたしております。この事業としましては、先ほど述べましたとおり土

地の境界の確認をという、地籍調査と共通した作業を行うこととなっております。

今回の事業につきましては、令和2年度の国土調査法等の改正に伴いまして、光束法、いわゆる空からのレーザー測量技術を用いた手法が位置づけられておりまして、この手法に基づきまして実施してまいります。今回の事業でやられるデータについても、地籍調査において利用可能となっております。林政係と地籍調査係で連携しながら、業務の効率、短縮化を目標に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 私は、地籍調査をしたのを活用できないかというお尋ねだったんですが、今はレーザー測量してそれを地籍調査とかと結びつけてとおっしゃいましたが、これまで多額な金を使って地籍調査をして、境界の確認もちゃんとできておりますし、森林の管理というか、それは両二つの森林組合がきちんと管理をしておると思いますので、何かまたレーザー測量して云々という、そこにまた金を投入しますが、少しでも少なくするためにこの地籍調査の結果がそこに活用できないかということでお尋ねをしたつもりでございました。何かありましたら、なければ結構です。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 議員おっしゃったとおり、地籍調査に使えるかどうかというのをちょっと私のほうが把握しておりましたので、今後、地籍調査でできましたデータについて、その境界明確化事業で使えるのならば使っていきたいと思っておりますけれども、基本的には境界明確化というのは、境界が不明なところをしまいでございまして。その後意向調査をするという形になっております。現在意向調査をしているところは、地籍調査が終わったところから意向調査を実施しておりますので、そういう流れで進めていくという形で今のところ考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 今、課長は不明なところをレーザー測量をしますとおっしゃいましたが、そして、なおかつ地籍調査が終わったところからおっしゃいましたが、地籍調査が終わったところはもうちゃんと境界確認はできていますよね。何か今ちょっと、すみません。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 説明不足かもしれませんが、意向調査につきましては、今現在、終わったところから進めておるところです。そこについては、もう既に境界が確定しているところを進めておるところです。

境界確定事業につきましては、まだ地籍調査が終わっていない地区をまず境界確定をして意向調査に持っていくという流れでございまして、地域調査が終わっているところは意向調査、終わっていないところはまず境界を確認するというような作業予定としております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 先ほど、先行して9ヘクタールですかね、切捨て間伐をモデル的に実施するとおっしゃいましたが、ちなみに地区はどちらのほうでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えします。今年度、蘇陽地区のほうで約9ヘクタールほど予定しているところです。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 先ほどから、森林の確定ができないとか、森林経営管理法では、経営管理が行われていない森林、いわゆる放置林等なんですけど、それは自治体で管理することができる新たな森林経営管理制度が設けられましたが、このことについては町ではどのように進めていけるつもりでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。山都町の森林面積は全体の約7割と、森林が豊富でございます。森林面積約3万9ヘクタールのうち約7割の約2万8,000ヘクタールが民有林となっております。この民有林につきましては、この民有林のうち私有林に対しまして、先ほどから申し上げております意向調査を実施しまして、森林の経営管理状況と管理の意向について調査を進めているということになっております。

本年度、意向調査のデータを基に、森林整備事業として間伐等をモデル的に、先ほど申しましたが実施しまして、今後の効率的な進め方、いわゆる先ほど申しました町がどれだけ関わっていけるのかというのを検証してまいりたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 所有者がいないとか、放置林はどうするのかというお尋ねでございました。もうお答えがそれで、ちょっと難しいならば結構でございます。

それでは、4番目の森林譲与税の用途は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないと定められております。

山都町では、基金に最初から積み立てておられましたが、一部、先般、そよ風パークの風呂場だったですか、その木質バイオ、それに一般財源を使うところでしたが、この基金から充てるということで財源の組替えをされまして、一つの姿が見えたかなと思っておりますが、令和6年からは住民税均等割の枠組みを利用しまして、国税として1人年額1,000円が森林環境税として賦課徴収されます。

これまでも、全額を基金に積み立てている町村も多くあることや、市町村で5割以上の譲与税が使い残されていることから、国では見直し論が出つつあります。この見直しの方向性が少しでも出ているというか、町のほうで把握ができていられる部分があれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えをしたいと思います。本町におきましては、

昨年度より本格的に森林環境譲与税を活用しておるところです。基金として約7,400万円を積み立てたうち、約6,800万円となる9割以上を活用しております。全国におきまして、全額基金に積み立てたり5割以上使い残されている市町村もあるようですが、今のところ国のほうから正式に見直し等の要請があっていることはございません。

本町におきましても、森林環境譲与税を最大限有効活用できるように、森林環境の整備や担い手の確保、森林の多面的機能を発揮できるような施策等の展開ができるように考えておるところです。今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 先ほど申しましたが、令和6年、今4年ですから再来年から1人年額1,000円が賦課徴収されますが、これはどのようにして税務住民課が取るのかですよね。税ですからそうなるかと思いますが、その準備というのは何かできておりますでしょうか。もしお答えがなければ結構ですけれども。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えしたいと思います。税の徴収の仕方については、現在ところまだはっきりしておりませんので、分かり次第、皆さんにお知らせする場合もあるかと思っておりますので、そのときよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 今日のお昼休みも議員各位の中から、昨日、税金の通知が来たばかりと。もう1年間の年金を全部つぎ込まなにかですね。議員さんの間でも、税金の話が持ち切りでございました。その上に、再来年から1人1,000円、国税として年額1,000円ですけれども取られますので、やはりこういうところは、もう来年、再来年ですので、そろそろこういった仕組みを広報なりとお知らせをしていただきたいと思っております。では、この質問はこれで終わります。

最後になりましたが、下名連石御所地域に建設予定のアグリヒルズ・ソーラー山都の建設についてお伺いをいたします。

3月11日に、環境影響評価方法書についての知事意見が出されました。大気環境、水環境、地下水、動植物の生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場といった観点から、調査や検討する事項の意見書が出ましたが、その他の項目で、地元の説明として、事業計画や工事内容、環境影響評価等に関する情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案しつつ、環境影響評価法に基づく説明会のほか自主的な説明会の場等で丁寧に説明することで、地域住民や関係自治体の理解を得るように努めることと意見をされております。

また、3月31日には、経済産業大臣から、環境影響評価方法書については環境の安全についての適正な配慮がなされており、勧告をする必要はない旨の通知がなされましたので、今後は環境影響準備書の手続に入られるのかなと思っておりますが、地域での要望や課題、問題点はないのか、お尋ねをいたします。

例えば、経営移譲年金を受給されている場合は、農地の使用収益権の設定や移転があった場合は支給停止となりますが、こういった問題等の発生が予想されます。このような問題点があるとした場合、解決しているのかも併せてお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。アグリヒルズ・ソーラー山都については、下名連石御所地区に計画されている116ヘクタールの事業面積を有する太陽光発電です。議員から質問にありました下名連石御所地域から町に対する要望等に関して、現段階ではあっておりません。なお、現状とこれまでに行われた説明会については、令和3年4月から環境影響評価法に基づき環境アセスメントが行われておりまして、現在は方法書段階であり、5段階のうちの2番目の段階となっております。

第一段階の配慮書段階において、一般から意見を求め、3通の意見が提出されております。意見に対する事業者からの見解については、現状の方法書に示されております。また、事業説明としましては、令和3年1月に農業委員会の月例会、令和3年3月に開パの通常総会、令和3年5月に土地改良区勉強会、それと、地元の説明会として、令和3年11月に下名連石老人の憩いの家とJ A名連川支所研修センターで行われております。

この地元説明会における事業者への要望内容としましては、作業等の連絡や周知及び用水路等への土砂の流出対策の要望、近年の豪雨による土砂災害への経年による降水が多い場合に地下水等の調査を希望すると。事業計画内の樹木等の伐採により鹿の侵入が増えることが見込まれるため、作物への獣害対策もしてほしいなど意見が事業者に対してあっております。

さらに、議員おっしゃいました農業者年金に関しましては、具体的なことは、企画政策課のほうには入っておりませんので御報告いたします。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） では、総体的には反対者と言いますかね、はおられなかったのかなというのが疑問なんですけど、私がさっき申しました年金のことは、地元の方から直接お聞きをいたしました。長年あの土地で、出来が悪かったりもしましたけれども、自分たちはそれで一生懸命生活をしてきたと。そのためには年金を入れて農業者年金がもらえると。ところが、それを違う方向にすれば、農業者年金が止まるとたいなという話をお聞きしましたので、これは具体例として申したところなんですけど。

企画政策課長のところには農業者年金のことはお聞きされていないということなんですけど、農林振興課のほうでは農業委員会等を通じて、この件については何もお話はあってないでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 現在のところアグリヒルズ・ソーラーにつきましては、農業委員会のほうで現地とかは見ておりますけれども、具体的な問題についてはまだ上がってきではない状況です。具体的な、まず事業者のほうからしっかりとした事業計画が上がってきた段階で、いろんな御意見をいただくことになるかと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） でもしかし、こういった心配があるというのはお伝えをしておきたいと思しますので、確認をしていただきたいと思ひます。最後まで、不安が払拭されますように、そして、なお後ほど、何回も申しますが、高森峠みたいにつまでも業者さんとにらめっこしていなければならないということがないように、行政側もしっかりと関わっていただきたいと思ひます。

少し早ひですが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、8番、藤川多美君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時02分

6 月 15 日（水曜日）

令和4年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年6月9日午前10時0分招集
2. 令和4年6月15日午前10時0分開議
3. 令和4年6月15日午前11時53分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

6番 矢仁田秀典議員

4番 西田由未子議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	坂 本 靖 也
清 和 支 所 長	木 野 千 春	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	荒 木 敏 久	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝	健 康 ほ け ん 課 長	木 實 春 美
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智	商 工 観 光 課 長	藤 原 章 吉
学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	飯 星 和 浩		

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） おはようございます。6番、矢仁田秀典でございます。

山都町の田植も、ここ数日の雨で、ほとんどのところが終わりつつあると思います。農家にとっては田植というのは一大行事で、これが終わるとほっといたします。

しかし、一方では、コロナウイルスの終息も見えない中に、ロシアとウクライナ戦争も終わりが見えません。いつどこで起こってもおかしくありません。私は、ウクライナからの非難民の方々の受入れが山都町でできないか。防災用の簡易ベッドもありますし、閉校した校舎、体育館等があります。仕事については、農家に農作業を手伝いに行っていただけると農家も助かります。また、その中から、山都町に縁を紡ぐ人が出るかもしれません。そういった思いから各課にお話をしましたが、山都町では難しいようです。今回、山都町からウクライナへの義援金が送れたことは、よかったと思っております。一日も早い終戦をお祈りいたします。

そんな中、山都町の八朔祭の決行が決まりました。大変うれしく思い、成功をお祈りしたいと思っております。

今回の一般質問は、1、職員の挨拶について、2、山都町の財政状況について、3、観光振興と起業家誘致について、4、有機農業の推進について質問したいと思います。

それでは、発言台に移ります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 私は前回の一般質問で、職員の挨拶についてお尋ねいたしました。そのときに、教育係を配置し、より丁寧な対応、サービスを提供し、町民の信頼に込めていくという返答でした。私は、笑顔で挨拶をすることは来庁者のためだけではなく、職員同士のコミュニケーション、庁舎内の雰囲気をよくするためにも必要だと思っておりますが、その後どうなりましたでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、お答えいたします。昨年度から新規採用職員には、職場環境に早く慣れ、不安なく業務を行えるように、安心して相談できる体制の確保と実践に向けた仕事上のサポートを行うことを目的といたしまして、係内に教育係を配置いたしております。

教育係の職員は、入庁後、最初に、来客者に気づいたらすぐに席を立つなどの窓口対応や、率先して電話を取るなどの電話対応などの基本的なことから指導を行っております。また、各課長

は入庁して1か月後に、所属する新規採用職員と係長及び教育係に対して面談を行っておりますが、お互いに信頼関係を築けており、良好な関係性で新規採用職員も業務に向き合っているところがございます。このことは、新規採用職員はもとより教育係の職員自身についても、教えること、見本となろうとすることでスキルアップにつながっていると思います。

このように教育係を配置したことにより、住民の皆様へのサービス向上につながっていると考えております。なお、職員全体に対しましても、各種研修への参加機会を設け、職員のスキルアップにつなげております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 取組されているということで、大変うれしく思っております。役場というところは、普通の住民からしたら敷居が高いんです。皆さんが笑顔で挨拶するようになると敷居が低くなります。周りを見てください。幸せそうにしている人は、いつも笑顔なんです。どんな人でも問題、悩み事は持っているんです。幸せいっぱいな人はそうはいない。

もう随分前のことになりますけども、私の近所の中学生がお母さんに、「矢仁田おじちゃんは何が面白くていつも笑っとらすと」と聞いたそうです。いつも楽しいわけではありませんが、努めて笑顔でいます。家ではなかなかできませんが。笑顔でいると、意見とか頼みごととか、いろんな話が来ます。この町の未来のために、皆さんが率先して、課長以上の方々は率先して笑顔で挨拶をしてほしいと思います。

続きまして、山都町の財政状況についてお聞きいたします。町民の多くの方々が、体育館建設を含む総合運動公園の整備、新道の駅の建設、通潤橋周辺の事業等が進んでいるが、山都町の人口が減少するばかりなのに大丈夫だろうかと危惧されております。それらに関する山都町の財政状況と起債、償還については、どうなっているのかお聞きいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。本町の財政状況につきましては、令和2年度決算ベースにおいて、自主財源の割合が17%と低く、地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない状況となっております。町債残高につきましては、合併いたしました平成17年度時点に201億3,000万円ありましたが、これまでも庁舎建設などの大規模事業を実施しつつ効率的な財政運営を行った結果、令和2年度時点では113億9,000万円と、87億4,000万円減少させることができしております。また、国が定める財政指標においても全て基準値以内と、健全性を保っている状況となっております。

今後の重点プロジェクトにつきましても、九州中央自動車道開通を見据えたまちづくりを推進するため、総合体育館建設を含む運動公園整備事業や新道の駅の建設などを進めていくこととしております。これらの事業につきましては、国の補助事業や交付税措置のある起債を可能な限り活用いたしまして、財政的に負担を軽くすることとしております。例えば総合体育館建設事業につきましては、総事業費約22億円のうち補助金を11億円と見込み、起債借入れを同じく約11億円と想定しております。この場合、1年当たりの起債の償還はピーク時で約6,500万円となりますが、交付税措置後の実質的な町の負担額は約2,200万円程度と見込んでおります。

このほかの事業につきましても、補助事業を最大限に活用し、交付税措置のある有利な起債を財源とすることで、財政の健全性を維持しながら行政サービスを進めてまいりたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 私は安心いたしました。こういうちゃんとした返済ができており、その後も返済額が少なくて済むということは、来月、国会議員選挙がありますが、国会議員の先生方の山都町へ対する思いと、それから町長の力と担当職員の頑張りがあってこそ、こういう結果が生まれとるなど思っております。安心しております。

この後、また、いろいろな私が考えますところによりますと、岩尾城の整備とか滝の整備とか、いろんなことができる可能性があるなどというところで、大変うれしく思っております。

それでは、県庁で長いこと財務関係に携わってこられた副町長にお尋ねいたしますが、副町長の立場、県におられた立場からすると、この町の財政状況はどうでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 副町長、能登哲也君。

○副町長（能登哲也君） お答えいたします。私も県のほうで財政課を5年、その後、様々な場所で財政の関係の仕事をしていただきましたが、本町、残念ながら、財政力指数は0.22ということで、ほとんど財源を交付税や国の補助金、交付金に頼っているという非常に財政的にはそれほど豊かではないという団体だというふうに認識しております。ただ、今、総務課長からのお話でもありましたとおり、合併後、様々な工夫を取って仕事を進めてこられたことで、起債関係借金につきましては低い水準で抑えられておりまして、借金の返済が重くのしかかるという状況には現在のところはありません。

そういった中で、こういった千載一遇と申しますか、高速道路が開通するという状況の中で様々な取組を進めていくということで、ただいま御紹介ございましたとおり、国の補正予算や、あるいは体育館につきましても、単に体育施設としてだけではなくて、防災関係の施設としての機能を併せて持たせることで国の防災関係の交付金を取ってくるとか様々な工夫を凝らして、今後の財政への負担が少なくされるというような財政の工夫をしながら様々な事業に取り組んでいるところでございます。

次期、アンテナを立てて、国の動向あるいは県の動向をつかみながら、適切な事業を採択しながら、財源を確保するという工夫がなされていると思っております。ただ、申し上げましたとおり、財源がたくさんある、財政力が強い町ではありません。一つ間違えると大きな負担が乗ってくるということがございます。取捨選択しながら、優先順位をつけながら、かつ様々な有利な補助金あるいは起債、そういったものを探しながら、今後も適時適切な事業実施に当たっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 今話を聞きますと、ますます国会議員の先生方に頑張ってもらい必要があるな、この町は国会議員の先生方の気持ち次第でやれることがいろいろ出てくるという

のが分かりましたので、私は町議の1人として、一生懸命その辺は応援していきたいと思いました。

続きまして、町有財産の、閉校した小中学校を含む公共財産、これを維持管理するよりは、売るか貸したほうがよいと考えます。更地にしたほうが売れるようならば更地にし、また、そのままでもいいということであれば、更地にする経費を差し引いてでも売るとか、校舎と体育館、グラウンドとプールと、財産によって違うだろうと思います。補助金によっては売れないものもあるかもしれません。

しかし、校舎は宿泊施設とか事務所とか、企業誘致の場とか、あるいは体育館は牛の飼料置場でも使えるかもしれませんし、プールはアイガモ農法で使ったアイガモの飼育場としても使えるかもしれません。また、コイ農法というのがあるんですけども、そのコイの養魚場としても使い道があると思うんですが、そういういろんなことを含めて広く発信してはと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。現在、閉校した学校施設を含む公有財産につきましては、町において教職員住宅を移住者対策の短期滞在施設に活用するなど、有効活用を図っております。また、希望に応じ、地元自治振興区やNPO法人、社会福祉法人、株式会社等の各種活動を行われる方々に対しまして、活動する施設、また、個人の利用につきまして、貸出しや払下げを行って利活用をいただいているところでございます。

町といたしましても、今後、人口の推移、財政状況を踏まえ、施設の集約化等を検討していく必要があることから、公用施設につきましては有効的な利活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、その他の使用していない施設につきましても、先ほど議員のほうからもありましたように、一部施設につきましては補助金等の関係でなかなか利活用が難しいものもございしますが、積極的に物件情報を広報等によりまして周知をし、貸付けや売却を進め、維持管理コストの縮減、また、平準化を図っていく必要があると考えております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） その中で、例えば私の地区であったんですけども、小学校のプールをそのまま更地にする必要はありません、そのままの状態で借りたい、飼料置場とか農機具置場に使うから借りたいという話がありましたけども、買おうとされたんですね。そしたら、近所の土地の評価額相当でないと売れないという話があったそうで、そうになると、なかなかそういうところまで買おうとはなさらない。

それから、町としては1回更地にして、お金を何百万円もかけてでないと売れないという、そういう話があったそうで、そうになると、ますます売るも買うもできないというふうになるんで、その辺のことを考えて、買いたい人がどういう状況で買いたいのか。ここについても、下名連石についても、シルバー人材の方にお問い合わせして維持管理したり草刈りしたり、いろんなことをされとるわけですね。そういう経費をかけるよりは、安くても売買を考えたほうがいいんじゃない

ないかと思いますが、どうですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。今、議員がおっしゃいました個別の案件につきましては回答を控えさせていただきたいと思いますが、総体的には、今後有効に活用していただくために、いろいろな情報を入れながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） それから、発信はいろんな手を使って、この山都町内だけではなく全国に発信して、小学校の校舎あたりとか、そういう校舎あたりも利用していただける宿泊施設とかになると、当然、山都町の人たちだけじゃ無理な部分があると思いますので、全国に発信して利活用ができるようお願いいたします。

続きまして、それにちょっと関連するんですけども、観光振興と起業家誘致についてです。起業家——なりわいを起こす人たちですけども、清和の山の中にあるカフェは予約でいっぱいだと聞きます。私も行ったことがあります、予約でいっぱいです。この山の中のきれいな空気ときれいな水、幾つあるか分からないくらいの滝、この町の特徴をもっとPRし、山都町には山都町星空環境保全条例というのもあります。これは子ども議会で子どもが提案して、それを町長が条例として認めて、それも、この町の星のきれいさがあって、空気のきれいさがあっての条例です。それから、熊本日日新聞では、「星降るくまもと」ということで、山都の星空が連載されました。

そういったこの町の魅力を、都会にない魅力、ここにしかないような魅力、こういう山の中からの魅力をPRして、起業家——自分で仕事を起こそうと、そういう人たちを誘致するという対策はどうなっておりますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。観光振興と起業家誘致について、商工観光分野からお答えします。

現在、商工観光課にて取り組んでいる起業家への支援については、昨年度まで、山の都創造ファンド事業として、にぎわい再生事業、起業支援事業を実施してきました。店舗改修に係る費用ですとか、起業によって必要となった設備や備品の購入費について補助金を支出しております。

これまでにぎわい再生事業で22件、企業支援で16件の補助金を支出をしております。ファンド事業が終了したために、本年度は、事業所改修等支援事業補助金という補助金を新たに創設をしまして、店舗改修に係る費用ですとか、起業者が行う店舗改修、設備整備に係る費用の一部を支援していく予定でございます。

先ほどからございました観光振興に係る分でございますけれども、山都町の自然豊かな景観や観光資源に係る情報発信を行うために、昨年、観光パンフレット「山の都はワンダーランド」を発行したところでございます。今回は、山都町の人にもスポットを当てて情報発信したところでございます。これまでのパンフレットと大きくさま変わりをしまして、高い評価もいただいているところでございます。山都町に住む人も大切な資源として捉え、観光客や移住希望者の目に留まり、山都町を訪

れていただくきっかけになればと思います。

今後、起業家誘致については、本町出身者の方ですとか移住者、地域おこし協力隊などが起業家になり得る方々と考えます。移住定住施策の充実と併せて、空き店舗の紹介や経済的支援などを充実し、起業しやすい環境づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） おはようございます。起業家の誘致支援ということで、移住定住支援の観点からお答えさせていただきます。

先ほどの説明と重複するところもございますが、本町では、移住を希望する方々の総合相談窓口として、平成27年度から山の都地域しごとセンターを開設し、住まいや各種支援制度の紹介、地域とのつなぎなど入り口の相談にとどまらず、移住後の相談対応やコミュニティー形成の支援、仕事や空き店舗等の物件の紹介なども行っております。特に山都町へ移住を希望される方には、有機農業の町、山都町での就農を希望される方も多いため、都市部において有機農業に特化した移住相談会を開催したり、相談者の要望を反映したオーダーメイドツアーを企画し、実際に有機農業を体験し、生産者と触れ合ってもらえる機会なども設けております。

また、このような相談、体験等を経て移住された方々には、農業研修生制度の紹介や農業研修、または雇入れとして受入れ可能な農家さん方とのマッチングを行うなど、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行っております。これらの継続的なサポートの結果、平成27年の開設以来、しごとセンターを経由して延べ82世帯の方が移住され、そのうち現在も65世帯の方々が定住されております。また、このうち新規就農を含め、何かしらなりわいを起こされた、起業につながった事例は10件となっております。

今後も、オンラインや現地開催による移住相談会、体験ツアーなどを通じて山都町の魅力を発信しつつ、様々な角度から、また、その時々々のニーズを反映しながら、移住、そして起業を検討されている方々のサポートを行っていきたくと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） たしか移住の改装が今年から100万円の補助になったと思う。それから、店舗については、先ほど幾らかという話がありませんでした、その辺もうちょっと教えていただけると助かります。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 今年度から名称が変わりますが、事業所改修等支援事業補助金については、これまでの補助率と同じ4分の3の補助です。100万円以上かかった場合に、75万円上限の補助金となります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） はい、分かりました。どっちにしても、この町に移住して店舗を借

りる、あるいは民家を借りるといたしましても、100万円とか75万円でなかなか、自分で移住して、ここでやっていこう、ここで仕事をしていこうとか、そういうふうになるためには厳しいもんがあるんじゃないかと思います。

そういったところも、国のほうも、デジタル農園でしたかね、そういうのを考えておりますので、国のほうにもそういう働きかけ、田舎に人が来るような働きかけをこの町からもしていかなんと思っておりますので、そういったところはまた国会議員の先生方にもつないでしていかなんと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、有機農業の推進についてお尋ねいたします。この町は、有機農業をまちづくりの核として進めていくということで、有機農業推進室もつくって進めておりますけれども、現在の有機栽培農家だけではその計画も無理だと思います。昨日も一般質問の中で、2番議員の中でそういう話が出ておりましたけれども、私もJAの生産者とか慣行栽培者への働きかけが必要ではないかと思っております。そういったところはようになっておりますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。山都町有機農業推進計画におきまして、有機JAS認証面積を2021年度現在の90.2ヘクタールを2027年度までに235.4ヘクタールするという目標を掲げております。議員がおっしゃるとおり、面積の拡大は容易なことではないと認識をしております。JAの協力なしでは達成できないと思っております。

今回、有機農業推進計画をつくるに当たりまして、作成段階から、かみましき、阿蘇両JAには協力をいただいております。3月には両JA営農センターへ計画内容の御説明をしまして、御協力の依頼をしたところであります。両JAにつきましては十分御理解をいただいているものと思っております。

まずは、米の有機栽培をメインに、面積の拡大、慣行栽培から有機栽培への転換を目指していくことになるかと思っております。このためにも、JA含む関係機関と連携も必要と思っておりますので、しっかりと連携しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 私の一般質問がJAの生産者と慣行栽培者としていたものですからあれですけども、JAだけじゃないですね。いろんな栽培者がいらっしゃいますので、JA出荷者だけではありませんので、そういった人たちも含めて働きかけをしてほしいと思います。

その中で、BLOF理論というのがあるんですけども、有機栽培者の多くが使っているBLOF理論というのがそういう人たちの勧誘のきっかけになると思うんですが、担当課長はBLOF理論を知っていらっしゃいますでしょうか。また、知っているということであれば、その農法について説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。BLOF理論とはということでございますけれども、詳しく私も存じ上げてはおりません。一般的には、生態系

調和型農業理論で、植物生理に基づいたアミノ酸の供給、土壌分析・施肥設計に基づいたミネラルの供給、太陽熱養生処理による土壌団粒の形成、土壌病害菌の抑制と水溶性炭水化物の供給による地力の向上により、高品質・高栄養価・多収穫を実現するものとされておるところです。

有機農業協議会におきましても、BLOF理論の講習会を積極的に実施をされておるところです。BLOF理論を活用し、高品質のものを体系的に栽培することにより、有機農業経営の安定化にもつながることから、新規就農者の獲得や慣行栽培から有機栽培への転換には有効な手法の一つと考えております。

今後も、生産者及び関係者の皆様と連携しながら、しっかりと研究をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 一般の人が分かりにくいような内容でございましたが、詳しく説明していただきましてありがとうございます。

このBLOF理論というのは、私も有機栽培農家ではありませんが、このBLOF理論については15年ぐらい前からいろいろ勉強しております。これを実際私がやっているかということ、今年初めてやっているんですけども、このBLOF理論というのは、農業というのは、明治時代までは牛馬、牛とか馬を自分のところで養って、それに草を食べさせたりしてできた、また、敷料に使ってできた堆肥、厩肥とか人糞を使って野菜や米を作っていたんですね。それが第一次世界大戦後に、化学肥料の普及で、収量は爆発的に増えたんです。それまでから比べたらですね。ところが、連作障害が出たりして、収量が今度は減るようになってきたんです。

その後、第二次世界最大戦後、それが何でだろうということで土壌検査が行われるようになりました。その結果、ミネラル不足、普通ある窒素、リン酸、カリのほかにはミネラル分が不足していると。微量元素が不足しているということが分かってきたんです。そこで、ミネラルが必要であるという農法が訴えられました。名前は言えませんが、何とか農法とか、そういうのが出てきましたし、農水省も農協あたりも、JAあたりも全部、そういうミネラル不足だ、連作障害を回避するためにはミネラルが必要だ。健康な食物を作るためにも、ミネラルが必要だというふうに訴えられました。

このBLOF農法というのは、肥料とかミネラルが作物にどう吸収されるのか、それを科学的に証明し、今まで第二次世界大戦後、土壌検査でミネラルが足りないからという訴えはされたんですけども、それだけじゃなく、それがどういうふうに植物に影響を与えるのか、あるいは、そこに微生物、土の中にある微生物、大気中にある微生物、そういった微生物の力を借りて作物の吸収力を上げる。その結果、作物の栄養価が高くなり、収量も多くなる。その上、作物が強くなる、病害虫にやられにくくなるという農法が、このBLOF農法です。このBLOF農法は、普通に、今、慣行栽培されるている方、JA関係の栽培をされている方でもやることはできるんです。有機栽培農家がいっぱい使っていっちゃる。今、この山都町では、もうほとんどの方が使っていっちゃるんですけども、このBLOF農法がそういう一般栽培、慣行栽培の方々の勧誘

のきっかけになるんじゃないかと思っています。

そういったところで、私も農家でございますので、私の圃場にこのBLOF理論の専門家の方のお知恵を借りまして、土壌検査をし、あるいは施肥設計をしていただいて、私の圃場でも試験をやっております。ただ、私も半信半疑で、その試験をしたからすぐに有機になれるかというのは疑問がありますもんですから、3分の1をBLOF理論で試験をして、3分の1を従来どおりなのに、微生物を余計に入れて試験をしています。それからもう一つは、従来どおりなんですけども、山都町にある焼酎かすが産業廃棄物として廃棄されるんですけども、これを持ってきまして、そういう3種類の試験をしております。この焼酎かすについては、今までの試験の結果、ここ3年ぐらいの試験の結果はすばらしいもんが出ています。土壌病害虫が減って、これは農水省関係もそういう試験を結果として出しておりますので、これは間違いないだろうということで今も続けております。

それから、BLOF理論に則った一つの場、その別の半分をBLOF理論みたいな圃場と試験をしております。これは私自身も、そこまでBLOF理論が本当にそうなのか、それをしたことによって病害虫に強くなるのか、収量が増えるのか、また、栄養価が高くなるのか。そういった面については私自身も分からない。されている方の話を聞くとそうなんですけど、私の立場からほかの人に訴えるためには、自分がしてみんな分からんと思ってしておりますので、そういった面を役場の職員さんの中にも興味がある人がいらっしゃったら見に来てほしいと思いますし、この防災無線を聞かれた農家の方々も、私の圃場に見に来ていただきたいと思います。

ただ、私も不安があります。見に来られたとき、虫がいっぱいで、病気いっぱい、収量も取れとらん、食べられたらおいしくない。そういうこともあるかもしれません。ですけども、この町を引っ張っていくためには、有機農業を核とした町としてやっていくためには、自分たちから率先してやっていかんと普通の人たちがやっていくはずはないと思ってやっておりますが、この辺について、農林振興課長、何か思うところがありましたら。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えしたいと思います。BLOF理論については、私たちが1回、ある方に講習を受けたところでもありますけど、なかなか理解するには非常に時間がかかるような方法だなと思っておりますので、また、議員のところには現地を確認させていただきながら、私たちもしっかりと勉強しながら、これが有機農業にどれだけ有効であるかというのをまた検証しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 今回の一般質問で私が言いたかったのは、町民の皆さんが疑問に思っている部分、それについて四つ質問したところでございます。その中でも、有機農業を核としたまちづくりというのは、もう早急に進める必要があるし、もう国がそういうふうに訴えておる。そういったものを町民の皆さん、農業者の皆さんに知らしめていくためには必要だということで、

また今回一般質問したところでございます。

時間はまだ大分ありますが、これで今回の一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、6番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 皆さん、こんにちは。4番、西田由未子です。一般質問最後となりました。どうぞよろしく願いいたします。

ロシアによるウクライナ侵攻から3か月以上がたってしまいました。どちらの国にとっても、たくさんの貴い命が奪われています。各国の外交努力によって一刻も早い停戦を実現してほしいと切に願います。これを機に、日本も戦争に巻き込まれないよう、核シェアリングだ、軍備増強だというのは、私は日本国憲法の理念に反していると思います。

憲法前文に、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」とあるように、政府においては、唯一の戦争被爆国として、核兵器による惨禍を再び繰り返さないよう積極的に国際社会と連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対する万全の措置を尽くすべきだと思います。

にもかかわらず、防衛費を倍増すると岸田総理は言っていますが、この倍増分の5兆円、どこから持ってくるのでしょうか。爆弾や戦車やオスプレイは食べられません。ただでさえ物価が高騰し、私たちの暮らしはままならなくなってきました。食料自給率を上げることや安心して日々を暮らせることに力を注ぐべきだと思います。

このような国の方針やお金の使い方は、そのまま地方に影響してきます。また、今朝の熊日報道で、少子化、虐待防止に司令塔、こども家庭庁法、今日成立とありました。しかし、子ども予算倍増の財源や時期は未定だそうです。日本は、子ども関連予算が低水準。GDP比で見ると、出生率が高いスウェーデンは3%を超えているのに対し、日本は2%未満ともありました。財源の裏づけのない、掛け声だけの政策では困ります。私は防衛費の倍増より、子ども予算の倍増を明らかにしてほしいです。

今後も持続可能で住み続けたいと思えるような山都町にしていくために、国にはきちんと要求しながら、我が町ができることを一緒に考えていきたいと思っています。

通告しておりました三つのことについて質問したいと思います。発言台から質問いたします。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 初めに、山都町の指定管理施設の経営状況についてお尋ねをします。

今議会の冒頭に、町が4分の1以上出資をしている施設の経営の状況の報告がありました。各施設、コロナ禍において厳しい経営状況だったと報告されています。

その中で、そよ風パークについては民間企業経営となり、報告がありませんでしたので、この1年間、どのような経営状況だったのかを御説明いただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。そよ風パークの指定管理者でありますエネルギープロダクト株式会社が現在管理運営を行っておりますが、昨年、令和3年6月にホテルの再開をされております。それと併せて、昨年の10月にコテージの再開も行われております。あわせて、レストラン、物産館と営業をされております。

まず、コロナ関係の公的支援について申し上げますが、県観光連盟の宿泊施設が取り組む感染防止対策補助金19万円、それと、宿泊助成のときに配付をされます地域クーポン券が90万8,000円ほどございます。それと、雇用調整助成金については、本社自体は雇用調整助成金の対象になってないということと職員を休ませてないということで、雇用調整助成金の申請は行われていないということでした。

そのほか企業努力として、ホテルのロビーの改修、それとコテージ10棟の改修を自社負担で行われております。8,100万円ほどかかっております。それと、県、町の宿泊助成事業の有効活用ということで、期間中、1,100人ほどの利用があって、800万円ほどの宿泊助成金を収入されているというところです。それと、旅行商品の販売ということで、五ヶ瀬ハイランドスキープランですとか宿泊のビジネスプラン等を行われております。あと、物産館への機材の導入、ソフトクリーム製造機の導入、コーヒーメーカー等の導入をされているというところです。

年間の利用者の状況ですが、物産館については2万4,138人、それとレストランについては1万9,692人、ホテルについては4,697人で、合計4万8,527人になります。そよ風広場等の利用人数についてはこれに含まれておりませんので、実際、広場等を利用された人数を入れますともう少し大きな数字になると思われまます。

収支についてでございますが、売上げについては、税抜の金額で申し上げますが、指定管理料が3,505万5,000円、それと、物産館の売上げについては2,597万3,000円、レストランについて3,094万1,000円、ホテルについては1,304万6,000円ほどになります。合わせまして1億501万6,000円ほどの売上げになります。これに対する原価につきましては1億7,200万円ほどかかっておりますので、営業利益としてはマイナスの6,700万円ほどになります。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ありがとうございます。民間企業が経営に携わっていただいたということで、改修費用等8,000万円は町が出さなくてよかったということにもなりますね。今まではそういう改修費も出していたということですので、そういう意味でも、民間に頑張ってもらうということは有意義なことだというふうに思いました。ただ、1年目で赤字が出ているということですので、これからの経営努力に期待したいと思います。

次に、4番にジビエ工房の経営の中身を御説明いただきましたんですけども、すいません、これを繰上げさせていただきまして、清和資源の報告の中でジビエ工房の経営についての決算報告というのがありますので、説明をお願いしたいと思います。できれば、昨年もそうでしたので、来年度から清和資源の報告の中にジビエ工房としての決算報告も入れていただきますと分かりやすいかと思っておりますので、併せてお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。令和3年度、ジビエ工房やまとの出資について申し上げます。

まず、収入についてですけども、精肉加工品販売が1,590万7,773円、運賃収入が98万5,369円、町からの管理運営委託料が544万5,000円、雑収入、預貯金等の利息が34万9,396円、収入合計が2,268万7,538円となっております。

支出につきましては30項目ほどありますので、主立ったものだけを申し上げたいと思います。人件費、社員パート含めまして599万8,489円、材料購入費、いわゆるイノシシ等の買取り料となります、155万3,325円。荷造り運賃として97万4,506円。水道光熱費が95万8,869円。その他もろもろ全部合計いたしまして1,884万6,809円が支出合計となっております。収入から支出を差し引きまして、384万729円となっているところです。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ジビエ工房の経営が赤字にはならず、黒字を出しながら頑張っておられるということが分かりましたので、今後もこのようにしていただきたいと思っておりますし、イノシシ、鹿の処理についてはもっとたくさんしてほしいという御希望も聞いておりますので、拡大ができるのであれば、そのようにしていただきたいと思っております。

次に、通潤山荘の経営についてお尋ねをします。雑収入として4,350万円ほどありました。この中に、町からの支援金約3,700万円が入っていると思っております。これはコロナ感染拡大による経営悪化に対する支援としてなされたものです。昨年6月にこの支援金の提案がなされまして、私はリスク分担のはっきりした規定がない中、このような公的支援の導入は民間とのバランスを欠くのではないかという理由で反対をいたしました。けれども、否決をされまして、3,700万円が決定して支援がされましたが、それでも借金は前年よりも増えて5,200万円ほどとなっております。累積赤字は7,600万円です。

このように、多額の支援を受けながらも毎年借金が増え、累積赤字も増えていることに対しての御説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。借入金につきましては、令和3年度中の借入れが2,400万円ほどございます。第4波から第6波のまん延防止等重点措置が取られまして利用者減となり、資金繰りが苦しく、借入れを行ったものでございます。借入れに対して返済した金額の差額分が増えているものです。借入れ額については先ほど申し上げました2,400万円で、返

済額が1,921万5,000円ということで、残高が478万円ほど増えているというところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） コロナ禍で大変な厳しい経営状況だったというのはそれほどこも同じで、大変だったろうということは本当に思いますけれども、やはり資金繰りが厳しいというそのお答えは大変気になるところです。令和元年の9月2日に、通潤山荘の経営については第三セクター等経営健全化方針が企画政策課から出されています。そのときはまだコロナ禍前でもありましたが、令和2年度には累積損失の解消を目指すとありました。ですが、先ほど申し上げましたように、累積赤字はもう7,600万円です。とても程遠いものとなっております。

総務省から出ている経営健全化に関する指針におけるフローチャートでいけば、現在どのような状況になっているのでしょうか。通潤山荘は山都町にとってなくてはならない大事な観光施設であるからこそ、どうしたら経営が改善するのか、歯止めのかからない公的支援を続けることが果たしていいのか考えなければなりません。そよ風パークの経営のことで、私たちは十分学習をしたはずです。

そういう意味も含めて、これからの展望について御説明をお願いします。企画政策課長からの御説明のあった後、最後に代表取締役でもある町長にもお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。令和元年9月に作成しました有限会社虹の通潤館におけます経営健全化方針につきましては、債務超過解消に向けた取組や令和5年度までの数値目標が示されております。しかしながら、令和2年春からのコロナウイルス感染症の影響を考慮したものにはなっておりません。

また、第三セクターの経営健全化に関する指針では、実質的に債務超過になった第三セクターについては、抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャートに基づき、検討することとなっております。

虹の通潤館の経営健全化指針におけるこれからの展望につきましては、今後の経営状況に照らし合わせて、適切な事業手法の検討を行うことになると思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 虹の通潤館の経営状況については、先般おつなぎをしたとおりでございますし、累積について七千数百万の累積があるというようなことであります。本来であれば、会社設立以来、もう20年ぐらいになるんじゃないかなという思いでおりますが、その間、本来であれば、会社として内部留保等々をしてるのが本来の会社の経営だという思いでおりますが、黒字経営の時期、全ての収益金は町のほうへ寄付をしたと。累積で、それこそ2億数千万円を山都町へ寄付をしたという経緯もあります。それは言い訳にはなりません、現在の熊本地震からの復興復旧、そしてまたコロナ禍という形の中で、非常に経営状況が悪化している中で今の経営は間違いありませんし、今の数字も間違った数字じゃないという思いでおりますが、現場

段階としては、一生懸命、職員は頑張つとるなという思いであります。

また、町としましても、いろんな支援策をしながら、町民の皆さん、県民の皆さんに利用していただくような取組を一生懸命しております。皆さん方にもお願いをしたいわけでありますので、今月中、県の支援も町の支援もします。まずは地元の方々が利用していただきまして、健全経営ができるように、みんなで応援をしていただきたいなという思いであります。

株式会社に新しい出資会社もしていただいた中で経営検討は一生懸命しておりますが、今の状況下では、昨年度の決算はあのような形、700万円近い欠損金が出たというようなことでございますが、これにつきましては、まだ雇用調整、いろんな助成金等々が3月末に入っておらなかったという部分もあります。そういうのも含めながら、役職員一丸となった中で取り組んでまいりますので、ぜひ町民の皆さん方も積極的な御利用をいただければなという思いであります。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 開設当初に多額の寄付をしたということの実績は、それは認めたいと思います。ただ、やはりその後、企画政策課長からも御説明がありましたように、令和元年度に出された経営健全化方針ではもう当てはまらなくなっている状況にありますので、早急にこれをつくり直していただきたいと思います。本当に我が町の大事な観光施設として経営健全化が進みますように、皆さんにお示ししていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2番目に行きます。給食における有機農産物の使用状況と給食費の公会計化についてお尋ねをします。

まず、一般会計の今度の補正予算の中に、みどり戦略の交付金事業というのが計上されていますが、その中で、学校給食に関する事業についての御説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業につきまして実施する学校給食関係の事業につきましては、学校給食先進地視察研修が一つと、有機農産物を使用した学校給食メニューの開発、それから山都町オーガニック学校給食週間の取組の以上三つとなっております。

まず、学校給食先進地視察研修につきましては、学校給食での有機農産物の導入が進んでいると全国的に言われております東京都武蔵野市、それから千葉県いすみ市を研修予定としているところです。

次に、有機農産物を使用した学校給食メニューの開発につきましては、県内のホテルのシェフと学校の栄養教諭と一緒に、有機農産物を使用した学校給食メニューの開発をいたします。

最後に、オーガニック学校給食週間ですが、前段で開発しましたメニューも含めまして、山都町の有機野菜の魅力を伝えるために、2週間ほど学校で給食を子どもたちに提供したいというふうに予定しているところです。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 国のみどり戦略の中で、今言われたような、まだ予算は通ってはい

ませんけれども、そういう計画がなされているということは大変いいことだと思います。オーガニックの給食週間を2週間、だから、それに予算がつくわけですね。ついたときには、2週間はオーガニックのものをほとんど使ってできると。これが一過性のもではなくて、ずっと山都町の中でオーガニックの給食、有機農産物を使った給食がずっと提供されるようにという、つなぎになるようにというふうに思います。

それを実現していくためのことで、ニンジン、タマネギ、ジャガイモの安定生産、安定供給についてお尋ねをします。ニンジン、タマネギ、ジャガイモというのは、年間を通して給食に使われる食材ですので安定した需要があります。昨年度、その全体量のうちに有機のもので使われた割合をお尋ねしたところ、ジャガイモが約3割、ニンジンが約4割、タマネギが約3割と聞いています。ということは、全部を有機にする伸び代があるということになります。

そのためには、生産数拡大と保存が課題になるというふうに言われてきていますが、先ほどの6番議員のお尋ねの中で、どうやって有機を増やすかというお尋ねのお答えとして、まずは米の有機への転換を目指すというお答えがありましたが、ニンジン、タマネギ、ジャガイモについてもどうやったら拡大できるのか。保存についてもいろいろ何遍か私はお尋ねしましたが、保存についてのお考えを具体策としてお答えいただければありがたいです。お願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。今回、山都町有機農業振興事業補助金を創設することといたしました。補正予算のほうに今回事業費を要求させていただいております。

この中におきまして、御質問の品目も含めまして、有機農産物の販路拡大、安定出荷に資するため、貯蔵施設等の整備に活用できる有機農産物流通機械施設整備事業を整備することとしておりますので、今回の御質問内容につきましても、この事業が活用できるのではないかと考えておるところです。

補助額としましては、対象経費の2分の1で100万円を上限としておりまして、今回の補正予算に5団体を想定して500万円を計上しておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すみません、ニンジン、タマネギ、ジャガイモの圃場の拡大については何か方策がございますか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えいたします。具体的なニンジン、タマネギ、ジャガイモの拡大についての施策のほうは、今のところまだ検討している段階ですので、今年度しっかりと検討会を開く予定としておりますので、その中でしっかりと検討して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 需要として確実にあるところですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、そういった有機農産物を使用するということは、価格の上乗せということが発生してきます。この上乗せ分をかかり増し経費というふうに言いたいと思ひますけれども、現在、有機米を使用するときのかかり増し経費については、町で負担をして、給食費を上げずに提供できているということは大変すばらしい施策だと思ひます。本来なら、憲法に義務教育は無償であるとうたっているのですから、国が給食費無償はきちんと実行するべきだと思ひます。

しかし、現在そうではないという中で、有機農業日本一の町、山都町がせめて有機農産物を使用した場合のこのかかり増し経費というものを町で負担するということの意義はとても大きいと思ひます。

そこで、現在、各学校、同じ額ではない給食費を小中学校で同額として、有機米だけではなく、年間を通して有機農産物を使用したときのかかり増し経費の補助をしていただくことについてお尋ねをします。

ただでさえ、今いろんな経費が値上がりをしている中、給食費を上げざるを得ないということをお聞きしますが、山都町は違うよと、値上げをせずに、その上、有機農産物がたくさん給食で使われるような仕組みがあるんだよというふうにさせていただきたいんです。私の勝手な試算ではございますが、かかり増し経費は小中学校で合わせて年間600万円ぐらいじゃないかなと思ひます。ふるさと納税の利活用を含め、どのようにお考えか、町長にお答えを願ひたいと思ひます。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 給食の全面無償化と、いろんな部分あります。また、有機農産物を全て無償化にすると、今後、町として、子育てを大事にする町として、考えていかなん大きな問題かなという思ひでおります。特に有機農産物を使った場合の給食費の問題、そういう中で、山都町は自校方式の給食方式を取っております。そういう中で、人件費の問題、いろんな問題を考えたとき、抜本的に考えをしていかななくては、給食費が各学校ごとに違うというようなことではございますが、これは特色ある給食を作っていたおかげで違ったんじゃないかなという思ひでありますが、給食費をどこまで軽減できるか、有機農産物でできるか。まだ今回の予算案まではしてありませんが、去年、お米だけにつきましては、有機のお米を使っていたという形にしました。

そういう部分を含めながら、今後、給食の先生方とも、特に先ほどニンジン、ジャガイモ、タマネギの話がありましたが、山都で生産された三つの品目はほとんど農業は作っていないんじゃないかなという思ひでおります。有機がどういう形の表示で先生方が区別をして、3割とか2割とか言っておられるか私は分かりませんが、山都産の3品目を使っただけであれば、ほとんど有機無農薬じゃないかなという思ひでおりますので、栄養士の先生方ともう少し現場に行っていて、ジャガイモの生産現場、タマネギはどこでどのような形と、どれだけ要るからしてほしいとやっぱり提案がなくては、なかなか役場の現場で、教育委員会から提供があればできるかなと

いう思いでおりますが、そういう現場と生産者の方々、給食の現場ともう少し密な関係をしていただきながら、最終的には、有機農産物をどれくらいどのような形で提供できるか考えていかなん大事な問題だという思いでおりますので、今後、みんなで、特に給食現場の先生方とも話をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ありがとうございます。ニンジン、タマネギ、ジャガイモについては、有機のもの以外は、市場といいますか、町内のお店から取られている状況なんですね。そうなったときに、山都町産であるかどうか正直分からないんですよ。なので、町長が言われる山都町産であれば、有機でなくても無農薬で作られているものであれば、それは優先的に給食の先生方は使いたいと思っていられるんですけども、町内産であることが分からないということもありますので、何か町内産ですよという形でちゃんとお店も販売していただけるようになれば、町長が言われたことで実現できるかなというふうには思います。

ただ、有機農産物の生産拡大という面から言えば、やはり生産者を増やしていただいて、有機とちゃんと銘打ったものを給食で使うという、そういう仕組みがやっぱり必要じゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

経費についても、今後やはり急にはできないことで、これについては少しずつ前進していただいていますので、すぐには無理だということはもう分かっておりますので、検討を進めていただきたいと思います。

将来、かかり増し経費の補助について、全面的に町として行えるようにするためにも、そして、給食費の徴収や適切な支払い等を円滑に行うためにも、給食を公会計化したほうがいいのではないかとということでお尋ねをします。

公会計というのは、公の会計と書きます。保護者さんからは、今、学校にお支払いをいただいている給食費を各学校で支払ったり会計管理をされていますが、それを保護者さんが直接町の会計に入れていただいて、購入した給食の食材費を町の会計から支払う。だから、学校が関与しなくてよくなるという、簡単に言えばそういう仕組みです。熊本市ではたしか令和2年から、あさぎり町では令和3年から、玉名市では令和4年から公会計化されているようです。ほかにもあるかもしれません。

導入については、以前検討するとのお答えもいただいておりますので、その後の進捗状況をお伝えください。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。現在の学校規模を考えますと、現状の処理体系が、日頃の児童生徒や教職員に係る食事数の調整、それとか欠食時の対応等に係る対応、地域からの食材調達、関連する事務処理等に小回りや柔軟性を保つことができているし、それが特色のある学校給食提供にもつながっているものと考えるところです。

公会計化に関しましては、前提として、町の一般会計か、もしくは特別会計での管理が前提となるかと思ひます。議員のおっしゃる補助金、給食の徴収等に関しまして公会計化することによ

りまして、国が示すガイドラインを参考にしますと、給食費の徴収、管理業務からの開放に伴いまして教員の業務負担が軽減される。納付方法の多様化によって保護者の利便性が向上する。公会計への組入れに伴いまして、給食費の徴収、管理業務が効率化できる。また、滞納額の増加、あと、天候不順による食材の価格高騰等、そういうものがあっても安定的な給食実施が可能というような例が出されております。

そのようなメリットが考えられまして、教員の働き方改革の一環にもつながる面は大いにあるかと思っておりますが、その関連業務の全部が行政側に移行いたします。ですので、新たな業務対応職員の配置が必須となりますし、また、公金処理同等の事務処理を考慮しなければなりませんので、システムの整備等も必要になってくるかと思えます。ちなみに、移行に関しましては相当の期間、恐らく二、三年を要するものと思われまます。

また、公会計によりまして、食材の一括発注等によります経費削減にもつながるかとは思いますが、これまで築いてこられた地域の生産者との関係性の保持等に課題が残るのかなと思うところでもあります。さらに、給食費の収納に関しまして、当事者意識の学校という非常に身近な関係性から町徴収に変わるということで、対応業務が増大するのかなという懸念もあるところではあります。

郡内各町にも聞きましたけれども、郡内各町では現在公会計化の動きはないと伺っております。県内にも先行自治体がございますが、現時点では、先行して本町において取り入れるよりは、他の自治体の状況を研究させていただいて、それから検討を重ねていったほうがいいのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 先ほど町長もおっしゃったように、山都町の学校給食は自校方式で、各学校、本当に特色のある工夫をされた給食を子どもたちに提供いただいています、それは本当にそれも宝だと私も思っています。だから、公会計化を進めるに当たって、それがとてもネックになって、センター方式がいいのではないかとか、そういうふうになるのは私も賛成ではありません。自校方式を大事にしてくださるというのは、このまま続けていっていただきたいと思えます。

ただ、私の提案については分かりにくい点があるかと思えますけれども、かかり増し経費について町がきちんと補助していただくようになるとすればですね、全体に。それは町の予算の中でしたほうが私は逆に、各学校は今までどおり、地域のお店だったり、いろんなところに発注をかけるだけで、あとの支払いを町が一遍にしてくださるということになったほうが給食の先生方の負担も減ると思うんですね。町のほうできちんとしていただくことで、公正にできるし、的確にできるんじゃないかなと思うんです。

内情をちょっと聞いたところによりますと、給食の先生方が少しでも給食に係るお金を削減するために、普通だったら支払いは銀行振替とかでしますよね、振り込みで。振り込み手数料がかかりますよね。それを削減するために、直接支払いにされているという実情も聞きます。そういう手間もかかっておりますので、できれば、ぜひ検討していただいて、確かにお金がかかります。

導入に当たってのシステム構築とか、人件費の問題を言われました。ですが、十分に検討していただいて、どちらがスムーズに発注、支払いができ、保護者さんの負担も軽減できるかというのを考えていただければと思います。

給食費が払ってあるかということ公會計化にすると町が把握できるわけですね。そしたら、ちょっと滞納が多いぞと、ここにはちょっと公的な支援が必要なんじゃないかなみたいな相談につながって、未納への早期対応ができるとか、未納を防ぐために、児童手当からの徴収の了解を前もって得ておくという取組がされているところもあるそうです。いろいろなやり方があると思いますので、私は公會計化は実現に向けて今後ともしっかり検討していただきたい。センター方式ではなくて、自校方式を守るという点での検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。3番目ですが、子育てに困り感を抱えた保護者さん、生活の不安を抱えた保護者へのサポートについてお尋ねをいたします。

令和4年度版の山都町子育て情報誌「だっこ」という冊子が、山都町子育て支援センターから出されています。これを見ますと、子育てするなら山都町の具体策が分かるようになっています。

まず、病後児保育についてですが、発足当時からすると年々改善がなされているように思います。大変いいことだと思います。改善されてきた内容の説明と病児保育の必要について、他議員からも何度も質問がっておりますが、その実現、病児保育の実現に向けて検討するという御回答もあったと思いますので、その検討の説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。病後児保育室ですけれども、平成29年に開設し、今年で6年目になります。病気やけがの回復期の子どもさんを家庭で看護できない場合に、一時的に預かる支援業務を行っております。また、機関誌の発行や子どもの病気についての講話など、周知活動も積極的に行っております。利便性を高めるために、登録手続の簡素化や当日予約の対応、清和、蘇陽地区での出張、病後児保育室も行っております。

現在の登録者は128名で、昨年度は17件の利用がっております。出張先の蘇陽地区での利用もっております。登録者、利用者も年々増加しております。

病児対応についてですけれども、感染症で一番多いインフルエンザの出席停止期間の受入れについて対応できるよう緩和をいたしております。

県内の病児保育室を見てみますと、その多くは病院併設で行われております。病院併設となると、スペースの問題等、クリアすべき課題が多くございます。本町では、病後児保育室の運営について、町内医療機関の御理解と御協力により運営を行っております。今後においても、病児対応も含めて、町内医療機関との連携により対応していきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 病後児保育については、当日のキャンセルとかもできるようになったり、当日もお願いできるようになったということで、本当に保護者さんにとっては助かるというお声も聞いております。インフルエンザ出席停止中も対応できるということで、ありがたい前

進だと思っています。

病児保育について、病院併設で町内医療機関が協力してくださっているところがあるということですか。そこをちょっと、すいません、ちょっと勘違いかもしれません。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。病児に対しましては、町内医療機関での対応は今のところはございません。

先ほど申し上げましたとおり、インフルエンザの出席停止期間の受入れ等について、預けても大丈夫なのかどうかというような確認等を含めて、そのアドバイス等をいただいているという状況です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ぜひ言われたとおり、病院併設のほうが病児保育というのは親御さんも安心して預けられますし、いいと思いますので、町内の医療機関に御相談いただきたいとします。本当はお仕事を安心して休める、病気の子どもを預けてまで働くということに対する意見もあるかと思いますが、そうではないと私は思います。本当ならば、仕事先が、病気だったら休んでいいよというふうになっている看護休暇とか、公務員にありますけれども、私も子どもを育てるときに、制度があっても使いにくかったです。そうではない民間の事業所では、病気だから休むということになれば、コロナ禍の中で雇い止めになったりとか、そういう不安を抱えながらお仕事に行かれる方たちにとっては、病児保育というのはやっぱり待っていらっしゃると思うんですね。本来ならば休みやすい社会であるべきですけれども、そうではないので、みんなで子育てをするという社会の仕組みに変えていくということで、ぜひ御検討を続けていただきたいとします。

続きまして、ファミリーサポートセンターについてお尋ねをします。このセンターは、仕事と育児の両立など、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進し、もって労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的として設立されたとあります。

登録状況については、子育ての応援、お手伝いができますという協力会員が5名、山都町に住んでいる、または仕事をしている人で、子育てのお手伝いをしてほしいという依頼会員が5名、両方どもの会員が1名と聞いています。ただ、利用があんまり進まない状況にあるそうです。これぐらいの人数では、なかなか進まないだろうということもあります。

でも、需要がないかということではありません。山都町においても、核家族、独り親世帯が増えている傾向にあります。おじいちゃん、おばあちゃんや親戚がそばにおられて協力があるというところもあるでしょうが、中には預けにくさがあったりとか、こういう制度があったら利用したい、ファミリーサポートセンターのような制度を利用したいという方は少なからずおられる状況にはあると思いますが、なぜ利用があまりないのでしょうかということを考えたいと思います。

それには、利用年齢が生後6か月からおおむね10歳までの子ども、利用時間が午前7時から午後7時、利用内容は、保育園のお迎えに行けないとき、家族や自分の病気で子どもの世話ができないとき、仕事で土日に出かけなければならないとき、学校行事や冠婚葬祭に子どもを連れてい

けないとき、仕事探しに行きたいときなど、それから、その他相談に応じるとあります。

いい内容だと思うんですけども、先ほど言いましたように、コロナ禍の折、仕事が休めない、生活の不安がある、急に困ったことが起きたというときには利用しにくいということもあります。例えば、中学生の子どもさんは10歳以上なので年齢にかからないんですけども、例えば土日の部活送迎にどうしても仕事の都合で行けなくなった、どうしようというときに、頼めたらいいなと。今、頼めないんですよ。保育園送迎に関しては、山都町では、同和保育所での長時間保育の取組が全町に広がり、午後7時まで延長保育ができますので、午後7時にお迎えをお願いしたいとか、子どもを預かってほしいなというときには、7時までになっていますので対応できません。

精神的にも肉体的にも追い詰められてしまって、助けてほしい、ちょっと家事を手伝ってもらえたら、御飯を作る間、子どもを見てもらえたら、子どもに余裕を持って接することができるのという思いには、現在は対応できないというふうに聞いています。

先ほど言いましたように、本来は、言うならば仕事が休みやすい社会であるべきですけども、そうではない現実の中、もっと社会で子育てをする仕組みが必要です。

そこで、せつかくの制度をもっと充実したものにするために、二つお尋ねをします。子育てに助けを求める人に協力してくださる協力会員をもっと増やすための方策について、それから、先ほど言いました利用年齢とか利用時間、利用できる内容の拡充、また、利用料金の軽減化についてお尋ねをします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。ファミリーサポートセンターですけども、先ほど議員のほうがおっしゃいましたとおり、育児のお手伝い依頼をしたい方が依頼会員、お手伝いのほうをしたいと思っていらっしゃる方が協力会員、お互いに助けたり助けられたりして、育児の相互援助活動を行う制度でございます。

国の実施要綱に基づいて、子育て支援センター主体で運営を行っております。会員を増やす方策ですが、講習会やセミナーの周知と同時に、制度の周知を広報誌等で行っております。また、協力会員については、町内のボランティア団体にも依頼をいたしまして、受皿を広めているところです。

先ほど説明いたしました病後児保育室が周知活動を積極的に行ったことで、登録者、利用者の数が多くなって運営を行っている状況です。並行して、ファミリーサポートセンターの周知を進めていければ、会員増加にもつながるのかなというふうに考えております。

また、利用が少ないという御質問ですけども、やはり協力と依頼のマッチング、条件を合わせるのが難しいというのが一番でございます。その調整については、子育て支援センターのほうでも苦慮しながら対応をしているところです。

ファミリーサポートセンターは、子育て支援には欠かせない制度でありますので、子育て世帯の要望を伺いながら、利便性を高める取組を図って、会員増加、利用の増加につなげていきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） よろしくお願ひしたいと思います。先ほど言いました、おうちに来てもらって家事の手伝いをしていただくということができるようになりますように、ぜひ検討をお願ひしたいと思います。

次に、虐待防止の手だてについてお尋ねをします。虐待防止には、される子どもたちのつらさ、ケアをもちろんですが、してしまう保護者さんのケアも必要です。先ほど言いましたように、子どもにゆとりを持って向き合えなくなった。手を上げてしまいそう、だから助けてというSOSにどれだけ手を差し伸べられるかということが、大変な事態を防止する大事な手だてになると思います。

そういう意味でも、先ほどの家事手伝い等の拡充も申し上げてきました。手を上げてしまいそう、だから、一時的に子どもたちと距離を置きたいという保護者の要請があったときの制度として、子育て短期支援事業があるかと思ひます。この制度の説明と、山都町で利用するのに実現可能かということで、2点お尋ねをします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。子育て短期支援事業についてですけれども、この事業は、保護者の病気やその他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設において、一定期間、養育保護を行う事業になります。

当該事業は、児童養護施設で一定期間子どもを預かる短期入所生活援助事業、そして、平日の夜間または休日に生活援助を行う夜間養護等事業の二つの事業がございます。実施主体は市町村で、児童養護施設に事業を委託しているケースが多いようです。

山都町が行うにはということですが、事業を実施するには、本町には児童養護施設がありませんので、近隣自治体との連携が必要になります。上益城管内では益城町に児童養護施設がありますので、連携できるよう進めたいと考えております。

予算面ですが、国、県、町、それぞれ3分の1の補助事業になりますので、予算化は可能であると考えております。

本町では、7月より子ども家庭相談窓口を本庁3階に開設し、子育てに関する相談窓口の一本化を図る準備を進めております。相談窓口の開設により、子育て短期支援事業につなぐことも想定いたしておりますので、不安を抱えておられる保護者のサポート体制をしっかりと整えていきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 前向きな御答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。ぜひ、そのように進めていっていただきたいと思ひます。

次に、憲法に、義務教育は無償であるとうたってあると先ほども言いましたが、それにもかかわらず、たくさんのお金がかかります。経済的に困っている家庭に対して就学援助制度というのがありますが、この制度についてお尋ねをします。

2018年6月に山都町での子どもの貧困についての調査があつて、結果をお尋ねしましたところ、

制度内容が分からない、申請の仕方が分からないという保護者さんもおられましたので、どのような援助が受けられるのか、どのように申し込んだらいいのかの周知と申請の簡素化についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。まず、就学支援制度とは、経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒の保護者に対しまして、新入学用品費、学用品費、修学旅行費、給食費等の援助を行うもので、実費等に基づき、その費用の一部を給付するものです。

周知の方法は、例年1月初め頃に、学校に対しまして次年度分の就学援助に係る関係書類の取りまとめ等をお願いしており、各学校ではそれぞれの機会ごとに保護者に周知していただいているところです。また、小学校新入学児童の保護者には教育委員会からお知らせし、また、中学校新入学の生徒の保護者には入学前の小学校を通じてお知らせしております。関係保護者にはぜひ御覧いただきたいところです。

それと、町ホームページにつきましては、議員からのお話を受け、改めて確認しましたところ、町のホームページ内に関連ページはございませんでしたので、登録を行い、先般公開をいたしました。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 特に新入学の子どもに対しては早めに周知をしていただいて、今まで6月支給だったのをその前に支給していただくというふうに変えていただいて、本当にいいことだと思います。

ただ、昨年の課税状況が判断材料とされて決められていくと思いますので、民生委員さんから印鑑をもらったりとか、一筆いただいたりとか、そういうことは必要じゃないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の検討もこれからしていただきたいと思います。それについてはお答えありますか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。申請の際なんですけれども、実は民生委員さん、児童委員さんの意見書というものは特に必要ございませんで、調べましたところ、申請書に民生委員、児童委員の調査が行われることに同意をするという形で申請をいただくんですが、実際、民生委員さん、児童委員さんの調査の御協力をお願いする場合は、教育委員会が生活状況が分からないと、そういう場合に、申請を受けた後に、こちらが民生委員さんたちに調査をお願いするという形の事務手続になります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） それでは、簡素化ができるというふうに考えてよろしいんですね。民生委員さんたちも、それがなくなればいいんじゃないかなというふうに思いますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいと思います。

目指す住み続けたい山都町とするには、子育てするなら山都町をもっと充実させることにあると思います。こども家庭庁に関する参考人として国会に呼ばれた兵庫県の明石市長、子育て支援政策や人口増を実現している市長ですが、その方は、財政が厳しいときこそ子どもにお金をかけるべきだ。そうすることで全体がよくなると力強く意見を述べておられまして、私もそのとおりだと思いました。

また、初めに言いましたこども家庭庁についてですが、初めこども庁だったネーミングに家庭をつけた意図は何なんでしょうか。子育ては家庭だけでなく、社会の仕組みとして取り組んでいくべきところだと思います。この点に対して、私は違和感を感じています。

熊日報道によりますと、このこども家庭庁の創設の土台は、1989年に国連で採択された子どもの権利条約です。日本では1994年、今から27年前に批准されましたが、子どもを権利を持つ主体として位置づけられた条約なんです、27年間有効な対策が取られてこなかった。海外では子どもの意見を政策に生かそうと、第三者機関、子どもコミッショナーの設置が進み、今までは70か国以上に広がったとあります。

しかし、今度のこども家庭庁では、子どもコミッショナー設置は見送られました。子どもを大人の所有物のように扱うのではなく、一人の権利を持つ主体として尊重し、大人は子どもが健やかに成長することを保障しなければならないという、子どもの権利条約の精神を真ん中に据えた子ども政策が必要です。

山都町では、朝早くから仕事に出なければ暮らしが成り立たんけん、パン1枚を持たせて、開いていない保育園の前に子どもを置いて仕事に出よったという現実から、子どもの発達保障と親の仕事保障のために同和保育所が建てられました。差別の連鎖を断ち切るため、山都町全体がよくなっていくための施策として、いち早く18歳までの医療費無料、延長保育、保育料の軽減等をやってきた山都町です。困っている人がいたら、1人でも手を差し伸べる、その姿勢を貫き通してほしいとお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時53分

6 月 16 日（木曜日）

令和4年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年6月9日午前10時0分招集
2. 令和4年6月16日午前10時0分開議
3. 令和4年6月16日午前11時55分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 議案第50号 山都町介護保険条例の一部改正について
 - 日程第2 議案第51号 山都町税等の減免に関する条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第52号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第2号）について
 - 日程第4 議案第53号 令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第5 議案第56号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について
 - 日程第6 議案第57号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第3号）について
 - 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第10 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第11 委員会報告 陳情等付託報告について
 - 日程第12 委員会の閉会中の継続審査申出について
 - 日程第13 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	坂 本 靖 也
清 和 支 所 長	木 野 千 春	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治

会計管理者	荒木敏久	企画政策課長	北貴友
税務住民課長	高橋尚孝	健康ほけん課長	木實春美
福祉課長	高野隆也	環境水道課長	有働頼貴
農林振興課長	松本文孝	建設課長	西賢
山の都創造課長	長崎早智	商工観光課長	藤原章吉
学校教育課長	工藤博人	生涯学習課長	上田浩
そよう病院事務長	飯星和浩	監査委員	志賀美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第50号 山都町介護保険条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第50号「山都町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第50号について御説明いたします。

議案第50号、山都町介護保険条例の一部改正について。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年6月9日提出、山都町長。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が、令和4年度についても前年度と同様に継続されることから、令和4年度における減免の実施に当たり、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

新旧対照表を御覧ください。

下線でお示ししていますとおり、「令和4年3月31日まで」を「令和5年3月31日まで」に改正いたします。

2枚目にお戻りください。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例。

山都町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第50号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号「山都町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第51号 山都町税等の減免に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第51号「山都町税等の減免に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） おはようございます。それでは、議案第51号について御説明いたします。

議案第51号、山都町税等の減免に関する条例の一部改正について。

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年6月9日提出、山都町長。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置に対する国の財政支援が、令和4年度についても前年度と同様に継続されることから、令和4年度における減免の実施に当たり、山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

新旧対照表を御覧ください。

附則第4項中、下線でお示ししてありますとおり、「令和4年3月31日まで」を改正後「令和5年3月31日まで」に改正いたします。

2枚目にお戻りください。

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例。

山都町税等の減免に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第51号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号「山都町税等の減免に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第52号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。それでは、議案第52号、令和4年度山都町一般会計補正予算（第2号）を説明します。

歳出から説明いたしますので、14ページをお願いいたします。

今回は人件費につきまして、当初予算編成後の人事異動に伴う補正も行ってありますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、異動後の調整ですので省略いたします。

2款1項総務管理費です。15ページをお願いいたします。

5目財産管理費です。11節役務費4万4,000円は、旧御岳小学校の変圧器2台に低濃度PCBが含まれる可能性があるとして九州電気保安協会から指摘があり、検査を行うものです。また、財源内訳欄のその他の71万5,000円は、清和地区土地貸付収入分を財産管理費に充当し、財源組替えをするものです。

6目調査管理費です。10節は、道路交通法施行規則の一部改正に伴い、令和4年10月から職員に対してアルコールチェックを行うため、検知器を40台購入する消耗品費13万2,000円と本庁舎消防設備のバッテリーとランプを交換する5万8,000円です。12節委託費は、蘇陽支所の除草作業委託料です。14節工事請負費は、清和支所及び蘇陽支所に喫煙所設置をするものでございます。17節備品購入費は、本庁及び蘇陽支所の多機能電話機及び事務用椅子を購入するものです。

17ページをお願いいたします。

12目地域振興費、18節負担金補助及び交付金は、宝くじ社会貢献広報事業として、地域コミュニティー活動に必要な備品や施設整備に対する助成金です。今回は、朝日地区自主防災会の間仕切りテント、LED投光器等の整備を交付されます。

14目情報費12節委託料は自治体DX関連システム改修業務委託で、国、県、市町村の文字情報基盤システムを統一するもので、地方公共団体情報システム機構から全額補助を受けるものです。

16目地籍調査費のうち12節委託料は、地籍調査事業の追加内示に伴い、川野、麻山、緑川の増額分です。

18ページをお願いいたします。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業です。内訳といたしまして、10節需用費は、公立保育所、学童保育施設、子育て相談室の保育施設と避難所協定を締結しております高齢者等施設所と福祉避難所及び清楽苑、大久保高齢者住宅の老人福祉施設に感染防止対策用消耗品を購入するものであります。

14節工事請負費は、コロナ禍におけるキャンプ場等、屋外観光施設の需要の高まりを受けた緑仙峡フィッシングパークのバンガロー等改修工事と、矢部小学校と清和小学校の給食室廃棄施設改修工事です。

17節備品購入費は、庁舎及び公立保育所、子育て支援室の保育施設に非接触式体温感知器や空気清浄機等の感染対策備品を購入するものです。

18節負担金補助及び交付金では、原油価格高騰や人流抑制等により公共交通事業者の事業継続を支援するための給付金、及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するための給付金、小中学校、修学旅行と集団宿泊事業におけるキャンセル料発生時の費用の補助を行うものです。

26目SDGs推進事業費では、企業版ふるさと納税基金を同事業費の財源として充当するための財源組替えを行うものです。

27目新型コロナウイルス感染症対策臨時特別給付金給付事業費では、22節償還金利子及び割引料において、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金概算で補助を受けるため、実績精算により返還が生じるものでございます。

20ページをお願いいたします。2款3項戸籍住民登録費です。

次のページをお願いいたします。

1目戸籍住民登録費のうち20節委託料では、マイナンバーカード推進事業として、出張申請サポート業務及びマイナンバー利用による戸籍謄抄本の手続省略などのシステム改修業務の委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、マイナンバー申請時に使用する専用端末のリース料でございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費です。1目社会福祉総務費において、地域福祉計画の中間評価を行うための1節報酬、8節費用弁償、12節委託料をそれぞれ計上しております。

24ページをお願いします。

5目老人福祉費では、平成22年度に住民生活に光をそそぐ交付金を受けて清和地区の花高原の改修を行いました。熊本地震後、平成29年11月から平成30年4月までの間、災害復旧工事を受注された業者へ宿舍として貸し出すため、用途変更したことにより返還金が確定したものでございます。

6目老人福祉施設費、14節工事請負費は、清楽苑ホールの照明機器が経年劣化で支障があるため、LEDライトに取り替えるものでございます。

25ページをお願いいたします。3款2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費では、22節償還金利子及び割引料において、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の返還を行うものです。

27ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費のうち4目予防費では、1節報酬から12節委託料まで、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費4,241万2,000円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金では、自費で子宮頸がんワクチン接種を受けられた方に費用を償還するものでございます。

22節償還金利子及び割引料において、令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の返還を行うものでございます。

30ページをお願いします。

6目環境衛生費では、12節委託料において、今後の施設運営について、一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定するものでございます。

次に、5款1項農業費です。1目農業委員会費では、財源内訳において、農業者年金業務委託手数料の交付額が確定したことにより減額を行うものです。

32ページをお願いいたします。

3目農政費では、12節委託料で、水田の雑草を抑制するアイガモロボット実証実験の委託料22万円。18節負担金補助及び交付金では、県の補助事業で、攻めの園芸生産対策事業補助金による機械導入補助金154万7,000円。次代につながる熊本の果樹強化対策事業補助金による作業受託組織育成支援40万円。町単費事業として、有機農業振興事業補助金で、有機農産物に係る機械の導入と施設整備経費補助及び認証面積増加に対します補助金620万円。山都町有機農業研修機関運営支援事業補助金では、町が認定した研修機関への支援補助150万円。国県補助事業で、新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金1,050万円と、新規就農者育成総合対策経営発展支援事業補助金2,625万円が、運営支援と機械施設導入補助として、それぞれ新規就農者に対して行うものでございます。

9目農業土木管理費では、令和3年5月に設立されました熊本県ため池協議会の負担金でございます。

13目中山間地域総合整備事業費は、御岳地区事業採択に向けた農業競争力強化基盤整備事業負担金で、県に負担するものでございます。

30目有機農業推進事業費では、8節旅費から17節備品購入費まで、有機農業産地づくり推進事業において、学校給食先進地視察や有機農産物成分分析、有機農業実施計画策定、有機農業技術や簡易土壌分析、成分分析結果の講習会、そのほか、商談会への出展など、有機農業の生産及び流通、消費拡大に取り組む費用について計上をしております。

35ページをお願いいたします。6款1項商工費です。

次のページをお願いします。

2目商工振興費では、やまと文化の森の立体駐車場解体工事に伴い、PCB汚染機器処分費用、土地借上料、解体工事費用の増額分として計上しております。

5目山の都づくり事業では、道の駅整備事業に伴う用地購入及び工作物移転補償費用を計上しております。

38ページをお願いします。

7款6項高速道路対策費です。1目高速道路対策事業費のうち12節委託料及び21節補償補填及び賠償金において、高速道路建設に伴う残土処理地の境界復元、流木調査及び流木補償の費用を計上しております。

40ページをお願いいたします。

9款1項教育総務費です。3目教育振興費では、8節旅費から12節委託料まで、義務教育学校推進事業といたしまして、清和地区準備委員会の設立に伴う費用及び、清和地区義務教育学校基本構想・基本計画策定費用を計上しております。

7目外国青年招致事業費では、8節旅費から18節負担金補助及び交付金において、本年度交代するALTの費用を計上しております。

42ページをお願いいたします。9款4項社会教育費です。

次のページをお願いいたします。

10目図書館費では、財源内訳において、サマージャンゴ宝くじ交付金として市町村交付金が確定しましたので、図書館費に充当することとし、財源組替えをするものでございます。

9款5項保健体育費です。2目体育施設費と3目清和地区体育施設費は、中島体育館と清和体育館の耐震改修工事について設計額が確定しましたので、それぞれ工事請負費を変更するものでございます。

10款災害復旧費においては、2目過年度公共土木施設災害復旧費において、補助かさ上げによる財源組替えを行ったものでございます。

44ページの13款予備費は、調整でございます。

45ページ以降の給与費明細ですけれども、後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、歳入について説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

16款国庫支出金から17款県支出金までにつきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので省略いたします。

11ページをお願いいたします。

20款の繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金として4,113万5,000円を計上しているものです。

次のページをお願いいたします。

23款の町債は、事業費の確定や財源組替えで調整を行ったものでございます。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正です。今回変更したものでございます。

続きまして、予算書、表紙の次のページをお願いいたします。

令和4年度山都町一般会計補正予算。

令和4年度山都町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億9,200万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和4年6月9日提出、山都町長です。

よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 2点お願いします。まず、30ページの一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務委託料についてが一つ目で、この間ちょっと説明いただいた中では、広域でのし尿処理施設が建設されなくなったので、それを町でどうやっていくかということですよという御説明は何っていますが、これは単独であるのか、御船町と合同であるのかということも含めて、どこかに業務委託されるのでしょうか。

業務委託ではなくて、やっぱりこの町のことですので、できるだけ自分たちで考えていくということが大事だと思いますけれども、その辺はどうなっているのかということと、生ごみと一緒に処理をして液肥を利用する施設のことについても検討していただきたいと、循環型の施設になるように検討していただきたいと申し上げてきましたが、そのような中身も検討されるのかということが一つ。

それと、40ページの義務教育学校の基本構想・基本計画策定支援業務委託料のことについてお願いします。今の御説明だと、清和地区での準備委員会とか、この構想は清和地区だけの構想のように聞こえましたが、私は山都町全体の学校をどうやっていくかという全体構想なのかなと思っていましたので、その確認です。

やはりこれも、どこかのコンサルに委託するのかどうかということと、そうではなくて、我が町の学校のことですので、できるだけ、今の保育園の保護者さんとか、小中学校の保護者さんと

か、子どもたち、先生方、みんなの意見をまとめるということでやっていっていただきたいというふうに思っています。どういう方針で行かれるのか、二つお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員のお尋ねのし尿処理施設についてなんですが、当初から、広域のほうですということと昨年の9月にも説明会があり、申入れをしていたところなんですが、本年3月の御船町主催の現地住民への説明会の中で、最終処分場とし尿処理施設については整備しない旨の方針説明が行われております。

それを受けまして、本町でも、単独でできるのか、広域でできるのかをさらに検討する必要があります。実際問題としては、単独で運営するというのが、本町だけの費用的な面では非常に厳しいかなと思われまますので、同じような施設のある御船町の処理施設のほうの既存施設を利用して、そちらに持ち込めないかという、その分も含めて検討したいと思ひまして、今回の計上を上げております。

今回の部分を町のほうで検討できないかということなんですが、検討の内容について、収集業者が直接に持って行ってもらう場合と、今、既存の施設を中間施設として整備した場合と、運営費を含めて検討しなければなりませんので、本庁の職員の分では検討する時間も、技能も厳しいと思われまますので、専門の技術あるコンサルさんのほうに委託したいと思ひております。

それと、生ごみ処理施設についてですが、今、広域のほうで整備しておられます施設内で堆肥化施設についても検討をされているということですので、そちらのほうの状況を見て判断したいと思ひております。

以上説明します。終わります。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。業務委託に関しては、一応コンサルのほうに委託をしようと思ひておりまして、業務の中身につきましては、基礎調査、基本構想の策定、計画の策定と、準備委員会の会議と、あと教育委員会内での事務打合せとかしますので、そういう運営の補助を大きな枠で考えております。

基本的に業務委託ですが、基本的に教育委員会が主導でやっていくべきだと思ひておりますので、コンサルでいただいたいろんな助言等を参考にしながら、結論として教育委員会でまとめ上げていくという形で進めていきます。

全町的なという話もあったんですけども、今回はあくまで清和地区、令和9年度開設という目標を立てておりますので、そこに向けた基本構想、計画を立てて、例えばどういうふうに建設するのかとか、そういうのを踏まえて、その辺を早い段階で調整していかないと令和9年度の開設には実は間に合わないという部分もありますので、その辺を視野に入れながら、業務委託の中で詰めていきたいと思ひております。

あと、小中学生の保護者さんに関しては、実際、説明会で、今後、全町的な説明もやりますが、スポットでそれぞれ説明会に今行っておりまして、その中でいろいろ意見をいただけると思ひて

おりますので、その辺の意見もこの業務委託の中で、構想計画の中に反映できればと考えているところですので。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） し尿処理施設についての業務委託という中身は、私は御船町と合同で新しいものを造る、山都町にも新しい施設を造るためのものなのかなと思っておりましてけれども、そうではなくて、御船町の既存の施設に持ち込むのに、収集業者が直接持っていくのか、途中、中間の施設を今のクリーンハウスで何とかできないかとか、そういう試算面のことでの業務委託ということでよろしいんですねということと、私が聞いた、生ごみを利用してと申し上げましたのは、生ごみ処理施設だけではなくって、生ごみとし尿と一緒に処理をすることで、その液肥をまた町内に循環するというような、そういう取組をしているのが福岡の大木町とか、そういうところの取組があるので、そういうところも検討されるのかなと。ぜひ検討していただきたいなと思ってお尋ねをしたところですが、それについて、まだ何かありましたらお答えを願いたいと思います。

それと、学校のことですけれども、そうすると、600万円近くのコンサル料というのは、また今度、矢部地区で造るとき、蘇陽地区で造るとなれば、そういうふうに、あと2回そういうことをされていくことになるんじゃないかなと思うんですが、それはどうなのかなと思います。

清和地区に今度造ることに対するいろんな検討は大変必要だと思いますけれども、清和地区に造ることが全町的にどうなのかと、今後どうなのかということも、長い目で見た上での第一発目の義務教育学校だと思いますので、そういう意味で、全町的に考えた構想をつくっていかれたほうがいいんじゃないかなと思っております。

住民説明会とかスポットで学校に説明に行くということは大変大事なことで、たくさん声を聞いていただきたいと思いますので、十分練り上げて、いろんな場所に、どこに造るかということから、全町的に考えた中での構想をぜひ出していただきたいと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。まず、既存施設の活用か、検討かということなんですが、議員のおっしゃられたとおり、既存施設を活用したところでの改修の検討を考えております。もしかしたら改修じゃなく、直接搬入の場合もありますので、その分も併せて検討したいと思います。

あと、生ごみの件ですが、生ごみをし尿に入れるということは、まだ全然ちょっと内容が決まっておきませんので、今後の検討材料の中に上げさせていただきたいと思います。まだちょっと内容が決まっておきませんので、そういった件になると思います。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。今回のコンサルの業務委託の部分につきましては、全町的というお話もあったんですけども、全町的になると、ボリュームもかなり違っておりますし、ちょっと時間がかかるかなと思っております。今回策定した基本構想、基本計画が基本になってきまして、その後の矢部地区、蘇陽地区に関しても、それをちょっと生かしたような形の企画になるかと思っておりますので、今回の清和地区のほうで重点的にやらせていただきたいと。

教育委員会の方針では、清和地区の後に矢部地区、蘇陽地区というふうな形で整備していくというのがありますので、状況の変化がその時その時で変わってくるかと思えます。ですので、今回の計画を基本的にイメージを持って、次のほうに進んでいくべきかなと思っております。

それと、小学校、中学校あたりからいただく意見なんですけれども、それにつきましては、一応、今回、全町的にやる中で伺っていきますので、それを今後の清和地区、矢部地区、蘇陽地区でやっていくときに、その意見をちゃんと反映した形で、踏まえた上で、計画を練っていくという形で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今のお答えの中で、小学校、中学校の保護者さんから意見を全町的に聞いていくと言われたことは大変大事にさせていただきたいと思えますし、現在の小中学校の保護者さんだけじゃなくて、今の保育園の保護者さんとか、それから、子どもたちの意見、それと学校の先生方の意見もぜひきちんと吸い上げていただきたいと思えます。その辺についてはいかがですか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。先ほど言い忘れたんですが、保育園のほうにもスポットで入っております、特に義務教育学校になると5年とか10年とかスパンになるので、今の保育園の保護者さんが多分小学校の高学年だったり、低学年ぐらいに入ってくる時期かなと思っておりますので、特にその方たちの意見については十分聞き取っていききたいと思っております。

児童、生徒さんに関しては、まだ予定はしてないんですけども、学校のほうと校長先生方と話して、どんなような意見の取り方がいいのか等も含めて、ちょっと検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今のことに関連して1点ですね。清和の義務教育学校です。私も西田議員が、4番議員がおっしゃったように、全体構想につながるものであってほしいなというふうなことを考えています。今、工藤課長のほうから、それを基本として広げていきたいというふう

なこともございましたが、やはりどうせやるならば、全町的なイメージを持って取り組んでいた
だきたいということが1点です。

それと、清和地区において、この間の説明会の中にも、早速、検討委員会なるものを構成され
るというふうな話がありました。私は清和地区の、いわゆる地域力としていつも関わっている
わけなんです、様々な青少年育成会議であったり、清和っ子育成会議であったり、それから、
これから目指すところのコミュニティースクール、そういったものがそれぞれに存在しているよ
うな感じで、コミュニティースクールという形ではまだ出発はしておりませんが、それを目指し
ていくんだと。

であれば、この検討委員会というものも含めた中で一本化をされて、しっかりと検討に参画さ
せていただきたい。今、4番からあったように、現場の方々の声を聞くことはもちろんのこと、
この間の一般質問でもさせていただいたように、地域の核として小学校、中学校というものを捉
えるときに、地域なくてはならない。地域もしっかり協力をしていきたい。そういうことがござ
いますので、地域のよりどころとなる、学校単独ではないというところを視野に十分入れていた
だきながら、そういう取組をしていただきたいというところを1点、教育長でも、課長でもお伺
いしたいと思います。

それから、防災関連なんです、15ページ、17ページ辺りに、先ほど旧御岳小学校のPCBの
検査の件がございましたけれども、それについてもう少し詳しく教えてください。

それと、17ページのコミュニティ助成事業、朝日自治振興区なんですけれども、いろんな備品
を買うような報告を自治振興区の中の会議で伺ったところですが、これを朝日小学校に保管をす
るんですが、朝日も広うございますので、それぞれの公民館に購入備品を移動ができないような
ことを会議の中でおっしゃっていたんですが、そういった縛りがあるのかどうか、ちょっとお知
らせください。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。今回の構想に当たりましては、当然、準備委
員会という形で清和地区につくっていくんですけれども、構成としては、清和地区の保護者、そ
れと学校、あと地域、あまり人数がちょっと多くなり過ぎるのもいけませんので、矢部地区、蘇
陽地区の方からは保護者の代表のような方を選んでいただいて、そういう構成で検討を進めてい
きたいと思っております。

この中で、地域のコミュニティースクールあたりの話も出てくると思いますので、その辺を計
画に反映していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、御岳小学校のPCBについて、もう一度、御説明を申
上げます。

施設につきまして、今、うちの監理係のほうで管理をしております、九州電気保安協会のほう
で点検をしていただいております。その中で、現在、旧御岳小学校にあります変圧器の中に、

低濃度のPCBが含まれる可能性があるという指摘がございました。そのことを受けまして、本当にそれがどうなのかということを検査する必要がありますので、その検査費用をまず今回、補正させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） コミュニティ助成の宝くじ助成の分なんですけども、今年度は朝日地区自主防災会にAEDやLED、間仕切りテント等の購入費用を助成するものとしております。

一応、申請書の中に保管場所ということで示してありますので、保管場所はそこに置いていただくと。朝日小学校と花高原というところで申請が上がっておりますので、保管についてはそこで置いてもらうということで、その後の運用につきましては、ちょっと後で確認してどうなのかというのはお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 義務教育学校の件ありがとうございます。コミュニティースクールと、今、課長の御説明では、その検討委員会の中には矢部地区の方ももちろん、蘇陽地区の方も入れていくということは誠に当然のことかと思うんですが、コミュニティースクールに関しては、やはりかなり地域力というところで、学区区単位で立ち上がっていくものじゃないかなというふうに思っていますので、そこら辺がごちゃまぜにならないように配慮をお願いしたいというふうに思っています。コミュニティースクールは今から本当に大切なものだと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、18ページの緑川フィッシングパークの改修の件については、もうちょっと詳しく、どれをどのように改修されていくのかの内容をよろしくお願ひします。

それと、34ページ辺りになるんですが、今回、有機農業推進室もつくりまして、かなり新規事業が並んでいるわけなんですけれども、この間からの一般質問で議員さんからもあったように、有機農業を増やしていく、そして面積を増やしていくということの目標はよく分かりましたが、それを私たちがどこで買えるのかというのがよく分からないんですよ。

山都町産というのを最近よく買物先でも、近所の方が出荷されるようなものを見るようにはなりました。生産者も分かるようになりました。しかし、それが有機かどうかというのは全然私たちは分からないわけですよ。有機農業を盛んに、もちろん地元で作っていらっしゃる方は、減農薬とか、あるいは、なるべく使わないような方向で作っていらっしゃると思うんですが、有機農業というふうに一生懸命うたわれるからには、やっぱり有機農業のものを分かるようにというか、どこで販売をされていくというか、そういう販路のほうですね。東京向けとか都会向けには非常に今、頑張っていると思うんですが、私は地元に住む者が、給食の問題もありますけれども、何が有機なのかよく分からないというところが私にはちょっとはてなマークがつい

ていますので、その辺の方向性といいますか、お考えがあるならば、ちょっとお聞かせいただきたいところです。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。緑仙峡フィッシングパークの改修についてでございますが、キャビンが5棟ございますが、キャビンの屋根のふき替えを行うものです。それと、バンガローの木製デッキ、階段の修理、これが腐食によって危険な状態になっておりますので、その改修も併せて行う予定にしております。屋根のほうについては、建設時からふき替えは行っておりませんでしたので、屋根自体がめくれている箇所もございまして、改修が必要ということで今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。有機農業の推進計画については先日からもお話ししているところですが、その推進計画の中に、学校、町内での有機農産物の販売、利用拡大という目標も掲げております。新道の駅も今から建設されると思えますけれども、既存の道の駅も含めて、有機農産物を置けないかというところを検討してまいりたいと思っております。

今年度、4回ほど検討会を開催する中で、はっきりとしたイメージというか、具体的な方針が出てくるかと思えますけれども、今年度も協議会と話し合いながら、既存の道の駅のほうには、どうにか置けないかというような交渉を今も続けているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 3回目です。今の松本課長の話で気になるのは、道の駅、当然置かなくてはいけない場所だと思うんですが、私たち住民が買物できる時間帯ではないんですよ、道の駅はですね。早々に閉められます。あそこが7時、8時まで開けなはんならば別と思います。そこら辺も含めて……。店休日もございますね、今、火曜日が休みになっていますが、例えばよそに行くときに、物産館でお土産あたり買おうというふうなときに、やっぱり閉まっている。そして、朝出かけに買おうかと思っても、まだ開いてないというふうな状況に追い込まれることが度々あります。

なので、頭の中では、ああ、あした火曜日だけ、月曜日のうちに買っとかなんとかですね。そういう工夫はいたしますが、ぜひ一般のお店、一般のスーパーマーケットでの取扱いをお願いしたい。それを検討にぜひ入れていただきたいというふうに思います。

それと、フィッシングパークの件ですが、これは金額が1,400万円でしたか、その程度ではございますが、この間から建設業者の件がございましたが、これは町内業者の方々が請け負える金額かというところを1点、御確認をよろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 改修工事につきましては、町内の事業者には、これまでも発注をしてきた実績もございますし、今回の件についても、町内事業者に発注ということで考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 既存の店舗でもということのお話かと思えますけれども、先ほど申しましたように、検討会の中でしっかり検討していきたいと思えます。検討会の中には、飲食企業の方とかも入れていくことにしておりますので、その中で、道の駅以外の店舗でも販売できるような方策を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 32ページの負担金補助についてお尋ねしたいんですけど、その中の33ページの中の新規就農者育成総合開始資金補助金等、その次の新規就農者育成総合の経営発展補助金ですね。これについて、どういう作物を作っている方なのか、どういう補助をやっているのか、どの地区でどのくらいの人がいるのか、これの補助金を出すための条件等々があればお聞かせ願いたいと思えますし、また、町外から新規就農者もおいでになるわけですね。そういう辺りのところも見据えてのことなのか。また、これについて年齢制限があるのかとか、作物について制限があるのかとか、詳しい内容についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 新規就農者育成総合対策経営開始資金のことかと思えますけれども、この事業につきましては国の事業となりまして、全額国からの補助となっております。独立して農業経営を開始する方が、50歳未満である方が対象となっております。青年等就農計画、この認定を受ける必要もありませんし、また、地区の人・農地プランに中心形態として位置づけられる必要もありません。また、もしくは、農地中間管理機構を通じて、土地の貸し借りが必要となってくるような事業となっております。

今年度でいきますと、令和4年4月1日以降に農業経営を開始している者であれば、一月につき1人当たり12万5,000円、年間150万円、最長3年間受けることができるということになっております。夫婦で就農した場合は、夫婦で月18万7,500円、年間で225万円が交付される事業となっております。

それから、次の新規就農者育成総合対策経営発展支援事業につきましてですけれども、これも同じく国の事業となっております。こちらの場合は、先ほどと同じなんですけれども、独立して農業経営開始する年齢が50歳未満である方で、条件は先ほど申しました青年等の就農計画とか、人・農地プランとか、中間管理機構の土地の貸し借りが必要となりますけれども、令和4年4月1日以降に営農を開始していれば、機械の施設等の導入を支援する事業となっております。県の

支援分の2倍を国が支援するということになりますので、県のほうが予算づけをした場合、国が予算をつけていくという形になっております。

補助率につきましては、国が2分の1、県が4分の1、本人負担が4分の1となっております。本人負担分については融資を受ける必要があるかと思っております。作物については制限があるわけではございませんので、就農計画の中で判断するという形になっていくかと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、説明がありました。内容は分かりましたけれども、これはもう本年度もう確定しているのか、今から募集するのか。もし今年決まっていれば、どこの地区、地区別にどのような人が何組程度、何人程度されているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えをしたいと思います。これについては既に募集をかけておまして、今年度、今予定している分につきましては6組予定をしております。地区につきましては私もちょっと把握しておりませんので、清和、蘇陽、矢部それぞれおられるかと思っておりますが、ちょっと正確には把握しておりません。6組のうち2組が御夫婦ということになっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） これについて、できましたら後で、申請している人がどのような内容なのか、個人的にでもお聞かせ願えればと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 40ページになります。教育振興費のところです。

さんざん質問がなされて御答弁いただいていたけれども、私がお伺いしたいのは、この基本計画策定の部分、委託料の部分ですけれども、先ほど御答弁の中で、どのような内容を委託なさっているのかというのは御回答があったかと思っておりますが、それぞれ金額的な内訳がもし分かっていたら教えていただきたいと思っております。

あと、計画書の策定というふうに書いてあるんですけれども、これ、いつまで策定をなさるよう期限切っていらっしゃるのかも、お分かりになれば教えてください。

あと、もう1点、同じところに関してなんですが、山都町内に義務教育学校を3校造るという方向の話だと思って聞いております。できれば、総務課長、あるいは、昨日、一般質問で御答弁いただいていたんで副町長でも結構なんですけれども、単純に地区とか関係なくて、山都町全域を見たときの生徒数あるいは児童数に対して、山都町内に施設を三つ造るということについて、財政面だけを見た場合ですね。ほかのいろいろな要素があって、そういうふうに関基本構想とし

て進んでいるというのは私も理解したんですが、財政面だけ見たときに、生徒数、児童数に対して施設を置くという計画がどうなのかという、その御判断をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。経費の内訳ですが、これは直工ベースになるんですが、割合として、基礎調査が大体24%ぐらい、基本構想、基本計画に係る部分が40%弱、それと、会議運営補助と、そのほかもろもろありますが、それが38%程度ということで想定しています。

期間なんです、年度末を想定しているんですが、早いうちに構想計画あたりは、議会の皆さんにもいろいろ御説明とかしなきゃいけないので、できればなるべく早い時期にまとめたいたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 副町長、能登哲也君。

○副町長（能登哲也君） 財源的な財政的な面のお尋ねでございます。昨年来、教育委員会のほうから、現在の総務課長が担当する前から御相談を私のほうが受けておりましたので、私のほうでお答えさせていただきたいと思っております。

もちろん、それは1個大きいのを造るほうが小さいのをたくさん造るよりは当然安く出来上がるというのは、お金の面だけ考えればそうです。ただ、それは建物の建設費だけのお話でございまして、例えばスクールバスを今後どうするのかとか、あるいはそのほかの関連した施設をどうしていくのかと、そういった面もありますので、もちろん財政的な面だけで判断する事柄ではないと思っております。

ただ、実際お金がかかるというのは事実でございまして、先進の事例を見ますと、大体20億円程度はかかっているようでございますので、今回、新たな今後の設計次第でどの程度になるかというははまだ分かりませんが、いずれにしても多額のお金はかかります。

今年度の当初予算で2億円、基金のほうに積みさせていただきました。今後いろいろ文科省の補助ですとか、あるいは起債等を考えていくこととなりますが、残念ながら文科省の補助金的にはさほど高率の補助金というものはございませんので、そういった面でのいろんな工夫を重ねながら、事前のお金の算段もさせていただきながら、今後の対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 24ページです。花高原の交付金の返還金の件でお尋ねをいたします。

この当時は福祉施設ということでありましたけれども、利用者さんがいらっしやらないということで、空いていたということで、いわゆる用途替え変更、このときは熊本地震や大雨の後ということで妊婦さんが町外から来られて、そのために施設がないというか、住居を提供されたとい

うことで、改修してお貸しをされたということなのですが、そのときは、私も「ああ、そろそろそうね」と思っておりました。

いわゆるこれは用途替え変更ですから、認可を受けて、やむを得ない理由ということで認可を受けて、改修して貸されたと思っていましたら、数年たって、今になって返還をしなければならなかったということは、学校にしてもしかりなのですが、統合したから、空いたから、すぐほかのにしていというこはないんですよ。今は大分緩和されてきておりますけれども、この前も通潤山荘の件がありました。改修したときのあれも、特別会計と一般会計の違いで繰上償還をしなければならなかったということで、こういうことは事務的には基本的なことなんですよね。それを担当者がみすみす誤っていたのかということも考えられるんですけども、最近よく新聞を見てみますと、返還金が本当に多うございます。中には、町によっては、懲戒処分も出ておるところもあります。

そんな厳しいことを言うんじゃないんですが、やはりこの事務的な、基本中の基本が分かってなくて、こんなになったのかなというのがありますので、今回、この花高原の件に関しては、何年もたってから返還をしなければならなかったということなのですが、これが一体、町のほうで分かって、自主的に返還なさったのか、検査があつて、返還の要求があつて返還に至ったのか、その辺りも説明をいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。花高原の返還金ですけれども、議員がおっしゃいましたとおり、福祉施設として学校跡地のほうを利活用いたしておりました。その後、福祉施設としての利活用が難しいということで、一度、災害復旧工事の宿舎として用途変更いたしております。

その後、作業員の宿舎としての利用が終わって、福祉施設としての利活用等も検討をいたしておりました。しかし、漏水とかセキュリティの面で利活用が難しいということで、町のほうで判断して、最終的に、用途を終了するというこで返還金が発生したという経緯になっております。また、国の検査によって返還金が生じたというわけではございません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第53号 令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第53号「令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第53号、令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。補正予算（第1号）の説明書です。

収益的収入及び支出。

収入の部です。1款1項2目受託工事収益につきまして、198万円を補正しております。これは町道改良に伴う配水管布設替工事に係る受託費を計上しております。

次のページを御覧ください。

支出の部です。1款1項3目受託工事費につきまして、198万円を補正しております。これは、先ほど説明した町道改良に伴う布設替工事に係る工事費で、配水管工事に係る費用を計上しております。

10ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出です。

収入の部、1款4項1目国庫補助金につきまして、25万5,000円を補正しております。これは、本年度行う旧上水道施設等の更新設備につきまして、国庫補助金の増額分を計上しております。

次のページを御覧ください。

支出の部です。1款1項2目配水施設改良費について、576万5,000円を計上しております。この内訳は、6節委託料300万円と10節工事請負費276万5,000円です。これは本年度行う旧上水道管更新、旧簡水の東竹原地区、菅尾地区水道管更新事業の施工管理委託料と工事請負費増額分を計上しております。

次に、表紙に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度山都町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度山都町水道事業会計予算（以下、予算という）。第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

収入。

第1款水道事業収益、3億7,544万7,000円、198万円、3億7,742万7,000円。

第1項営業収益、2億1,313万4,000円、198万円、2億1,511万4,000円。

支出。

第1款水道事業費用、3億6,220万2,000円、198万円、3億6,418万2,000円。

第1項営業費用、3億2,829万2,000円、198万円、3億3,027万2,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「9,456万7,000円」を「1億7万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、2億5,180万3,000円、25万5,000円、2億5,205万8,000円。

第4項国庫（県）補助金、3,680万円、25万5,000円、3,705万5,000円。

支出。

第1款資本的支出、3億4,637万576万5,000円、3億5,213万5,000円。

第1項建設改良費、1億4,284万5,000円、576万5,000円、1億4,861万円。

令和4年6月9日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 先日から、東竹原地区で断水が発生しました。今回の箇所も東竹原と説明がありましたが、この前の断水との関係がございませうでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員のおっしゃったとおり、場所は猿丸地区で、今年度から工事に入る予定の箇所でありまして、今年度から5年間ほどで、配水池を含む配水管の更新工事を予定しておりました。ですが、ちょっとその箇所について、先に施設のほうの不具合が生じたものです。

以上、終わります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第56号「熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

議案第56号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合格約の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月9日提出、山都町長。

熊本県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合格約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合格約の規定は、令和4年4月1日から適用する。

提案理由です。熊本県総合事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表ですが、左側が改正後を示しています。別表第1は、組織構成団体が示されています。9段目に下線表示されています。

次のページをお願いします。

別表第2は、組合の共同処理する事務とありますが、具体的には、第3条第1号が職員に対する退職手当に関する事務で、9段目に下線表示で示されています。

最後のページをお願いします。

第3条第9号が、議会議員や非常勤職員の公務上の災害等の補償に関する事務で、11段目に下線表示で示されています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号「熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第57号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、議案第57号、令和4年度山都町一般会計補正予算（第3号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費です。27目新型コロナウイルス感染症対策臨時特別給付金給付事業費です。全体で5,811万5,000円を計上いたしております。事務経費として、3節職員手当等から11節役員費まで、合計61万5,000円を計上しております。事業経費といたしまして、18節負担金補助及び交付金として、子育て世帯等臨時特別給付金として4,700万円、子育て世帯生活支援特別給付金として1,050万円をそれぞれ計上しております。合計で5,750万円となるものです。

13款予備費は、調整でございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、7ページをお願いします。

16款国庫支出金は、本事業への国庫補助金です。

20款繰入金は、財政調整基金から繰入れするものでございます。

22款諸収入は、事前に一般財源で立て替えた分を補助金の中から雑入として受け入れるものでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

令和4年度山都町一般会計補正予算。

令和4年度山都町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億5,300万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年6月16日提出、山都町長です。

よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） これに補足の説明資料があったと思いますが、1児童当たり5万円、210名が予定されて1,050万円となっておりますが、対象者数は210名なんですが、世帯に給付されますので、世帯が何世帯なのかと、あと、町内に住所を有する高校生の子世帯ということで、例えば親はこっちにありますが、子どもだけ転出して住民票が例えば市内とかいうときは、熊本市で子どもがその世帯主として申請するのか、この説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。1児童当たり5万円の子育て世帯給付金の対象者数210名となっております。世帯数にしますと73世帯を見込んでおります。

それから、申請の件ですけれども、住所をこちらに有して、熊本市内に高校生がお住まいの場合の申請ということでよろしいですかね。

（自席より発言する者あり）

住所が向こうの場合ですね。住所が熊本市内の場合、これは熊本市のほうでの支給ということになりますので……。すみません、養育者が申請ということになりますので、申し訳ございません、訂正いたします。養育者が申請となりますので、こちらでの申請になります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第10 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第7、諮問第1号、日程第8、諮問第2号、日程第9、諮問第3号、日程第10、諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、関連しますので、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） それでは、説明をいたします。諮問第1号から説明をいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年6月9日提出、山都町長、梅田穰。

意見を求める者。

住所、山都町浜町129番地。

氏名、井上里己。

生年月日、昭和28年1月8日。

提案理由。人権擁護委員の4名が、令和4年9月30日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。これが、この諮問を行う理由です。

井上氏は山都町浜町在住で、平成28年10月1日から、人権擁護委員として2期目を歴任されております。さらに、地域住民の信頼も厚く、人権擁護についての理解もあり、人権擁護委員としてふさわしい方であるため、ここに法務大臣への3期目の再任推薦をいたし、意見を求めるものです。

続きまして、諮問第2号の説明を行います。

諮問第2号。

意見を求める者。

住所、山都町北中島2855番地6。

山中敏子。

生年月日、昭和32年1月9日。

山中氏は山都町北中島在住で、令和元年10月1日から、人権擁護委員として1期目を歴任されております。さらに、地域住民の信頼も厚く、人権擁護についての理解もあり、人権擁護委員としてふさわしい方であるため、ここに法務大臣への2期目の再任推薦をいたし、意見を求めるものです。

続きまして、諮問第3号の説明を行います。

諮問第3号。

意見を求める者。

住所、山都町北中島1688番地。

氏名、渡邊尚子。

生年月日、昭和33年6月25日。

渡邊氏は山都町北中島在住で、役場職員として長年にわたって勤められ、行政事務に明るく、地域の状況にも精通されています。また、地域住民の信頼も厚く、人権擁護についての理解もあり、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、ここに法務大臣へ推薦したく、意見を求めるものです。

続きまして、諮問第4号の説明を行います。

諮問第4号。

意見を求める者。

住所、山都町馬見原115番地。

氏名、橋本由紀夫。

生年月日、昭和33年4月12日。

橋本氏は山都町馬見原在住で、役場職員として長年にわたって勤められ、行政事務に明るく、地域の状況にも精通されています。また、地域住民の信頼も厚く、人権擁護についての理解もあり、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、ここに法務大臣への推薦をしたく、意見を求めるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いします。

○議長（藤澤和生君） 諮問第1号から第4号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定いたしました。

諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

日程第11 委員会報告 陳情等付託報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、陳情等付託報告についてを議題とします。

陳情第5号「感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める陳情」について報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） おはようございます。陳情第5号につきまして、総務常任委員会に付託をいただきましたので、審査の報告を行います。

令和4年6月16日、山都町議会議長、藤澤和生様。

総務常任委員長、飯開政俊。

陳情審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、番号。陳情第5号。

2、付託年月日。令和4年6月9日。

3、件名。感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める陳情。

4、陳情者。熊本市中央区神水1-30-7、熊本県労連最低賃金キャラバン熊本県実行委員会実行委員長、榎本光男。

5、審査の結果。不採択。

6、委員会の意見。地域別最低賃金は、都市と地方では格差があり、人口流出の一因と思われる。また、コロナウイルス感染症に加え、ロシアによるウクライナ侵攻などにより経済情勢の不安定化が進み、物品の値上げがかつてないような形で進んでいる。最低賃金の引上げは以前にも増して必要と思われるが、陳情内容にある全国一律時給1,500円への引上げは、本町にある雇用側の経営実態も鑑み、現実的でないと判断し、本陳情を不採択とする。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

「感染症拡大に強い地域経済に対する最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める陳情」を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立少数です。

したがって、陳情第5号「感染症拡大に強い地域経済に対する最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める陳情」は、不採択とすることに決定しました。

陳情第8号「山都町発注工事に対する要望について（お願い）」について、報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 今回、山都町建設業界から議会のほうへ陳情なされました。この町にとりまして、非常に大きな影響のある業界でございましたので、総務常任委員会に付託をいただきましたけれども、関係の委員会ということで、経済常任委員長、副委員長にもオブザーバーとして参加をいただきまして、審査をさせていただきました。

では、ただいまから報告をいたします。

令和4年6月16日、山都町議会議長、藤澤和生様。

総務常任委員長、飯開政俊。

陳情審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、番号。陳情第8号。

2、付託年月日。令和4年6月9日。

3、件名。山都町発注工事に対する要望について（お願い）。

4、陳情者。山都町下馬尾283番地。山都町建設業協会会長、中崎晃紀。

5、審査の結果。趣旨採択。

6、委員会の意見。本町において、建設業協会は、町内の経済活動、産業振興、地元雇用、町税増収等に寄与されており、町の基幹産業である建設業の育成強化は、町にとり大切な政策の一つである。

これまで町は、入札の公正性、競争原理の諸法令を基本として行ってきたが、今回、町内業者と町外業者とで何らかの格差をつけてほしい旨の要望がなされたところである。入札の手法の一つである総合評価方式に、地元業者の育成の観点から、地域精通度や地域貢献度等、評価項目を採用するなどの配慮も必要ではないかと思われ、町有施設は町民の共有財産であることから、行

政、建設業協会、双方が協力し、さらなる業者の技術力向上を図られることを望み、趣旨採択とする。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号「山都町発注工事に関する要望について（お願い）」は、趣旨採択とすることに決定しました。

日程第12 委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査申出を議題とします。

お手元に配付しました申出のとおり、会議規則第75条の規定により、厚生常任委員長から、厚生常任委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第13 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第13、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出を議題とします。

お手元に配付しました申出のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第2回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時55分

令和4年6月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第1号	令和3年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	6月9日	報告	済
報告第2号	令和3年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6月9日	報告	済
報告第3号	令和3年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	6月9日	報告	済
報告第4号	令和3年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について	6月9日	報告	済
報告第5号	有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	6月9日	報告	済
報告第6号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	6月9日	報告	済
報告第7号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	6月9日	報告	済
報告第8号	有限会社「清和資源」の経営状況について	6月9日	報告	済
議案第54号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第2期））	6月9日	原案	可決
議案第55号	工事請負契約の締結について（（仮称）山都町総合体育館建築工事）	6月9日	原案	可決
議案第50号	山都町介護保険条例の一部改正について	6月16日	原案	可決
議案第51号	山都町税等の減免に関する条例の一部改正について	6月16日	原案	可決
議案第52号	令和4年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	6月16日	原案	可決
議案第53号	令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	6月16日	原案	可決
議案第56号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	6月16日	原案	可決
議案第57号	令和4年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	6月16日	原案	可決
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月16日	原案	同意
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月16日	原案	同意

諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月16日	原案同意
諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月16日	原案同意
委員会報告	陳情等付託報告について		
	陳情第5号	6月16日	不採択
	陳情第8号	6月16日	趣旨採択
議長報告	委員会の閉会中の継続審査申出について	6月16日	原案可決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	6月16日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
